

# 第 8 2 回 通 常 総 会

と き 令和3年5月12日

一般社団法人 全国木材組合連合会

# 次 第

開 会

会長挨拶

議長選出

議 題

第1号議案 令和2年度事業報告承認の件・・・・・・・・・・ 1

第2号議案 令和2年度収支決算承認の件・・・・・・・・・・ 39

第3号議案 令和3年度会費等決定の件・・・・・・・・・・ 61

第4号議案 令和3年度借入金最高限度額決定の件・・・・ 69

第5号議案 令和3年度役員報酬決定の件・・・・・・・・・・ 69

第6号議案 定款変更の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

第7号議案 役員選任の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71

(報 告) 令和3年度事業計画

令和3年度収支予算

閉 会

# 第 1 号 議 案

令和 2 年度

事業報告承認の件



## 令和2年度事業報告

### I 温暖化防止・地域活性化に貢献する木材利用の推進

平成27年8月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」におけるSDG's（持続可能な開発目標）やカーボンニュートラルの達成が、経済、社会の大きな共通目標となり、国産材の利用に追い風が吹く中、地球温暖化防止、地方創生、人々の健康的な暮らしに不可欠な木材利用について、非住宅、中高層建築を含め、街づくりへの利用拡大を目指して積極的な普及活動等に取り組んだ。

#### 1 ウッドファースト社会実現に向けての運動の展開

- (1) 平成26年10月に、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用に向けて全国森林組合連合会と共同で行った「ウッドファースト社会の実現に向けての行動宣言」に引続き、日本林業協会、日本林業経営者協会、全国素材生産業協同組合連合会、全日本木材市場連盟も加えた6団体で非住宅分野、民間建築物への木材利用を進めるための法制度の創設などに取り組んできており、平成30年10月の「森林・林業の再生に向けた共同宣言2019」において、森林経営管理法の制定や森林環境税・森林環境譲与税の創設、建築基準法の改正などの動きを受けて、さらに具体的に民間中高層建築物への木材利用、木材消費地である大都市圏での木材利用促進条例の策定等について取組を強化することとした。
- (2) 木材利用が地球温暖化防止、地方創生に果たす役割について、広く国民に理解を求め、木材利用拡大に対する支援の輪を広げるため、農林水産省、国土交通省をはじめとする関係省庁、地方自治体などに対して、木材利用を優先する社会実現への取り組みについて働きかけた。

#### 2 消費者、需要者への普及活動

##### (1) 木材利用拡大の普及活動

ア 新型コロナウイルス感染症の拡大により、展示会等が中止、延期になる中、本年度については、ジャパンホームショー（11月）、建築・建材展（3月）などの展示会に参加するとともに、木づかい推進月間での各種シンポジウム、フェアなどに参加協力し、合法伐採木材、JAS材を含め、幅広い国産材の利用拡大のための普及活動を実施した。

イ 全木連HP等において、木材の特質や住宅・街づくり等における木材利用などに関する各種知識・情報の提供、普及啓発に取り組んだ。

ウ 建築関係団体、消費者・需要者などと幅広く連携を図るとともに、木材PRポスター、リーフレットの作成配布、マスコミへのPRなどにより、効果的な木材利用の普及に努めた。

エ 令和3年3月23日に、「第12回新たな木材利用事例発表会」を“木の学び

やと木のまちづくりの動向”をテーマに開催し、国産材を利用した学校施設での教育効果や木材を活かしたリフォームによるまちづくりのねらいなどを通じて国産材利用の可能性について最新情報の提供を行った。

#### (2) 木材利用に関する教育活動等の推進

小・中・高校生の木材利用普及のため、毎年実施している「高校生ものづくりコンテスト関東大会」、「全国中学生創造ものづくり教育フェア」への資材提供・協力については、新型コロナウイルス感染症拡大により中止となったが、全国木材青壮年団体連合会主催の「全国児童・生徒木工工作コンクール」への協力、各種展示会における木製遊具等の展示など、「木育」活動の推進に積極的に取り組んだ。

### 3 地球温暖化防止対策としての木材利用

#### (1) 地球温暖化への対応としての木材利用の推進

京都議定書の第一約束期間において、温暖化ガス削減目標達成のために森林吸収源が重要な役割を果たしてきたことを評価し、2020年以降の温室効果ガス削減のための国際的枠組みである「パリ協定」の中で、木材利用を通じた森林整備の一層の推進及び伐採木材の二酸化炭素固定に対する評価（HWP）が適切に位置づけられたことに伴い、必要な財源が確保されるよう関係機関等への働きかけを行った。

#### (2) 違法伐採対策の推進等

ア 林野庁ガイドラインに基づく、合法性等の証明された木材・木材製品の利用普及のため、認定事業者の拡大に努めた。令和3年3月段階での認定団体、認定事業者数は、それぞれ150、12,100となった。認定事業者の拡大に加えて、証明された木材・木材製品の信頼性確保のための研修会、セミナーを実施し、供給体制の整備に努めた。

また、国産材の供給増加、新たな森林経営管理システムの開始に合わせて、認定団体の事業者認定・フォローアップ、認定事業者が扱う合法木材の証明に当たって必要な分別管理、書類管理等の手続き、実施体制等の適切な運用について情報提供を行った。

イ 違法伐採対策に関する輸出国側、輸入国側の動きについて、海外の関係者との情報交換を行うとともに、環境NGO等との意見交換を実施した。

ウ 平成28年5月に成立し、平成29年5月から施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」についての認定団体、認定事業者等へのセミナー、ワークショップ、研修会等を開催するとともに、林野庁ガイドラインに基づく認定団体、認定事業者の取組について引続き信頼性が確保されるよう指導を実施した。

#### (3) 木質バイオマス利用等の促進

化石燃料の削減への貢献や未利用材・林地残材等の有効なカスケード活用推進のため、木質バイオマスの発電利用については、関係団体と連携し、林野庁の

「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に即した事業者認定や適切な供給体制の構築などの推進に取り組んだ。

## II 住宅、街づくりへの総合的な木材利用の取組

住宅、公共・商工業施設、身の回りの日常用品等への木材・国産材の利用促進活動を積極的に推進するとともに、これらに関する施策・税制などの充実強化に取り組んだ。

### 1 木材利用の提案活動

(1) 令和2年11月18日に林野庁幹部との情報交換会を開催し、需要拡大対策、木材産業振興対策等について意見交換を行った。

### 2 木造住宅への木材・地域材利用

(1) 地域型住宅グリーン化事業、サステナブル建築物等先導事業、木造住宅施工技術体制整備事業などの地域材利用の木造住宅づくり対策について、委員会への参画など積極的な対応を行った。

(2) 平成30年度の建築基準法の改正に合わせ、中大規模建築物等における内装制限の見直しなど、非住宅、都市の中での木材利用促進へ向けた建築関係諸制度の動きに関する情報収集・提供、会議等への参加などの取組を行った。

(3) 令和元年度補正予算「木材製品の消費拡大対策事業」のうち、「JAS構造材利用促進事業」、令和2年度（令和元年度）当初予算「JAS構造材活用事業者拡大事業及びJAS構造材実証支援事業」、「都市の木造化に向けた木質耐火部材等の利用促進事業」、「A材丸太を原材料とする構造材等の普及啓発事業」の実施団体として、各地域の木材関係団体が建築施工事業者等と連携した非住宅分野、JAS材、A材活用等に的を絞った木材需要拡大対策の取組についての支援体制の構築を行った。

(4) 地域の木材関連事業者や工務店等の連携による地域型住宅グリーン化事業、顔の見える木材での家づくり事業に関して情報の収集、提供等の活動を行った。

(5) 国産材の利用拡大を図るため、「国産材マーク」、(一社)国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会、(一社)木材表示推進協議会、(一社)木になる紙ネットワーク等との連携を強化し、各種活動を展開した。

### 3 公共建築物・商工業施設への木材利用促進

(1) 「森林(もり)を活かす都市(まち)の木造化推進協議会」を設立(令和元年5月)し、「森林を活かす都市の木造化推進議員連盟」との連携を図り、民間建築物を含む木材利用促進のための法律の制定に向け、積極的な活動を展開した。

(2) 平成30年4月12日に発足した全国20の政令指定都市の議員等による「政令指定都市木材利用促進議員連盟」が取組む都市での木材利用拡大の動きに協力することとし、森林環境授与税の活用や国産材供給の動き、木材利用拡大の鍵と



なる都市における具体的な木材利用に関する情報の交換等を行った。

- (3) 公共建築物等における木材利用の促進に関する法律に基づく市町村方針策定の増加について各県木連とともに取り組んだ。
- (4) 木材利用促進のための都道府県条例の策定に向けた都道府県木連の働きかけに協力した結果、令和2年度末までに23県で策定された。
- (5) 木材利用推進中央協議会と連携し、建築事例の普及、情報提供等に取り組んだ。木材利用推進中央協議会主催の木材利用推進全国会議を後援し、中高層ビル等への木材利用促進に関しての最新情報の共有を図った。

### Ⅲ 木材産業の成長産業化に向けた産業構造の確立

#### 1 木材産業の経営安定化の取組

##### (1) 経営の安定化対策

木材産業の経営安定・振興のため、融資・保証制度、税制の積極的な活用の推進と制度充実に取り組んだ。

ア 設備・運転資金の円滑な確保のための日本政策金融公庫の林業・木材関係資金、木材産業等高度化推進資金、セーフティネット保証等中小企業及び農林漁業関連信用保証制度、地域材利用促進のための緊急利子助成制度などの有効活用と制度充実に図るため、関係機関との情報交換等を実施した。

イ 経営革新等中小企業対策、事業再生・ものづくりなどの支援対策の有効活用のため、関係機関による会議等への積極的な参加を行い、情報収集等に努めた。

ウ 3年毎に見直される木材加工業における軽油引取税の免税措置については、令和2年12月の税制改正の中で3年間の延長が認められたが、会員の一層の活用について普及活動を実施した。

##### (2) 雇用対策等

ア 雇用調整助成金、雇用創出に係る関係事業、企業経営に係る諸制度や環境、厚生労働等諸制度・施策にかかる普及推進に取り組んだ。

イ 外国人技能実習生の受け入れを要望する会員等による「外国人技能実習部会」を創設し、正会員45社、賛助会員18社でスタートした。

また、厚生労働省等による技能実習評価試験実施機関の認定に向けての取組を進めた。

##### (3) 労働安全対策等

厚生労働省、林業・木材製造業労働災害防止協会との連携を図りながら、木材・木製品製造業のゼロ災・労働安全の確保活動に積極的に取り組むとともに、林業退職金制度の重要性にかんがみ、引き続き都道府県木連を通じ加入促進に取り組んだ。

また、林材業ゼロ災推進中央協議会木材・木製品製造業部会の事務局として、ブロックゼロ災推進会議に出席し、情報提供を行うとともに、農林水産業・食品



産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議林業・木材産業分科会に委員を派遣し、作業安全のための規範の策定に協力した。

#### (4) 新型コロナウイルス感染症への対応

令和元年1月に中国で発生し、アジア、米国、欧州で爆発的な感染拡大が起きている新型コロナウイルス感染症については、中国等への木材輸出の急減、海外からの住宅資材の入荷減から住宅の引き渡しの遅れ等の影響が出たことから、セーフティーネット5号保障への業種追加、農林漁業信用基金の制度適用等について関係機関に働きかけを行い、それぞれ3月中に適用されることとなった。

また、令和2年度補正予算を活用して、低迷が予想された国産材需要の下支えとなる過剰木材在庫利用緊急支援事業、新型コロナウイルスが最初に発見され経済活動、貿易が停止した中国向けの輸出用原木等の一時保管を支援する事業を実施し、地域の林業・木材産業への影響軽減を図った。

## 2 効率的な加工・流通体制の確立

木材の需要構造の変化に的確に対応できる効率的な加工・流通体制の確立の促進に取り組んだ。

#### (1) 中小工場の有機的連携と原料転換

中小製材工場等が有機的に連携して品質管理、乾燥材等品質性能の確かな製品づくり、丸太輸入環境の変化に対応して国産丸太への原料転換などを推進した。

#### (2) 高度な木材加工・流通構造の確立

ア 地域木材産業の実情を踏まえつつ、機械施設の高度化等による効率的な木材の加工・流通体制の構築、木材製品の高付加価値化への取組、特に品質の安定した乾燥材生産・供給の拡大に取り組んだ。

イ 木材産業関連助成・交付金、林業・木材産業改善資金、日本政策金融公庫の林業・木材関係資金、木材産業等高度化推進資金、地域材利用促進のための緊急利子助成制度、素材生産・木材加工等機械施設のリース・利子助成制度などの有効活用に取り組んだ。

#### (3) 地域材丸太の安定供給・確保体制への取組

ア 原木の安定供給・確保体制の構築のため、①需給動向に応じて弾力的に供給できる計画伐採体制、関係者間の広域的な情報交換等、②施業の集約化や路網・高性能機械の整備による低コスト生産システムの展開や高度技能担い手の確保の推進、③ストックヤード・輸送の大型化等による流通の効率化・コスト低減の推進などについて、全素協、全森連、全市連等と連携して推進した。

イ 素材生産の規模拡大、生産性向上等のために必要な機械施設整備に係る助成・交付金、リース・融資等制度、さらに運転資金関係制度の有効活用に取り組んだ。

#### (4) 技術・製品開発への取組

ア 効率的で原木の大径化にも対応する製材加工システム、一層の効率的な乾燥技術など木材加工機械等の技術開発促進と産・学・官の連携体制強化を関係機関等に働きかけた。

イ 木造住宅の振興のための工法、性能、維持管理に関する技術開発、消費者・需要者ニーズに即応した内装材、壁材、リフォーム・耐震改修用部材、木製フェンス等部材・利用技術開発を森林総合研究所等の機関に対して働きかけた。

ウ 中高層の建築物の木造・木質化促進のため、CLT など部材、工法等の開発などを進める機関との情報交換のため各種会議、セミナー等へ積極的に参加し、情報収集に努めた。

エ 林野庁補助事業を活用し、都道府県公設林試の研究員等による人工乾燥技術に関する試験調査事業を実施した。

オ 今後増加する大径木の利用を進めるための技術開発等を支援する、農林水産技術会議の革新的技術開発・緊急展開事業先導プロジェクト評議委員会に委員長を派遣し、業界のニーズが研究開発に活かされるよう助言した。

#### (5) 木材貿易・海外との交流

##### ア 国産材の海外への輸出促進

日本木材輸出振興協会等と連携して、付加価値の高い国産材製品の輸出拡大に向けての対策を検討するための委員会への参加、林野庁と製品等付加価値の高い品目の輸出拡大に取り組む会員団体の意見交換会に参加した。

##### イ 木材貿易問題への対応

(ア) 関係団体等との連携の下に、平成30年12月30日に発効した環太平洋11か国によるTPP11、平成31年2月1日に発行した日欧EPA、令和元年1月1日に発効した日米貿易協定等、木材貿易を巡る国際情勢が大きく変化する中、国内対策の充実にむけて要望の取りまとめ、要請活動などの取組を実施した。

(イ) インドネシア、カナダ、米国の木材関係団体等との我が国の木材需給状況、違法伐採対策等に関する意見交換等海外木材関係団体との連携を引続き実施した。

### 3 東日本大震災、熊本地震の復興・復旧と木材需給安定の取組

木材関連被災事業者の再建・事業振興のための機械施設整備、運転資金確保等支援対策、原発事故関連の被災事業者の再建、放射能汚染に関連する木材製品、パーク等の適切な処理対策などに引き続き取り組んだ。

## VI 安全・安心の木材利用・供給の推進

### 1 品質の確かな木材製品、認証木材等の普及

非住宅、中高層建築への木材利用を推進する中、品質性能の明確な木材製品や産地等の証明のある木材・国産材使用への関心の高まりに対応して、JAS製材品の利用・供給、製材品のホルムアルデヒド放散量等級表示並びに産地認証材・合法伐採木材の供給体制整備を引き続き促進した。

#### (1) JAS制度、JAS木材製品の利用・供給の促進

一般消費者・需要者、建築関係者並びに木材の加工・流通事業者に対して、全市連、全買連と共同してJAS製材品普及推進展示会を引続き開催するとともに、林野庁補助事業も活用しながら、ホームページ、木材利用イベント、マスコミ等を通じた「信頼できるJAS製材品」の利用普及と供給促進に取り組んだ。

#### (2) 製材品のホルムアルデヒド放散等級表示の登録制度の適切な実施

シックハウス対策として不可欠な木材製品ホルムアルデヒド放散等級表示について、JAS制度では基準化されていない木材製品に係る表示登録制度を引続き実施した。

#### (3) 合法性証明木材・都道府県産認証材の利用、供給拡大の取組み及びクリーンウッド法への対応

ア 合法性証明木材の証明チェーンの着実な実行のため、合法木材認定事業体の拡大と木材取扱い関係事業者の理解促進に努めた。

イ 都道府県産材認証制度、木材表示制度の一層の充実推進に取り組んだ。

ウ クリーンウッド法に関するセミナー、木材関連事業者の登録に関する中央協議会の開催、都道府県単位での協議会開催の支援を行うとともに相談会等を開催し、川下の住宅産業事業者も含めた木材関連事業者の理解を深めるとともに、合法伐採木材の適切な確認のための取組についてのアンケート調査、情報提供を実施した。

## 2 木材の健康・安全対策

### (1) 木材の健康性能の普及

ア 木材が含んでいるテルペン類等の健康面への効用など、木材が優れた資材であることの普及に引続き取り組んだ。

イ アセトアルデヒドやT-VOCの規制等の動きについては木材利用促進に支障がないよう引続き適切な対応に努めた。

## V 組織活動の活性化等

### 1 全国木材産業振興大会の開催

第55回全国木材産業振興大会については、11月12日に鹿児島県において九州支部、鹿児島県木連等の協力の下に開催することとしていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人との接触機会の減少等の対策が要請される中、開催を見送ることとした。

### 2 各種委員会活動

#### (1) 制度・施策の提言等

令和2年8月5日に総務委員会を開催（書面）し、令和2年度の表彰者の選考並びに第55回全国木材産業振興大会を令和3年10月14日に札幌市で開催することについて決定した。

## (2) 関係団体との連携強化

木材利用推進、木材産業振興のため、森林・林業・木材産業、建築、中小企業・消費者の関係団体等との連携強化のため、木材サミット、JAPIC、住木センター、木材総合情報センター、木材加工技術協会、木活協、SGEC、建築学会、土木学会などの理事等を務めるほか、これらの団体主催の会議・勉強会に積極的に参加した。

## (3) 活動の活性化のための広報活動、施策情報提供等の取り組み

ア 一般消費者・建築関係者などに木材・木材利用に関する様々な情報を提供するため、全木連ホームページの拡充改善に取り組んだ。

イ 全木連時報を通じて、会員間の各種情報の共有化に努めた。

## (4) 各種委員会の開催

令和2年3月に木材PR委員会を書面で開催し、令和2年度における木材利用普及事業の取組方向、木材PRポスターの企画方針等について決定した。

## 3 都道府県木連、支部、関係団体等の会議、諸活動への参加

都道府県木（協）連総会、支部会議、ブロックにおける行政との連絡会議等に参加するとともに、関係団体の事業活動への参加・協力に積極的に取り組んだ。

## 4 事務局事務の効率化の取組

インターネットバンキングの効率的・効果的な運用、各種補助事業の執行に向けた職員の適正配置、WEB会議システムの導入など、事務の効率化に引き続き努めた。

(参考) 令和2年度全木連主要行事一覧表

月	日	主 要 行 事
5	13 14	全木連・全木政連・木退共通常総会（書面） 全木協連通常総会（永田町ビル） 全木検 理事会・社員総会（書面）
6	30 ※	第48回 JAS 展実行委員会（書面） J A S 構造材・過剰木材在庫利用等説明会（22:石川県、23:広島県、24:宮城県、29:徳島県、30:大阪府、愛知県）
7	26 30 ※	木材利用中央推進協議会理事会（書面） 木材利用中央推進協議会通常総会（書面） J A S 構造材・過剰木材在庫利用等説明会（3:福岡県、6:北海道、7,8:鳥取県（倉吉市、米子市）、9:東京都、10:神奈川県、14:佐賀県、15:群馬県、福岡県、20,21:高知県（安芸市、高知市）、22:長野県、岩手県）
8	4 5 17 28 ※	J A S 製材品普及推進審査会 東京都 東京中央木材市場(株) J A S 製材品普及推進展示会 東京都 東京中央木材市場(株) 全木連総務委員会・全木協連表彰選考委員合同委員会（書面） C W 法事業運営委員会第1回（商工会館） C W 地方協議会（25:栃木県）
9	2 3 14 17 18 30	J A S 製材品普及推進審査会（岡山県 (株)津山総合木材市場） J A S 製材品普及推進展示会（岡山県 (株)津山総合木材市場） 外国人技能実習部会役員会（書面） J A S 製材品普及推進審査会（愛知県 (株)東海木材相互市場 大口市場） J A S 製材品普及推進展示会（愛知県 (株)東海木材相互市場 大口市場） 第1回合法伐採木材利用促進全国会議（日比谷国際ビル）
10	7 8 15 30 ※	J A S 製材品普及推進審査会（埼玉県 丸宇木材市売(株)北浜市場） J A S 製材品普及推進展示会（埼玉県 丸宇木材市売(株)北浜市場） 全木連中国支部会議（島根県） 木材利用推進「全国会議」（木材会館） C W 法登録推進セミナー・相談会（20:全市連）
11	11～13 18 27 28 ※ ※ ※	ジャパンホームショー2020（東京ビックサイト） 全木連・全木協連・木退共正副会長会議、臨時総会、理事会（木材会館） J A S 製材品普及推進審査会（佐賀県 (株)伊万里木材市場） J A S 製材品普及推進展示会（佐賀県 (株)伊万里木材市場） C W 法登録推進セミナー・相談会（5,6:長野県、12:滋賀県、17:全買連、19:兵庫県、25,27:群馬県） C W 地方協議会（26:石川、30:三重県） C W 普及啓発セミナー（26:石川県）
12	14 30 ※ ※ ※ ※	C W 法事業運営委員会 第2回（商工会館） 全木連理事会、全木協連理事会、木退共理事会、全木政連常任委員会（書面） C W 法登録推進セミナー・相談会（3:愛知県、11:ツーバイフォーランバー JAS 協、21:青森県、25:高知県） C W 地方協議会（2:福井県、9:熊本県、21:京都府） C W 普及啓発セミナー（1:京都府、2:福井県、9:熊本県、17:栃木県） C W 地方協議会（5:山梨県）



1	※ ※	CW地方協議会（13：岐阜県） CW普及啓発セミナー（13：岐阜県）
2	16 ※ ※ ※	第2回合法伐採木材利用促進全国協議会（書面） CW法登録推進相談会・セミナー（17：岩手県、19：日合連） CW地方協議会（5：富山県、12：千葉県） CW普及啓発セミナー（5：富山県、12：千葉県）
3	4 9～12 23 30 ※	CW法事業運営委員会 第3回（永田町ビル） 建築建材展2021（東京ビックサイト） 第12回「新たな木材利用事例発表会」（木材会館・WEB中継） 全木連理事会、全木協連理事会、木退共理事会、全木政連常任委員会（書面） CW地方協議会（5：山梨県）

# 事業報告参考資料

資料1 令和2年度補正予算及び令和3年度当初予算  
(木材産業・住宅関係)

資料2 令和3年度の税制改正事項

資料3 活動関連資料

1. 森林（もり）を活かす都市（まち）の木造化推進協議会の活動
2. 国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会の活動
3. 第12回「新たな木材利用事例発表会」の概要
4. 令和2年度木材利用推進「全国会議」の概要
5. 合法木材等供給の現状とクリーンウッド法
6. 公共建築物等木材利用促進法に基づく市町村方針の策定状況
7. 木材利用促進条例の策定状況
8. 都道府県、市町村における地域材利用住宅への支援制度の概要
9. 第48回（令和2年度）J A S 製材品普及推進展示会の審査・展示年月日及び会場、受賞者一覧
10. 令和2年度末 製材等 J A S 認定工場一覧表
11. 木材産業関係基本データの推移





# 木材産業関係令和2年度補正予算及び令和3年度当初予算 (木材産業・住宅関係)

《林野庁予算》

令和2年度補正予算、令和3年度当初予算

## 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策<一部公共>

【令和2年度第3次補正予算額 36,265,200千円】

**<対策のポイント>**  
木材製品の国際競争力の強化、新たな農林水産物の輸出目標の達成に向けて、加工施設の大規模化・高効率化、他品目への転換や木材製品の高付加価値化等を支援するとともに、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、間伐材生産等を支援します。さらに、非住宅分野等における木材製品の消費拡大や新技術の実証とともに、輸出先国のニーズに対応した性能検査・実証、販売力強化を担う経営者層の育成などを支援します。

**<政策目標>**  
国産材の供給・利用量の増加（30百万㎡〔平成29年〕→40百万㎡〔令和7年まで〕）

<事業の内容>	<事業イメージ>
<p><b>1. 木材産業国際競争力強化対策</b> <span style="float: right;">14,701,000千円</span></p> <p><b>①木材産業の輸出促進・体質強化対策</b> <span style="float: right;">(3、4の事業の一部事業費を含む)</span></p> <p>合板・製材・集成材工場等が行う<b>輸出拡大に資する高付加価値化、大規模化・高効率化</b>（省人化・省力化等コロナ対策に資する施設導入を含む）、<b>他品目転換</b>等を支援します。</p> <p><b>②原木の低コスト供給対策</b></p> <p>大径材を含む原木を低コストで安定的に供給するため、<b>路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入や間伐材生産</b>等を支援します。</p> <p><b>2. 森林整備事業&lt;公共&gt;</b> <span style="float: right;">15,800,000千円</span></p> <p>幹線となる<b>林道の整備と搬出間伐</b>等を実施し、原木を低コストで安定的に供給します。</p> <p><b>3. 木材製品等の輸出支援対策等</b> <span style="float: right;">870,000千円</span></p> <p>輸出拡大にも資する<b>販売力強化に向けた人材育成や労働安全衛生対策の強化</b>の取組を支援します。また、<b>輸出先国のニーズ・規格等に対応した製品開発や性能検査・実証、輸出先国への重点プロモーション活動、きのご等の生産施設整備</b>等を支援します。このほか、輸出する木材の<b>合法性確認システム構築</b>のための調査等を実施します。</p> <p><b>4. 木材製品の消費拡大対策等</b> <span style="float: right;">4,894,200千円</span></p> <p>非住宅分野等の外構部も含めた<b>木造化・木質化</b>等を推進します。<b>伐採・造林作業の自動化・遠隔操作技術の導入・実証、木質燃料の品質向上に資する施設整備</b>等を支援します。</p> <p><b>&lt;事業の流れ&gt;</b></p> <pre>           定額 (1/2以内等)           ───────────▶ 都道府県 ───────────▶ 木材関連業者等 (1、2、3、4の事業の一部)           定額 (1/2以内等)           ───────────▶ 民間団体等 ───────────▶ 民間団体等 (3、4の事業の一部)           補助又は委託           ───────────▶ 民間団体等 (3、4の事業の一部) ※ 国有林においては、直轄で実施         </pre>	<div style="text-align: center;"> <p><b>体質強化計画</b></p> <p>川上との安定供給に係る協定締結等に取り組み工場等に対して重点的に支援</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>木材産業の輸出促進・体質強化対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模・高効率化や低コスト化、大径材活用に向けた木材加工流通施設の整備</li> <li>工場間連携や他品目への転換</li> <li>輸出に資する高度加工処理施設の整備</li> </ul>  </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>原木の低コスト供給対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>路網の整備・機能強化、高性能林業機械導入、間伐材生産等</li> <li>森林整備事業（公共）</li> <li>林業生産基盤整備等の整備</li> <li>搬出間伐等の実施</li> </ul>  </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p><b>木材製品等の輸出支援対策等（林業経営体・林業労働力強化対策）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>輸出拡大に資する販売力強化等の経営者層の育成、労働安全衛生対策の強化</li> </ul> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>木材製品等の輸出支援対策等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>輸出先国のニーズや規格基準に対応した技術開発や性能検査・実証</li> <li>輸出先国への重点プロモーション活動等</li> <li>輸出拡大に資するきのご等の生産施設整備</li> <li>輸出する木材の合法性確認システム構築のための調査等</li> </ul>  </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>木材製品の消費拡大対策等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>JAS構造材の普及・実証</li> <li>CLT建築等の実証や木質建築部材の技術開発等</li> <li>外構部への木材の実証的利用の推進</li> <li>伐採・造林作業の自動化・遠隔操作技術等の導入・実証</li> <li>革新的な森林づくりに向けた異分野技術導入の促進・実証</li> <li>木質バイオマス燃料品質向上施設の整備等</li> </ul>  </div> </div> <p style="text-align: center;">【お問い合わせ先】 林野庁計画課 (03-6744-2300)</p>

<令和2年度補正予算>

○合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策<一部公共>

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/201215.html>

# 林業成長産業化総合対策

【令和3年度予算概算決定額 12,312,885 (12,868,444) 千円】  
 (関連予算) 【令和3年度予算概算決定額 104,097千円】  
 (令和2年度第3次補正予算額 36,765,208千円の内数)

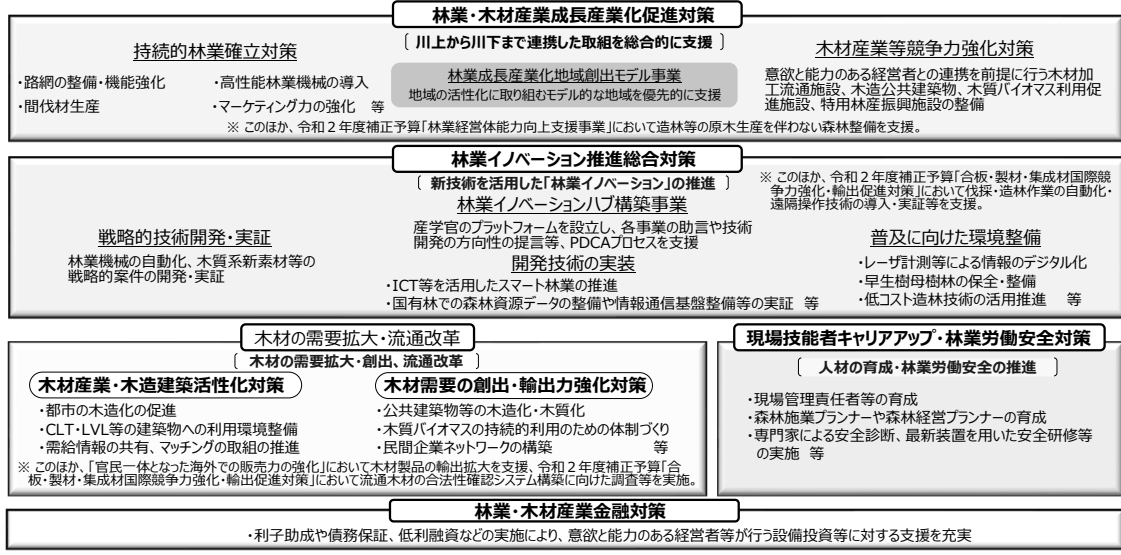
## <対策のポイント>

意欲と能力のある林業経営者の育成や経営の集積・集約化を進めるため、**路網の整備・機能強化、間伐、木材加工流通施設の整備、スマート林業・新素材開発等の「林業イノベーション」の推進、都市の木造化の促進、木質建築資材の利用環境整備等、川上から川下までの取組を総合的に支援**します。

## <政策目標>

国産材の供給・利用量の増加 (30百万m<sup>3</sup> [平成30年] → 40百万m<sup>3</sup> [令和7年まで])

## <事業の全体像>



# 林業成長産業化総合対策のうち

## 林業・木材産業成長産業化促進対策

【令和3年度予算概算決定額 8,185,373 (8,603,809) 千円】  
 (令和2年度第3次補正予算額 500,008千円)

## <対策のポイント>

意欲と能力のある林業経営者を育成し、木材生産を通じた持続的な林業経営を確立するため、**主伐と再造林を一貫して行う施業、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設や木造公共建築物の整備等、川上から川下までの取組を総合的に推進**します。

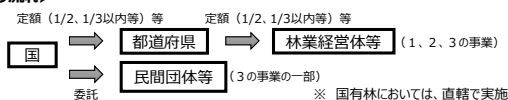
## <政策目標>

- 国産材の供給・利用量の増加 (30百万m<sup>3</sup> [平成30年] → 40百万m<sup>3</sup> [令和7年まで])
- 間伐材生産に係る経費の低下 (平成30年度比1割 [令和7年度まで])
- 高性能林業機械を整備した事業体の労働生産性の向上 (整備前から2割 [令和9年度まで])
- 木材加工流通施設の原木処理量の増加 (整備前から2割 [令和9年度まで])
- 公共建築物における木材利用の増加 (累積15,000m<sup>3</sup> [令和4年度まで])
- 木質バイオマス利用促進施設における木材利用の増加 (55万m<sup>3</sup>/年 [令和7年度まで])

## <事業の内容>

- 1. 持続的な林業確立対策**  
 意欲と能力のある林業経営者を育成し、持続的な林業経営を確立するため、**出荷ロットの大規模化等によるマーケティング力の強化、路網の整備・機能強化、高性能林業機械等の導入、間伐材生産、主伐時の全木材材と再造林の一貫作業、コンテナ苗生産施設の整備、森林境界の明確化、自伐林家等への支援**等を推進します。
- 2. 木材産業等競争力強化対策**  
 木材産業等の競争力強化を図るため、意欲と能力のある林業経営者との連携を前提に行う**木材加工流通施設、木造公共建築物、木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設の整備**を支援します。
- 3. 林業成長産業化地域創出モデル事業**  
 森林資源の利活用により**地域の活性化に取り組みモデル的な地域を優先的に支援し、優良事例の横展開**等を図ります。  
※このほか、令和2年度補正予算「林業経営体能力向上支援対策」において造林等の原木生産を伴わない森林整備を支援。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>



林業成長産業化地域創出モデル事業  
 【お問い合わせ先】 林野庁計画課 (03-6744-2300)

林業成長産業化総合対策のうち

木材産業・木造建築活性化対策（拡充）

【令和3年度予算概算決定額1,250,559（1,310,000）千円】  
（令和2年度第3次補正予算額 36,265,200千円の内数）

＜対策のポイント＞

都市部における木材需要の拡大に向け、木質建築資材の利用の実証への支援や大径材の需要拡大に向けた技術開発等への支援、CLT・LVL等の建築物への利用環境整備への支援を行います。あわせて、需給情報の共有やマッチングの取組を推進し、効率的なサプライチェーンを構築します。

＜政策目標＞

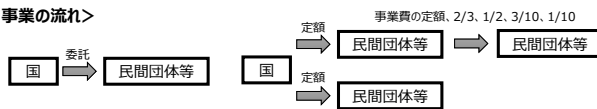
国産材の供給・利用量の増加（30百万m<sup>3</sup> [平成30年] → 40百万m<sup>3</sup> [令和7年まで]）

＜事業の内容＞

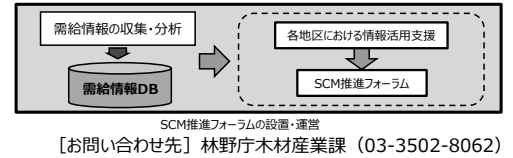
- 1. 都市の木造化促進総合対策事業** 330,000（300,000）千円  
都市部における木質建築資材（JAS構造材、木質耐火部材、内装材等）の利用実証を、山元選元を促進する優先枠（SCM推進フォーラム等）を設けて支援します。  
大径原木や羽柄材・内装材等の利用拡大に向けた取組を支援します。  
また、川上から川下までの事業者が連携した顔の見える木材を使用した構造材、家具・建具等の普及啓発等の取組を支援します。
- 2. CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業** 721,273（661,273）千円  
CLTを用いた先駆的な建築物の設計・建築や街づくり等の実証、建築物へのCLT・LVL等の利用促進や設計の容易化、設計者・施工者の育成等の普及・拡大を支援します。  
木質建築資材の低コスト化・検証を支援するとともに、品質を保证するための仕組みの開発等を実施します。
- 3. 生産流通構造改革促進事業** 199,286（201,060）千円  
SCM推進フォーラムの設置・運営による川上から川下までのマッチングや、木材需給情報を収集・分析し発信する取組等を支援します。あわせて、中高層建築物における木材の利用環境整備、製材品等の流通実態の調査を実施します。また、木材加工設備等導入の利子助成・リース、森林認証材の普及啓発等の取組を支援します。

※ このほか、令和2年度補正予算「合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策」において木材製品の消費拡大対策等を実施。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



林業成長産業化総合対策のうち

木材需要の創出・輸出力強化対策

【令和3年度予算概算決定額 506（700）百万円】  
（関連事業）【令和3年度予算概算決定額 104（-）百万円】  
（令和2年度第3次補正予算額 36,265百万円の内数）

＜対策のポイント＞

林業の成長産業化を実現するため、公共建築物等の木造化・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用、民間セクターによる非住宅建築物等への木材利用や木材利用に対する消費者等の具体的行動の促進等の様々な分野における木材需要の創出・輸出力強化を支援します。

＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加（30百万m<sup>3</sup> [平成30年] → 40百万m<sup>3</sup> [令和7年まで]）

＜事業の内容＞

- 1. 民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業** 45（45）百万円  
民間事業者等が主導する公共建築物等の木造化・木質化を推進するため、地域への専門家派遣や地域での取組を分析・普及する取組等を支援します。
- 2. 「地域内エコシステム」推進事業** 240（269）百万円  
木質バイオマスの熱利用を行う「地域内エコシステム」の構築に向け、地域における合意形成や技術開発、技術面での相談・サポート等の取組を支援します。
- 3. 「クリーンウッド」普及促進事業** 51（57）百万円  
木材関連事業者の登録を推進するため、幅広い関係者へのクリーンウッドの普及啓発の取組への支援をします。また、国別・地域別の違法伐採関連情報を提供します。
- 4. 民間セクターによる非住宅建築物等木材利用促進事業** 150（201）百万円  
木材利用に取り組む民間企業ネットワークの構築、内装木質化等の促進、普及啓発活動等の木材利用拡大に向けた取組を支援します。
- 5. 広葉樹を活用した成長産業化支援対策事業** 22（24）百万円  
特用林産物に関する情報の収集・分析・提供、国産特用林産物の競争力の強化に向けた実証、需要拡大と担い手確保を一体的に行う取組等を支援します。

（関連事業）

**官民一体となった海外での販売力の強化のうち高付加価値木材製品輸出促進事業** 104（-）百万円  
木材製品の輸出拡大を図るため、企業間の連携によるモデル的な輸出の取組、高耐久木材の輸出環境調査、日本産木材製品のPR等の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

※このほか、令和2年度補正予算「合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策」において流通木材の合法性確認システム構築に向けた調査等を実施。

【お問い合わせ先】（木材関係） 林野庁木材利用課 (03-6744-2120)  
（特用林産物関係） 経営課 (03-3502-8059)

林業成長産業化総合対策のうち  
林業・木材産業金融対策

【令和3年度予算概算決定額 1,020(691)百万円】

<対策のポイント>

林業の成長産業化及び森林の公益的機能の発揮を実現するため、意欲と能力のある経営者等が行う設備投資等に対する融資の充実・円滑化等を図り、木材の安定供給体制の構築等を支援します。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（30百万m<sup>3</sup> [平成30年] → 40百万m<sup>3</sup> [令和7年まで]）

<事業の内容>

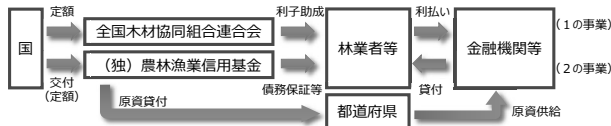
1. 林業施設整備等利子助成事業 389(315)百万円

○ 森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定を受けられる林業者や自然災害の被害を受けた林業者等が(株)日本政策金融公庫等から資金を借り入れる場合又は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた林業者が2の事業を活用して償還負担の軽減を目的とした資金の借換えを行う場合、最大2%・最長10年間（借換えの場合は5年間）の利子助成を行います。

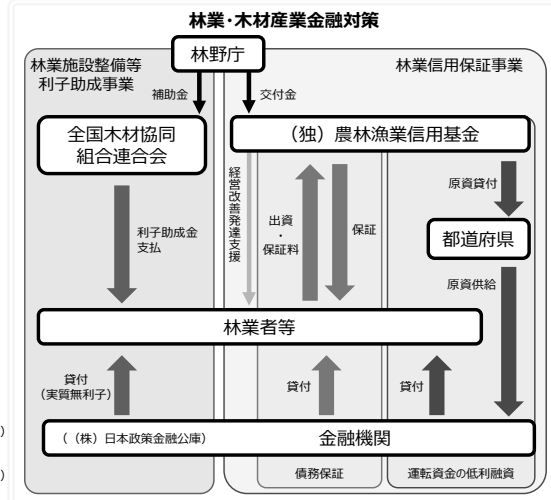
2. 林業信用保証事業 631(376)百万円

- (独)農林漁業信用基金に対して以下の経費（新型コロナウイルス感染症対策分を含む）を支援し、林業者等に対する融資の円滑化等を図ります。
  - 信用基金の財務基盤や保証料率の維持等を図るために必要な経費
  - 重大な災害からの復旧、木安法に基づく計画の実施、事業承継等に債務保証を利用する場合、債務保証に係る保証料を実質免除するために必要な経費
  - 経営合理化等に必要な運転資金の低利融資制度の実施に必要な経費
  - 林業経営者に対する経営改善発達に係る助言等の実施に必要な経費

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 林野庁企画課 (03-3502-8037)

<令和3年度当初予算>

○林業成長産業化総合対策、○林業・木材産業成長産業化促進対策、○木材産業・木造建築活性化対策、○木材需要の創出・輸出力強化対策、○林業・木材産業金融対策

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/yosankesan/201221.html>



(1) 住宅・建築物における「新たな日常」への対応と省エネ化・長寿命化の推進

【特定施策賃貸住宅ストック総合改善等事業 国費：41.96 億円 (0.95 倍)  
(令和2年度第3次補正予算 国費：2.05 億円)】

【防災・省エネまちづくり緊急促進事業 国費：77.94 億円 (0.94 倍)】

【省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備事業 国費：5 億円 (0.82 倍)】

【環境・ストック活用推進事業 国費：74.94 億円 (0.83 倍)】

【地域型住宅グリーン化事業 国費：140 億円 (1.04 倍)

(令和2年度第3次補正予算 国費：10 億円)】

【優良住宅整備促進等事業費補助 国費：257.62 億円 (0.90 倍)】

【長期優良住宅化リフォーム推進事業 国費：45 億円 (1.00 倍)】

【長期優良住宅認定取得促進モデル事業 国費：0.6 億円(皆増)】

【社会資本整備総合交付金等の内数(住宅市街地総合整備事業・  
市街地再開発事業・優良建築物等整備事業)】

「新たな日常」への対応を含めた居住に関する多様なニーズを踏まえ、住宅団地等におけるコワーキングスペース等の整備によるテレワーク環境の整備に対する支援を強化する。

また、市街地再開発事業等において、防災性能、省エネルギー性能の向上や子育て世帯への配慮といった政策課題への対応のみならず、新たな働き方への対応についても優良な性能を有する先導的な住宅・建築物の整備への支援を強化する。

さらに、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略等の目標達成に向けて、改正建築物省エネ法の周知・徹底等による省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備や、サステナブルな社会の形成に資するリーディングプロジェクト、中小工務店等の連携によるゼロ・エネルギー住宅(ZEH)をはじめとした省エネ性能の高い住宅の整備、住宅・建築物の省エネ改修等に対する支援を強化するとともに、省エネ性能等に優れた住宅の取得に対して、住宅金融支援機構のフラット35の金利を引き下げることにより支援を行う。

加えて、住宅の長寿命化に向けて、長期優良住宅化リフォームや中小工務店等の連携による長期優良住宅の整備、長期優良住宅の認定取得促進に向けたモデル的な取組、長期優良住宅の整備を伴う市街地再開発事業等への支援を強化する。

＜コワーキングスペースのイメージ＞



## (2) 地域の良質な木造住宅・建築物の生産体制の強化等

【木造住宅・都市木造建築物における生産体制整備事業 国費：5億円（1.00倍）】

【地域型住宅グリーン化事業 国費：140億円（1.04倍）】

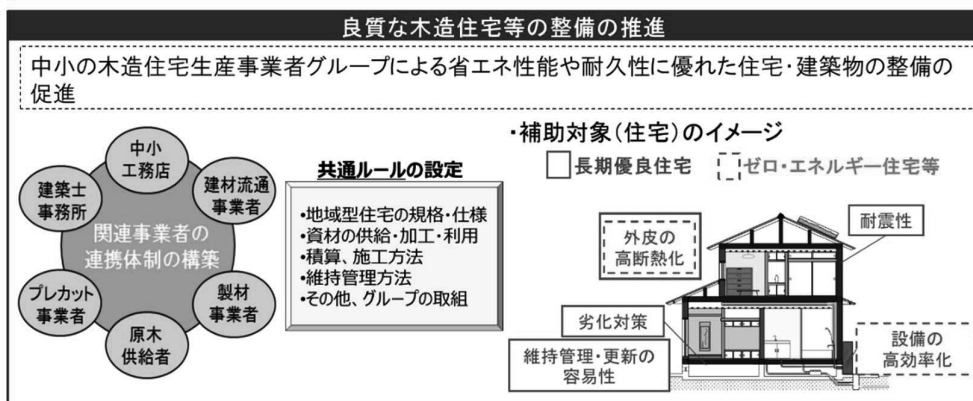
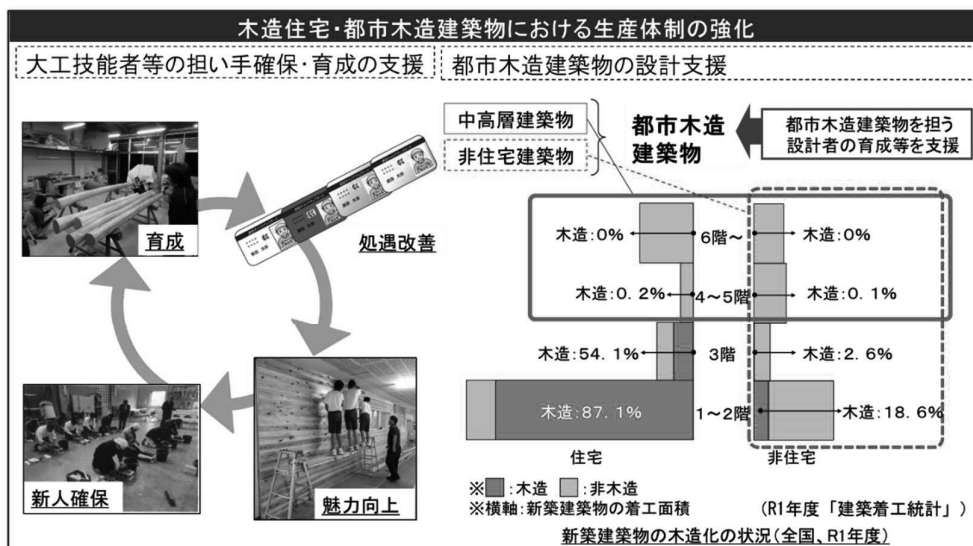
（令和2年度第3次補正予算 国費：10億円）】

【環境・ストック活用推進事業 国費：74.94億円（0.83倍）】

木造住宅の担い手である大工技能者の減少・高齢化が進む中、地方創生に資する木造住宅や非住宅・中高層の木造建築物の生産体制の強化を図るため、民間団体等が行う大工技能者等の確保・育成の取組や拡大余地のある都市木造建築物を担う設計者の育成・サポート等の取組に対する支援を行う。

また、地域の中小工務店が、資材の供給者等と協力して行う省エネ性能や耐久性に優れた木造住宅等の整備に対する支援を強化する。

さらに、CLT等新たな部材や木造建築技術を活用した住宅・建築物の整備や、地域の気候風土に応じて環境負荷の低減を図るモデル的な木造住宅等の整備に対する支援を行う。



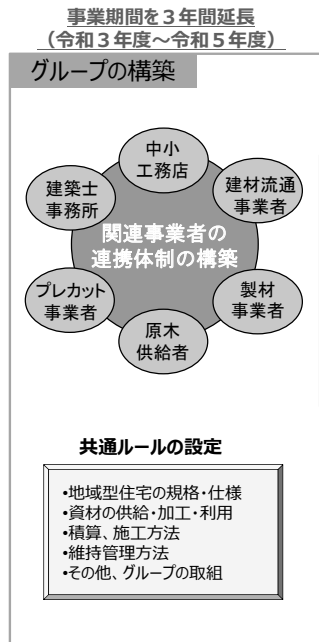


# 地域型住宅グリーン化事業 延長・拡充

令和2年度第3次補正予算：10億円  
令和3年度当初予算：140億円

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制により、地域材を用いて省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備、住宅の省エネ改修の促進を図るとともに、若者・子育て世帯に対して支援を行う。

点線下線部は令和2年度第3次補正予算、下線部は令和3年度予算における拡充事項



地域型住宅・建築物の整備

**補助対象（住宅）のイメージ**

**長寿命型**

**補助限度額**

**長期優良住宅** 110万円/戸 ※1  
※ 1次エネルギー消費量が省エネ基準△20%となる場合、30万円/戸補助限度額を引き上げ

**高度省エネ型**

**認定低炭素住宅** 110万円/戸 ※1  
**性能向上計画認定住宅** 110万円/戸 ※1

**ゼロエネ住宅型**

**ゼロ・エネルギー住宅** 140万円/戸 ※2  
※ 寒冷地、低日照地域、多雪地域に限る、Nearly ZEHを補助対象に追加

※1 4戸以上の施工経験を有する事業者の場合、補助限度額100万円/戸  
※2 4戸以上の施工経験を有する事業者の場合、補助限度額125万円/戸

・地域材加算 …… 主要構造材（柱・梁・桁・土台）の過半に地域材を使用する場合、20万円/戸を限度に補助額を加算  
・若者・子育て世帯加算  
① 玄関・キッチン・浴室又はトイレのうちいずれか2つ以上を複数箇所設置する場合、30万円/戸を限度に補助額を加算【三世帯同居加算】  
② 40歳未満の世帯又は18歳未満の子を有する世帯が身元住宅の整備を行う場合、30万円/戸を限度に補助額を加算

**補助対象（建築物）のイメージ**

**省エネ改修型**

省エネ性能が一定程度向上する断熱改修 50万円/戸

**優良建築物型**

認定低炭素建築物など一定の良質な建築物 1万円/m<sup>2</sup>（床面積）

※ 対象地域の重点化  
住宅の新築について、土砂災害特別警戒区域を補助対象外とする。

○住宅・建築物における「新たな日常」への対応と省エネ化・長寿命化の推進 10 p

○地域の良質な木造住宅・建築物の生産体制の強化等 19 p

○地域型住宅グリーン化事業 40 p

<https://www.mlit.go.jp/common/001379414.pdf>

令和 3 年度 林野庁税制改正事項

[延長事項]

- 軽油引取税の課税免除の特例措置（林業、木材加工業、木材市場業、堆肥製造業）について、木材加工業のうち、木材注薬業を適用対象から除外した上、その適用期限を 3 年延長する。（軽油引取税）
  
- 農業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等に対する税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の適用期限を 2 年延長する。（登録免許税）
  
- 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限1/2）の適用期限を 2 年延長する。（不動産取得税）
  
- 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）〔中小企業投資促進税制〕について、対象事業の追加等の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。（所得税・法人税）
  
- 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の即時償却又は税額控除（10%、資本金 3 千万円超の法人は 7%）〔中小企業経営強化税制〕について、関係法令の改正を前提に、特定経営力向上設備等の対象に経営資源集約化後の生産性向上に必要不可欠な設備を加えた上、その適用期限を 2 年延長する。（所得税・法人税）

[税制改正見直し事項（廃止等）]

- 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）〔商業・サービス業・農林水産業活性化税制〕は、適用期限の到来をもって廃止する。（所得税・法人税）

令和3年度国土交通省税制改正事項（住宅局関係）

（参考4）令和3年度国土交通省税制改正事項（住宅局関係）（1/2）

赤枠は現行措置 （令和2年度時点）	2019(R1)年				2020(R2)年				2021(R3)年				今回の改正による追加的措置				
	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10					
住宅 ローン減税	消費税率10%が適用される場合（新築等）				10年間 4,000万円 (5,000万円)				13年間 4,000万円 (5,000万円)				10年間 4,000万円 (5,000万円)				<p>○ 現行の控除期間13年の措置について、契約期限と入居期限をともに1年延長。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約期限（注文住宅はR2.10～R3.9、分譲住宅等はR2.12～R3.11）と入居期限（R3.1～R4.12）を満たす者に適用。</li> <li>・コロナによる入居遅延は問わない。</li> <li>・50㎡以上の場合、控除率や所得要件等について、変更なし。</li> </ul> <p>○ 控除期間13年の措置の延長分については、所得制限を設けた上で床面積要件を40㎡以上に緩和。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約期限（注文住宅はR2.10～R3.9、分譲住宅等はR2.12～R3.11）と入居期限（R3.1～R4.12）を満たす者に適用。</li> <li>・40㎡以上50㎡未満については、合計所得金額1,000万円以下の者に適用。</li> </ul>
	上記以外の場合				10年間 2,000万円 (3,000万円)				10年間 2,000万円 (3,000万円)				10年間 2,000万円 (3,000万円)				
すまい給付金	所得に応じて10～30万円				所得に応じて10～50万円				所得に応じて10～50万円				所得に応じて10～50万円				○ 住宅ローン減税の契約期限と入居期限の延長、床面積要件の緩和に応じた措置を実施。（予定）
贈与税 非課税措置	消費税率10%が適用される場合（新築等）				2,500万円 (3,000万円)				1,000万円 (1,500万円)				700万円 (1,200万円)				<p>○ R3.4～R3.12について、R2年度と同額の非課税限度額を措置。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R3.4～R3.12に住宅取得等に係る契約を締結した者に適用。</li> <li>・50㎡以上の場合、所得要件等について、変更なし。</li> </ul> <p>○ 所得制限を設けた上で床面積要件を40㎡以上に緩和。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R3.1以後の贈与について適用。</li> <li>・40㎡以上50㎡未満については、合計所得金額1,000万円以下の者に適用。</li> </ul>
	上記以外の場合				700万円 (1,200万円)				500万円 (1,000万円)				300万円 (800万円)				

（参考4）令和3年度国土交通省税制改正事項（住宅局関係）（2/2）

要望内容	特例措置	税目
延長	<p><b>買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置</b></p> <p>事業者が既存住宅を取得し、耐震改修等のリフォームを行う場合、不動産取得税を減額</p> <p>〔住宅部分〕 築年数に応じて、最大36万円を減額</p> <p>〔敷地部分〕 瑕疵担保責任保険に加入する等の場合は、自己居住用住宅と同様の減額措置（最低45,000円減額（床面積に応じ加算））</p>	不動産取得税
延長	<p><b>サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制</b></p> <p><b>固定資産税</b> 〔住宅部分〕 1/2以上5/6以下の範囲内で条例で定める割合を減額（5年間）</p> <p><b>不動産取得税</b> 〔住宅部分〕 最大36万円減額</p> <p>〔敷地部分〕 自己居住用住宅と同様の減額措置（最低45,000円減額（床面積に応じ加算））</p>	固定資産税 不動産取得税
拡充	<p><b>マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置</b></p> <p>耐震性不足のマンションの建替え等を行う場合に認められている不動産取得税の非課税措置等について、耐震性不足だけでなく、外壁剥落等により周辺に危害を生じるおそれがある場合等にも適用</p>	所得税 法人税 登録免許税 住民税 事業税 不動産取得税

【その他の項目】  
 ○被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置及び被災代替家屋に係る税額の特例措置の拡充（固定資産税・都市計画税）  
 ○防災街区整備事業の施行に伴う新築の防災施設建築物に係る税額の減額措置の延長（固定資産税）  
 ○特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長（印紙税）

○令和3年度国土交通省税制改正事項（住宅局関係）

<https://www.mlit.go.jp/common/001379414.pdf>

## 資料 3

### 活動関連資料

#### 1. 森林（もり）を活かす都市（まち）の木造化推進協議会の活動

我が国の森林資源は利用期に達しており、森林の健全性の維持及び地球温暖化防止、地方創生、国土強靱化等の観点から、その活用は国家的な課題となっている。

そのような中、自由民主党の国会議員による「森林を活かす都市の木造化推進議員連盟（会長：吉野正芳衆議院議員）」が令和元年4月に結成され、これまで木材があまり使われてこなかった都市の木造・木質化への取組が加速化された。

森林・林業・木材産業界、建設業界等においても同様の趣旨から、令和元年5月に「森林を活かす都市の木造化推進協議会（前田直登：（一社）日本林業協会会長）」を設立し、「議員連盟」と連携し都市の木造化の実現に取り組んでいる。

会員は、団体、企業、地方公共団体、学識経験者など138名となっている。（令和3年3月末現在）

令和2年度の活動実績は以下のとおりである。

##### （1）令和2年度における活動報告

###### ア 木材利用促進に関する要請活動

「森林（もり）を活かす都市（まち）の木造化推進議員連盟」と連携を図り、下記のような活動を行った。

##### ① 議員連盟に対する協議会からの要望書提出（令和2年6月24日）

衆議院第1議員会館多目的ホールで開催された議員連盟総会（令和2年度第1回）において、協議会から「木材利用促進のための法律の拡充に関する要望書」を提出し、公共建築物等木材利用促進法を改正し、木材利用促進のための対象を民間建築物まで拡充すること等を要望した。議連からは、法律の抜本的改正に取り組むとの発言があった。

##### ② 議員連盟との意見交換（法律制定に向けた団体ヒアリングの実施）

・議員連盟令和2年度第2回総会 第1回ヒアリング（令和2年9月3日）

（一社）日本木造耐火建築協会 安達広幸理事及び本会の鈴木和雄会長が要望等を行い、鈴木会長からは、以下の3点について要望した。

- 木材利用の促進への国民的理解を一層加速化するため、「公共建築物木材利用促進法」の対象を公共建築物から民間の建築物へ広げるようその改正を検討すること
- また、都市部や外構等新たな需要の拡大を可能とするため、技術や部材の開発・実用化に対する助成・支援制度の拡充を検討すること

○ SDGs等の目標を踏まえた木材利用の意義等について、広く国民の理解と支援を求め、「ウッドファースト社会の実現」を目指した国民的運動の展開に向けた体制づくりを行うこと

- ・ 議員連盟令和2年度第3回総会 第2回ヒアリング（令和2年10月1日）  
全国森林組合連合会 村松二郎代表理事長、（一社）日本建設業連合会（竹中工務店 小林道和木造・木質建築推進本部長）、（一社）日本建築構造技術者協会（㈱山田憲明構造設計事務所 山田憲明代表取締役）
- ・ 議員連盟令和2年度第4回総会 第3回ヒアリング（令和2年10月15日）  
（一社）日本木造住宅産業協会 越海興一専務理事、（公社）経済同友会 有田礼二地方創生委員会副委員長（東京海上日動火災保険㈱常勤顧問）

イ 議員連盟の現地調査に同行

- ・ 高惣木工ビル構造見学会（令和2年10月23日）  
仙台駅東口に建設中の純木造7階建てビル（施工：㈱シェルター）で、一般流通材を束ねた柱や梁を採用している。延べ床面積は、1,131㎡、使用材積は450㎡で1㎡当たりの木材使用は0.4㎡、一般住宅の2倍の木材使用量。

<出席者>

国会議員：中谷元顧問（衆）、櫻田義孝顧問（衆）、吉野正芳会長（衆）、谷公一副会長（衆）、金子恭之幹事長（衆）、伊藤信太郎衆議院議員、平口洋幹事（衆）、小島敏文事務局次長（衆）、鈴木憲和事務局次長（衆）、滝波宏文事務局次長（参）、高野光二郎幹事（参）

林野庁：前島林政部長、眞城木材産業課長 国土交通省：石坂住宅生産課長

- ・ 高惣木工ビル完成見学会（令和3年3月22日）  
無垢材使用に対する一般見学者の反響が大きかったこと、建築コストはRC造と遜色ないこと、軽いため地盤工（杭打ち）が不要であったが、震度6の地震の影響はなかったとの説明があった。

<出席者>

国会議員：塩谷立議連顧問・農林・食料戦略調査会長（衆）、宮下一郎議連幹事・農林部会長（衆）、吉野正芳議連会長、金子恭之議連幹事長（衆）、八木哲也議連幹事、伊藤信太郎衆議院議員、土井亨衆議院議員

林野庁：前島林政部長、眞城木材産業課長 国土交通省：建築指導課建築物防災対策室長

なお、森山裕議連顧問・国対委員長（衆）、盛山正仁議連幹事（衆）、伊藤忠彦前国交部会長（衆）、秋葉賢也衆議院議員も別途視察に訪れている。

(2) 広報

① リーフレットの増刷、配布

各種会議、戸別訪問、来会者対応等において配布するとともに、会議等の協賛・後援

団体としてアピールすることにより協議会活動のPR及び入会促進に努めた。

② カレンダーの配布

木材利用優良施設コンクールの受賞施設（内閣総理大臣賞、農林水産大臣賞、国土交通大臣賞、環境大臣賞、林野庁長官賞、木材利用推進中央協議会長賞、審査委員会特別賞）を掲載したカレンダー（2021版）を作成。国会議員、協議会会員、関係団体、来会者等に配布し、木造施設のPR及び入会促進に努めた。



## 2. 国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会の活動

### (1) 日本の森林を守るため共に行動する企業認定証授与式の開催

日本の森林の再生を実現するためには、川上・川下一体となった木材利用拡大に向けた取組みが不可欠との観点から、6年前に、川上の全国森林組合連合会と川下の全国木材組合連合会とが初めての共同宣言を行い、「ウッドファースト社会」の実現に向けた取組みをスタートさせた。

その流れを森林・林業・木材産業界全体に広げ、2年前には6つの企業において、国産材を活用して日本の森林を守る運動に協力する旨の宣言が行われた。

その後、宣言企業が増え、一昨年度で17社になったが、その後、宣言企業の斡旋や勧誘を含むPR活動が十分に行われないうまま推移して来た。

昨年半ば頃、この活動に興味を持つ「風土社（住宅関連季刊誌発行）」から問合せがあり、数回にわたって活動内容等についての情報交換等を行った結果、当該活動への参加が決定された。

風土社のメンバーの中の「チルチンびと地域工務店の会」及び「エアパスグループ」の52社は、これまで国産材主体の家づくりを率先して行ってきた優良な工務店ばかり。しかしながら、国産材の良さ、しっかりとした技術で建てられた国産材住宅の良さが中々消費者に浸透していかない、素晴らしいメリットがたくさんあるにも拘らず、その発進力が上手く消費者に伝わっていかない、採用している国産材を生産している地域や生産者との連携・結び付きが弱いなどの限界を感じたため、川上や川下の業界と結びつくことで新たな信用力の獲得や情報発信力の強化を図る目的で入会を決定した。

(2) 以上の経過を経て、52社が宣言企業にになった。今後、共に行動する仲間として、国産材のさらなる利用促進のため、一体となって取り組んでいくとともに、宣言企業として具体的なメリットが生まれるよう関係団体として全力で支援していく。

(3) 昨年12月3日午後、52社に対する認定証の授与式を開催。前田会長から、当日出席された7社に認定証が授与された。今後、更なる国産材の利用促進に向け手を携えて取り組んでいくことで一致した。





### 3. 第12回「新たな木材利用事例発表会」の概要

第12回「新たな木材利用事例発表会」は、令和3年3月23日(火)13:30～16:40において、(一社)全国木材組合連合会の会議室からのWEB中継方式で開催した。

木材関係業界のほか、建築・設計、土木、家具・建具、行政・地方公共団体等、100名を超える視聴者が参加した。

#### 1 開催日等

日時:令和3年3月23日(火) 13時30分～15時40分

場所:中継/全国木材組合連合会(東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル)

主催:一般社団法人 全国木材組合連合会、木材利用推進中央協議会

後援:林野庁、国土交通省、(公財)日本住宅・木材技術センター、  
(一財)日本木材総合情報センター

定員:150名(一般消費者、建築・設計・木材関係者等)

#### 2 事例発表

##### 第1部「江東区が進める校舎の木造・木質化と教育効果について」

～江東区立有明西学園の事例を通して～

【講師】東京都江東区教育委員会 教育長 本多 健一朗(ほんだ けんいちろう)氏

同 学校施設課 整備担当課長 太田 邦彦(おおた くにひこ)氏

【概要】平成30年度に創設された内閣総理大臣賞の第1号受賞作品である「有明西学園」について、施設整備に当たられた太田課長から、校舎の木造・木質化に関する区の方針や木造・木質化に係る技術・工法などについて詳細に解説いただくとともに、初代校長を務められ、現在は区の教育を統括されている本多教育長から、校舎への木材利用の効果などについて、学園で学び生活している児童・生徒の様子も交えながら、子供たちが「(木造の)校舎を好きに」なり、校歌に「木の香り」という歌詞があるなど、嬉しいエピソードが紹介された。

本多教育長の、『校舎はただの学びの場ではなく、子供たちの学びや成長に大きな影響を与える大切な環境である。』との言葉が”木の魅力”を端的に表わしている。また、「木造校舎で「ちからいっぱい(校訓)」過ごしている子どもたちの笑顔の素晴らしさや、「木は建てた時よりも(時間が経つほど)美しくなるんだよ。」と教えられるのは木造校舎だからこそ、とのコメントが印象的だった。

##### 第2部「木材を使った街づくりのねらいとその評価」

～東京都谷根千(やねせん)地域の事例～

【講師】株式会社 HAGI STUDIO 代表取締役 宮崎 晃吉(みやざき みつよし)氏

【概要】地球環境問題に対して建築や街づくりの立場から何ができるかを発端にして、東京下町の谷中地区での中古住宅や空き家を木材を使ってリノベーションする活動を紹介いただいた。10年住んでみて気付いた、『街の魅力、良さをきちんと伝えたい。』との思いから、地区全体を「HOTEL」と捉えて、銭湯や食堂、レンタサイクル店、パン屋、宿泊所などをリノベーションで次々に整備された。その際ポイントになったのが古い木造家屋での木の使い方、継手や仕口の面白さを改めて実感されたとのことで、一方、東京都が新宿に開設された「MOCTOIN」での”カーボンストックファニチャー”の取組みを通じて、地域産の一般流通材の利用促進や木材自体の加工を控えることで再利用しやすくする技術・工法の普及の重要性を訴えられた。

#### 4. 令和2年度木材利用推進「全国会議」の概要

令和2年度木材利用推進「全国会議」一木の街づくりの推進に向けて一を、令和2年10月30日(金)、江東区新木場の木材会館7階ホールにおいて、木材関係業界のほか、建築・設計、住宅産業関連等幅広い業種の方々を含め、オンラインと会場あわせて130名の参加者を得て開催した。

- ・ 開催月日 令和2年10月30日(金) 15:00～17:00
  - ・ 開催場所 木材会館7階ホール(新木場)
  - ・ 主催 木材利用推進中央協議会
- 1 主催者挨拶 木材利用推進中央協議会会長 鈴木 和雄
  - 2 審査講評 審査委員長 三井所 清典氏
  - 3 祝辞 農林水産大臣(林野庁長官代読) 本郷 浩二氏
  - 4 賞状授与
    - 【内閣総理大臣賞】白鷹町まちづくり複合施設(山形県西置賜郡白鷹町)
    - 【農林水産大臣賞】mother's+(マザーズプラス)(北海道白老郡白老町)
    - 【国土交通大臣賞】魚津市立星の杜小学校(富山県魚津市)
    - 【環境大臣賞】有明体操競技場(東京都江東区)
    - 【林野庁長官賞(3点)】
      - ・ morinos(森林総合教育センター)(岐阜県美濃市)
      - ・ 日光市本庁舎(栃木県日光市)
      - ・ WITH HARAJUKU(東京都渋谷区)
    - 【木材利用推進中央協議会会長賞(4点)】
      - ・ FLATS WOODS 木場(東京都江東区)
      - ・ 長門市本庁舎(山口県長門市)
      - ・ 天草市複合施設「ここらす」(熊本県天草市)
      - ・ THE THOUSAND KYOTO KOMOREBIDO(京都府京都市)
    - 【審査委員会特別賞(2点)】
      - ・ Hokkaido CLT Pavilion(北海道旭川市)
      - ・ 高知学園大学(高知県高知市)
  - 5 受賞お礼 受賞者代表 白鷹町 佐藤 誠七町長
  - 6 記念講演

##### (1)「木の温もりがある校舎が好き!!黄柳川小学校の今」

講師:黄柳川小学校(愛知県 新城市)教頭 桑野 立吾氏

- ・ 平成26年度の当該コンクールで最高賞(当時)の農林水産大臣賞を受賞された、愛知県新城(しんしろ)市立・黄柳川(つげがわ)小学校の木造校舎について、生徒さんや先生方の日々の様子と木材のもたらす教育効果についてご紹介いただいた。「日本一の木の校舎で学べることを誇りに思い、感謝しています。木の香り、木目の味わい、木組みの美しさなど、木材の利用は地域の元気の源になると確信しています。」と締めくくられた。

##### (2)「森の中の医療施設に変身中の『新柏クリニック』」

講師:医療法人社団中郷会新柏クリニック(千葉県 柏市)総師長代理 与謝野 孝子氏

- ・ 新柏クリニックは、平成28年に建築された透析治療専門のクリニックで、医療施設としては国内屈指の大型耐火木造建築物。クリニックの目標は、「人にやさしく、環境にやさしい、ぬくもりのあるクリニック」。建築後4年目を迎えた木造クリニックは患者さんや看護師さんの評判も高く、利用希望や働きたいという方も多く、木の魅力の素晴らしさ、注目度の高さを実感しています。」と締めくくられた。

~~~~~ 推進活動宣言 ~~~~~

## 5. 合法木材供給の現状とクリーンウッド法

### 1 合法木材供給の現状

林野庁が平成 18 年に作成した、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」）に基づく合法証明木材供給体制の整備については、令和 3 年 3 月 31 日時点で認定団体が 149、認定事業者数が約 12,100 事業者となっている。また、ガイドラインに基づいた合法証明木材の供給実績の推移は下記の通りである。

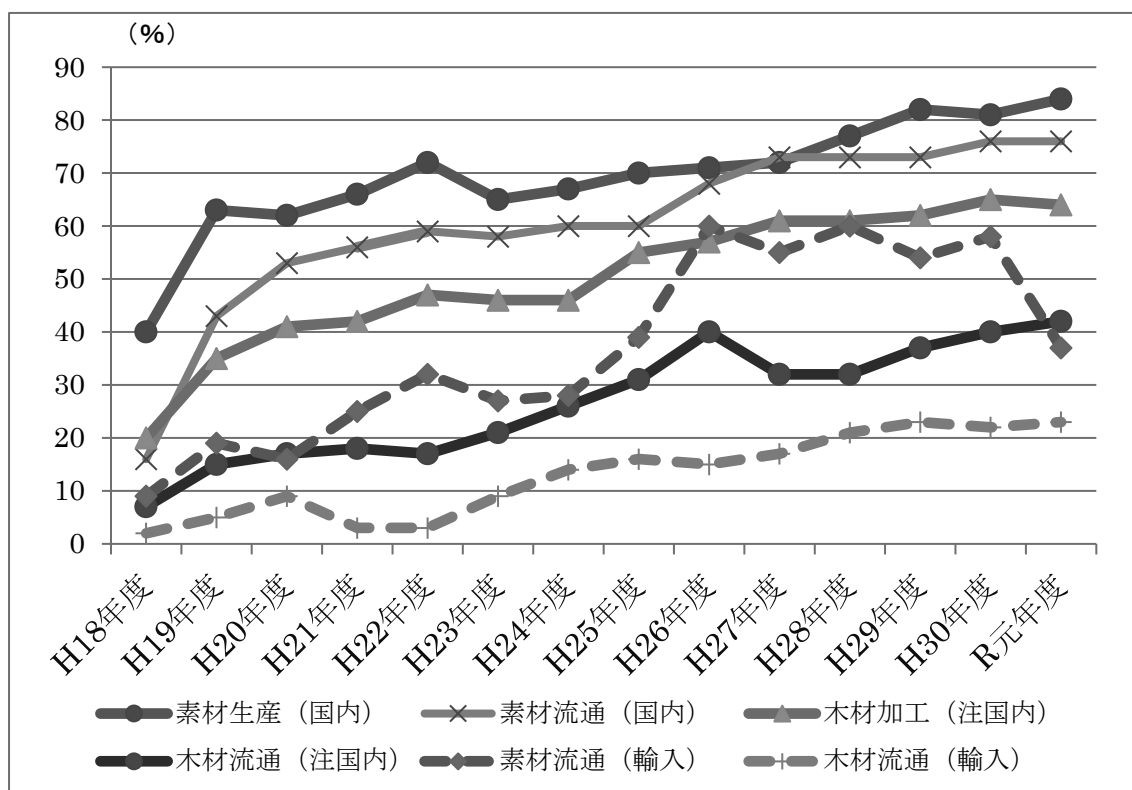


図 認定事業者による合法性が証明された木材・木材製品の割合の推移

注1 全木連の要請に基づいて実績報告を提出した 125 認定団体、9,529 事業者の集計値

注2 (注国内) = 国内における流通加工業に係るもので一部輸入材も含む

ガイドラインの適切な運用については、引き続き周知徹底を図り、合法木材供給制度の信頼性を確保していく必要がある。平成 28 年に成立したクリーンウッド法（後述）においても、その基本方針の中で合法性の確認にあたってガイドラインに基づいた証明が「活用できる」とされている。そのため、当会でもクリーンウッド法のセミナー等の機会にあらためて周知に努めている。

## 2 クリーンウッド法の現状

### 2.1 法律の概要

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称：クリーンウッド法）」が平成29年5月20日に施行され、令和3年5月で4年になる。

この法律では、木材、木材製品を利用する立場の「事業者」の責務として、「木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。」（第5条）とされ、①グリーン購入法では公的な機関への使用にとどまっていた合法木材の利用を民間企業にも広げたこと、②「木材関連事業者」の範囲を建築、家具、紙等の事業者にまで広げたこと、③合法性の判断の基準を国が示し、すべての「木材関連事業者」は、これに基づき取扱う木材、木材製品の合法性の「確認」を行うこと、④登録実施機関による木材関連事業者の登録制度ができたこと、の4つがポイントとなる。すべての木材関連事業者は、取り扱う木材・木材製品の合法性を確認することが求められている。

### 2.2 木材関連事業者の登録の動き

この法律で新たに創設された木材関連事業者の登録制度については、現在6つの登録実施機関が登録業務を実施しており、登録木材関連事業者数は、令和3年4月末現在で530あまり（全ての登録実施機関の登録事業者の合計）となっている。林野庁は、国有林材のシステム販売の公募において登録木材関連事業者へのポイント加点、木材利用拡大のための各種補助事業において事業実施者が登録木材関連事業者である場合の優遇措置など、クリーンウッド法に基づく合法伐採木材の普及に努めており、今までガイドラインに基づく合法木材供給の活動に参加していなかった建築・建設関係の木材関連事業者の登録が増加している。

### 2.3 クリーンウッド法の円滑な運用に向けて

これから、建築・建設関連業者の登録事業者が増加していくに従い、木材業界の顧客でもある建築・建設関連事業者からのクリーンウッド法に基づいた合法伐採木材の需要、未登録事業者への登録の要望が増えることが予想される。

また、業界の自主的な取組として進めてきたガイドラインに基づく合法木材証明書は、クリーンウッド法でも合法伐採木材であることの確認の際に活用できるとされていることから、認定団体から認定を受けた事業者はガイドラインに基づいた取り組みを適切かつ確実に実行し証明書を発行することが求められている。

6. 公共建築物等木材利用促進法に基づく市町村方針の策定状況

令和3年2月28日現在

|   | 市町村数 | 作成済市町村 |   | 市町村数 | 作成済市町村 |
|---|------|--------|---|------|--------|
| ★ | 北海道  | 179    | ★ | 滋賀   | 19     |
| ★ | 青森   | 40     | ★ | 京都   | 26     |
| ★ | 岩手   | 33     |   | 大阪   | 43     |
|   | 宮城   | 35     | ★ | 兵庫   | 41     |
| ★ | 秋田   | 25     | ★ | 奈良   | 39     |
| ★ | 山形   | 35     | ★ | 和歌山  | 30     |
|   | 福島   | 59     | ★ | 鳥取   | 19     |
| ★ | 茨城   | 44     | ★ | 島根   | 19     |
| ★ | 栃木   | 25     | ★ | 岡山   | 27     |
|   | 群馬   | 35     | ★ | 広島   | 23     |
| ★ | 埼玉   | 63     | ★ | 山口   | 19     |
|   | 千葉   | 54     | ★ | 徳島   | 24     |
|   | 東京   | 62     | ★ | 香川   | 17     |
|   | 神奈川  | 33     | ★ | 愛媛   | 20     |
| ★ | 新潟   | 30     | ★ | 高知   | 34     |
| ★ | 富山   | 15     | ★ | 福岡   | 60     |
| ★ | 石川   | 19     | ★ | 佐賀   | 20     |
| ★ | 福井   | 17     | ★ | 長崎   | 21     |
| ★ | 山梨   | 27     | ★ | 熊本   | 45     |
| ★ | 長野   | 77     | ★ | 大分   | 18     |
| ★ | 岐阜   | 42     | ★ | 宮崎   | 26     |
| ★ | 静岡   | 35     | ★ | 鹿児島  | 43     |
| ★ | 愛知   | 54     |   | 沖縄   | 41     |
| ★ | 三重   | 29     |   | 計    | 1,741  |
|   |      |        |   |      | 1,618  |

注：★印の都道府県は、全市町村策定済み(36道府県)

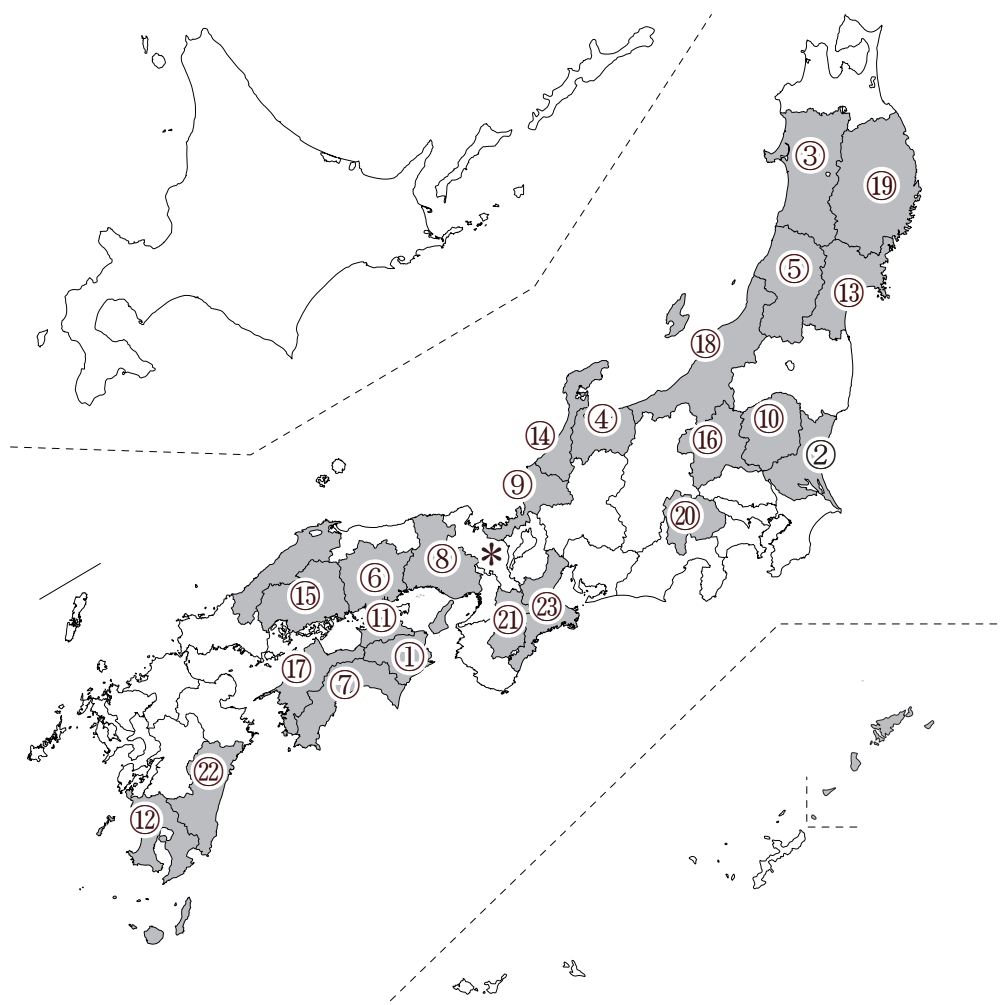
資料：林野庁ホームページ資料より作成。

( <http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/index.html> )

## 7. 木材利用促進条例の策定状況（これまで成立した条例の名称、公布月日）

①徳島県県産材利用促進条例（H24.12.21）、②茨城県県産材利用促進条例（H26.3.26）、  
③秋田県木材利用促進条例（H28.3.15）、④富山県県産材利用促進条例（H28.9.30）、⑤山  
形県の豊かな森林資源を活用した地域活性化条例（H28.12.27）、⑥岡山県県産材利用促進  
条例（H29.3.21）、⑦高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例（H29.3.24）、⑧  
兵庫県県産木材の利用促進に関する条例（H29.6.12）、⑨みんなでつかおう「ふくいの木」  
促進条例（H29.7.14）、⑩栃木県県産木材利用促進条例（H29.10.18）、⑪香川県県産木材の  
供給及び利用の促進に関する条例（H29.12.14）、⑫森林資源の循環利用の促進に関するか  
ごしま県民条例（H29.12.26）、⑬みやぎ森と緑の県民条例（H30.3.23）、⑭石川県県産材利  
用促進条例（H30.6.25）、⑮広島県県産木材利用促進条例（H30.10.2）、⑯林業県ぐんま県  
産木材利用促進条例（H30.12.17）、⑰愛媛県木材の供給及び利用の促進に関する条例  
（H30.12.17）、⑱新潟県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例（H30.12.27）、⑲岩  
手県県産木材等利用促進条例（H31.3.26）、⑳山梨県県産木材利用促進条例（H31.3.29）、  
㉑奈良県県産材の安定供給及び利用の促進に関する条例（R2. 3. 30）、㉒宮崎県木材利用促進  
条例（R3. 3. 17）、㉓三重の木づかい条例（R3. 3. 24）

\* 京都府が検討中





## 8. 都道府県、市町村における地域材利用住宅への助成制度の概要 (令和2年度)

- 地域材を利用した住宅建設の助成を行っている都道府県は、令和2年度では32団体
  - 令和2年度に助成制度に取り組んでいる市町村は209団体
  - 助成制度は、①低利融資、②利子補給、③経費の一部助成、④地域材の無償提供に大別
- ※令和2年度から、地方財政措置を活用している制度に調査対象を限定しているため、年度間の数値の単純な比較はできないことに注意

### ■ 助成制度事業数、実施都道府県数の推移

| 区分                | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 低利融資              | 6   | 4   | 5   | 5   | 7   | 7   | 7   | 6   | 7   | 7  | 6  |
| 利子補給              | 6   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 4   | 5   | 5  | 4  |
| 経費の一部助成           | 40  | 60  | 47  | 43  | 44  | 46  | 41  | 43  | 42  | 44 | 37 |
| 地域材の無償提供          | 6   | 8   | 5   | 4   | 3   | 3   | 3   | 3   | 2   | 1  | 1  |
| 助成制度を導入している都道府県数※ | 40  | 43  | 40  | 37  | 38  | 39  | 37  | 38  | 38  | 38 | 32 |

資料：林野庁調べ（令和2年8月現在）

※ 重複を除いて集計

### ■ 助成制度事業数、実施市町村数の推移

| 区分              | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1  | R2  |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 利子補給            | 2   | 2   | 2   | 2   | 1   | 1   | 2   | 2   | 3   | 3   | 2   |
| 経費の一部助成         | 158 | 189 | 210 | 240 | 254 | 258 | 271 | 271 | 285 | 270 | 214 |
| 地域材の無償提供        | 9   | 12  | 13  | 12  | 11  | 11  | 11  | 11  | 8   | 8   | 5   |
| 助成制度を導入している市町村※ | 160 | 191 | 208 | 232 | 239 | 247 | 261 | 263 | 275 | 265 | 209 |

資料：林野庁調べ（令和2年8月現在）

※ 重複を除いて集計





# 市町村における木造住宅建設促進に係る助成制度（令和2年度）

令和2年8月現在

| 都道府県名 | 経費の一部助成 | 地域の無償提供 | 利子補給 | 合計  | 市町村数 (H31) | 実施市町村                                                             |
|-------|---------|---------|------|-----|------------|-------------------------------------------------------------------|
| 北海道   | 17      |         |      | 17  | 15         | 平取町、小樽市、知内町、津別町、鹿沼町、紋別市、紋別市、川上町、雄勝町、足寄町、白糠町、塩谷町、美幌町、宇川町、森町        |
| 青森    |         |         |      |     |            |                                                                   |
| 岩手    | 15      |         |      | 15  | 15         | 盛岡市、宮古市、本松市、一関市、陸前高田市、釜石市、八幡平市、紫波町、葛巻町、巻町、花巻市、紫波町、住田町、久慈町、岩手町、野田村 |
| 宮城    | 4       |         |      | 4   | 4          | 登米市、大崎市、川崎町、南三陸町                                                  |
| 秋田    |         |         |      |     | 3          |                                                                   |
| 山形    | 19      |         | 1    | 20  | 16         | 山形市、東田川町、西沢町、最上町、大田町、村山市、東根市、米沢市、小国町、白鷹町、飯沼町、鶴岡市、酒田市、金山町、戸沢村、西川町  |
| 福島    | 6       | 1       | 1    | 8   | 8          | 郡山、会津若松市、川俣町、古殿町、小野町、柳津町、大田町、南会津町                                 |
| 茨城    |         |         |      |     | 4          |                                                                   |
| 栃木    | 1       | 1       |      | 2   | 2          | 大田原市、塩谷町                                                          |
| 群馬    |         |         |      |     | 2          |                                                                   |
| 埼玉    | 2       |         |      | 2   | 6          | 飯能市、秩父郡市(秩父市、草津町、長瀬町、皆野町、小園野町)                                    |
| 千葉    | 2       |         |      | 2   | 2          | 香取市、山武市                                                           |
| 東京    | 2       |         |      | 2   | 1          | 相原村                                                               |
| 神奈川   | 3       |         |      | 3   | 3          | 相模原市、栗野市、小田原市                                                     |
| 新潟    | 5       |         |      | 5   | 5          | 糸魚川市、佐渡市、村上市、五泉市、妙高市、                                             |
| 富山    | 1       |         |      | 1   | 1          | 小矢野市                                                              |
| 石川    | 12      |         |      | 12  | 12         | 金沢市、白山市、輪島市、穴水町、能登町、小松市、中能登町、珠洲市、七尾市、能登町、小坂町、津                    |
| 福井    |         |         |      |     | 2          |                                                                   |
| 山梨    |         |         |      |     |            |                                                                   |
| 長野    | 4       |         |      | 4   | 4          | 上松市、伊那市、大泉村、本島平村                                                  |
| 岐阜    | 5       |         |      | 5   | 4          | 高山市、中津川市、郡上市、下田市                                                  |
| 静岡    | 4       |         |      | 4   | 4          | 富士市、富士宮市、島田市、森町                                                   |
| 愛知    | 1       |         |      | 1   | 1          | 岡崎市                                                               |
| 三重    | 6       |         |      | 6   | 5          | 松阪市、高塚市、紀北町、紀伊町、紀伊市、熊野市                                           |
| 滋賀    | 4       |         |      | 4   | 4          | 高島市、多賀町、甲賀市、長浜市                                                   |
| 京都    | 2       |         |      | 2   | 2          | 京都市、綾部市                                                           |
| 大阪    | 1       |         |      | 1   | 1          | 和泉市                                                               |
| 兵庫    | 6       |         |      | 6   | 4          | 伊東市、丹波市、丹波篠山市、神戸町                                                 |
| 奈良    | 4       |         |      | 4   | 4          | 桜井市、宇陀市、下市町、川上村                                                   |
| 和歌山   | 6       |         |      | 6   | 6          | 新宮市、白旗川町、御宿町、白旗川町、串本町、北山村                                         |
| 鳥取    | 4       |         |      | 4   | 4          | 智頭町、若杉町、南郷町、日南町                                                   |
| 島根    | 10      |         |      | 10  | 8          | 松江市、出雲市、雲南市、大田市、浜田市、津和野町、吉郷町、隠岐の島町                                |
| 岡山    | 3       |         |      | 3   | 2          | 津山市、久米南町                                                          |
| 広島    | 2       | 2       |      | 4   | 3          | 庄原市、神石高原町、安芸太田町                                                   |
| 山口    | 2       |         |      | 2   | 2          | 岩国市、萩市                                                            |
| 徳島    | 7       | 1       |      | 8   | 8          | 徳島市、三好市、東みよし町、那賀町、海陽町、阿波市、吉野川市、神山町                                |
| 香川    | 1       |         |      | 1   | 1          | まんのう町                                                             |
| 愛媛    | 12      |         |      | 12  | 12         | 西条市、伊予市、久万高原町、内子町、大洲市、西予市、伊予町、八幡浜市、宇和島市、卓北町、松野町、愛南町               |
| 高知    | 9       |         |      | 9   | 8          | 四万十市、幡豆町、仁淀川町、四万十町、津野町、土佐清水市、香美市、土佐町                              |
| 福岡    | 4       |         |      | 4   | 4          | 久良米市、須田町、八女市、直野市                                                  |
| 佐賀    |         |         |      |     |            |                                                                   |
| 長崎    |         |         |      |     |            |                                                                   |
| 熊本    | 10      |         |      | 10  | 10         | 美里町、小国町、八代市、水原市、芦北町、八代市、多良木町、山江村、湯前町、玉東市                          |
| 大分    | 3       |         |      | 3   | 3          | 大分市、中津市、日田市                                                       |
| 宮崎    | 11      |         |      | 11  | 11         | 日南市、高千穂町、美郷町、椎葉村、五ヶ瀬町、日之影町、諸塚村、西都市、高原町、宮崎市、川南町                    |
| 鹿児島   | 4       |         |      | 4   | 4          | さつま町、出水市、南種子町、屋久島町                                                |
| 沖縄    |         |         |      |     |            |                                                                   |
| 事業数   | 214     | 5       | 2    | 221 | 209        | 265                                                               |
| 都道府県数 | 38      | 4       | 2    | 38  |            |                                                                   |

注1: 林野庁業務資料

注2: 新規募集を終了した制度については掲上げていない。

9. 第48回(令和2年度)JAS製材品普及推進展示会の審査・展示会年月日及び会場等一覧

| 審査月日<br>展示月日           | 審査・展示会場          | 出品<br>工場数 | 出品量<br>(m <sup>3</sup> ) |
|------------------------|------------------|-----------|--------------------------|
| 8月 4日(火)<br>8月 5日(水)   | 東京中央木材市場株式会社     | 13        | 69                       |
| 9月 2日(水)<br>9月 3日(木)   | 株式会社 津山総合木材市場    | 8         | 50                       |
| 9月17日(木)<br>9月18日(金)   | (株)東海木材相互市場 大口市場 | 17        | 161                      |
| 10月 7日(水)<br>10月 8日(木) | 丸宇木材市売(株)北浜市場    | 9         | 53                       |
| 11月27日(金)<br>11月28日(土) | 株式会社 伊万里木材市場     | 24        | 275                      |
| 計                      | 5会場              | 71        | 608                      |

第48回(令和2年度)JAS製材品普及推進展示会 受賞者一覧表

| 賞      | 県名   | 会社名                                   |
|--------|------|---------------------------------------|
| 農林水産大臣 | 秋田県  | 株式会社 沓澤製材所 製材工場                       |
| 農林水産大臣 | 岡山県  | 山下木材株式会社 製材工場                         |
| 農林水産大臣 | 岐阜県  | 東濃ひのき製品流通協同組合 第二工場                    |
| 農林水産大臣 | 鹿児島県 | 株式会社 さつまファインウッド<br>かごしま材JAS製品流通加工センター |
| 食料産業局長 | 岡山県  | 牧野木材工業株式会社 本社工場                       |
| 食料産業局長 | 岡山県  | 院庄林業株式会社 久米工場                         |
| 食料産業局長 | 岐阜県  | 有限会社倉地製材所 製材工場                        |
| 食料産業局長 | 三重県  | 株式会社オオコーチ 勢和工場                        |
| 食料産業局長 | 岩手県  | 有限会社マルヒ製材 製材工場                        |
| 食料産業局長 | 愛媛県  | 八幡浜官材協同組合 製材工場                        |
| 食料産業局長 | 愛知県  | 株式会社東海木材相互市場 大口工場                     |
| 食料産業局長 | 大分県  | 株式会社武内製材所 製材工場                        |
| 食料産業局長 | 高知県  | 高知おおとよ製材株式会社 本社工場                     |
| 食料産業局長 | 宮崎県  | 都城木材株式会社 宮村工場                         |
| 食料産業局長 | 徳島県  | ウッドファースト株式会社 徳島製材工場                   |
| 食料産業局長 | 宮崎県  | 外山木材株式会社 今町工場                         |
| 林野庁長官  | 茨城県  | 中国木材株式会社 鹿島工場                         |
| 林野庁長官  | 福島県  | 協和木材株式会社 瑞工場                          |
| 林野庁長官  | 広島県  | 中国木材株式会社 本社工場                         |
| 林野庁長官  | 栃木県  | 二宮木材株式会社 本社工場                         |
| 林野庁長官  | 宮崎県  | エンジニアウッド宮崎株式会社 加工センター                 |
| 林野庁長官  | 山口県  | 大林産業株式会社 製材工場                         |
| 林野庁長官  | 岐阜県  | 伊藤林産有限会社 製材工場                         |
| 林野庁長官  | 宮城県  | 株式会社佐藤製材所 製材工場                        |
| 林野庁長官  | 和歌山県 | 株式会社山長商店 内地材工場                        |
| 林野庁長官  | 岐阜県  | 株式会社丸七ヒダ川ウッド 製材工場                     |
| 林野庁長官  | 三重県  | グリーンウッドタカム協同組合 ウッドピア工場                |
| 林野庁長官  | 大分県  | 株式会社日田十条 製材工場                         |
| 林野庁長官  | 岡山県  | 小林製材株式会社 本社工場                         |
| 林野庁長官  | 三重県  | 齋藤木材有限会社 製材工場                         |
| 林野庁長官  | 岩手県  | 有限会社菊池製材所 製材工場                        |
| 林野庁長官  | 茨城県  | 丸川木材株式会社 製材工場                         |

| 賞       | 県名   | 会社名                 |
|---------|------|---------------------|
| 全木連会長   | 和歌山県 | 株式会社かつら木材商店 製材工場    |
| 全木連会長   | 岐阜県  | 飛騨高山森林組合 新宮工場       |
| 全木連会長   | 埼玉県  | 金子製材株式会社 製材工場       |
| 全木連会長   | 宮崎県  | 木脇産業株式会社 加工センター     |
| 全木連会長   | 福岡県  | 有限会社東部産業 本社工場       |
| 全木連会長   | 宮崎県  | 株式会社 北條 製材工場        |
| 全木連会長   | 岡山県  | 鳥越工業株式会社 本社工場       |
| 全市連会長   | 岐阜県  | 東白川製材協同組合 製材工場      |
| 全市連会長   | 宮崎県  | 宮内林業株式会社 製材工場       |
| 全市連会長   | 大分県  | 株式会社ヤマサ 製材工場        |
| 全市連会長   | 熊本県  | 株式会社松島木材センター 製材工場   |
| 全市連会長   | 富山県  | 柴木材株式会社 本社工場        |
| 全市連会長   | 岐阜県  | 桑原木材株式会社 金山工場       |
| 全市連会長   | 岡山県  | 江与味製材株式会社 製材工場      |
| 全買連会長   | 岐阜県  | 交告製材株式会社 製材工場       |
| 全買連会長   | 宮崎県  | 宮内林業株式会社 製材工場       |
| 全買連会長   | 宮崎県  | 吉田産業株式会社 吉田製材工場     |
| 全買連会長   | 熊本県  | 熊本モルター加工事業協同組合 加工工場 |
| 全買連会長   | 茨城県  | 越井木材工業株式会社 関東工場     |
| 全買連会長   | 熊本県  | 上球磨森林組合 加工工場        |
| 全買連会長   | 広島県  | 田村木材工業株式会社 本社工場     |
| 優良開催市場  | 愛知県  | 株式会社東海木材相互市場 大口市場   |
| 優良開催市場  | 埼玉県  | 丸宇木材市売株式会社 北浜市場     |
| 優良開催市場  | 佐賀県  | 株式会社伊万里木材市場         |
| 優良買方感謝状 | 埼玉県  | 株式会社 酒井材木店          |
| 優良買方感謝状 | 岐阜県  | 株式会社 山木商工           |
| 優良買方感謝状 | 長野県  | のむら木材株式会社           |
| 優良買方感謝状 | 埼玉県  | 有限会社山田商店            |
| 優良買方感謝状 | 佐賀県  | 株式会社山口新建木材センター      |











# 第 2 号 議 案

令和 2 年度

収支決算承認の件



# 貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目               | 当年度                | 前年度                | 増 減                |
|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| <b>I 資産の部</b>     |                    |                    |                    |
| <b>1. 流動資産</b>    |                    |                    |                    |
| 現金                | 50,000             | 50,000             | 0                  |
| 普通預金              | 267,262,584        | 40,167,590         | 227,094,994        |
| 定期預金              | 17,010,738         | 17,010,738         | 0                  |
| 有価証券              | 1,000,000          | 1,000,000          | 0                  |
| 商品                | 0                  | 104,995            | △ 104,995          |
| 未収金               | 28,299,718         | 35,984,543         | △ 7,684,825        |
| 短期貸付金             | 153,000            | 2,160,589          | △ 2,007,589        |
| 立替金               | 1,822,736          | 2,025,060          | △ 202,324          |
| 前払金               | 1,121,790          | 1,121,790          | 0                  |
| 流動資産合計            | 316,720,566        | 99,625,305         | 217,095,261        |
| <b>2. 固定資産</b>    |                    |                    |                    |
| (1) 特定資産          |                    |                    |                    |
| 機材                | 3                  | 25,990             | △ 25,987           |
| 退職給付引当資産          | 27,999,067         | 19,998,892         | 8,000,175          |
| 特定資産合計            | 27,999,070         | 20,024,882         | 7,974,188          |
| (2) その他固定資産       |                    |                    |                    |
| 電話加入権             | 50,300             | 50,300             | 0                  |
| 敷金                | 8,504,300          | 8,504,300          | 0                  |
| 保証金               | 0                  | 0                  | 0                  |
| 出資金               | 0                  | 0                  | 0                  |
| その他固定資産合計         | 8,554,600          | 8,554,600          | 0                  |
| 固定資産合計            | 36,553,670         | 28,579,482         | 7,974,188          |
| <b>資産合計</b>       | <b>353,274,236</b> | <b>128,204,787</b> | <b>225,069,449</b> |
| <b>I 負債の部</b>     |                    |                    |                    |
| <b>1. 流動負債</b>    |                    |                    |                    |
| 短期借入金             | 153,000            | 2,160,589          | △ 2,007,589        |
| 未払金               | 240,792,259        | 3,690,052          | 237,102,207        |
| 未払法人税等            |                    |                    | 0                  |
| 未払消費税             |                    |                    | 0                  |
| 預り金               | 6,105,834          | 2,336,632          | 3,769,202          |
| 前受金               | 535,600            | 535,600            | 0                  |
| 未払費用              | 2,022,050          | 27,939,460         | △ 25,917,410       |
| 流動負債合計            | 249,608,743        | 36,662,333         | 212,946,410        |
| <b>2. 固定負債</b>    |                    |                    |                    |
| 退職給付引当金           | 27,999,067         | 19,998,892         | 8,000,175          |
| 固定負債合計            | 27,999,067         | 19,998,892         | 8,000,175          |
| <b>負債合計</b>       | <b>277,607,810</b> | <b>56,661,225</b>  | <b>220,946,585</b> |
| <b>III 正味財産の部</b> |                    |                    |                    |
| 正味財産合計            | 75,666,426         | 71,543,562         | 4,122,864          |
| <b>負債及び正味財産合計</b> | <b>353,274,236</b> | <b>128,204,787</b> | <b>225,069,449</b> |

# 正味財産増減計算書

(令和2年 4月 1日から令和3年 3月31日まで)

(単位:円)

| 科 目          | 当年度         | 前年度         | 増 減           |
|--------------|-------------|-------------|---------------|
| I 一般正味財産増減の部 |             |             |               |
| 1. 経常増減の部    |             |             |               |
| (1) 経常収益     |             |             |               |
| ①受取会費        | 29,998,000  | 29,963,000  | 35,000        |
| ②負担金収入       | 0           | 3,220,000   | △ 3,220,000   |
| ③事業等収入       | 68,878,277  | 47,238,572  | 21,639,705    |
| 事務収入         | 56,681,310  | 35,385,395  | 21,295,915    |
| 事業収入         | 12,196,967  | 11,853,177  | 343,790       |
| 出版事業         | 5,512,417   | 5,181,837   | 330,580       |
| 貸室収入         | 6,427,200   | 6,402,500   | 24,700        |
| 木材製品認定事業     | 257,350     | 268,840     | △ 11,490      |
| ④受取補助金等      | 710,044,841 | 479,906,689 | 230,138,152   |
| 国庫補助金        | 700,694,841 | 464,162,949 | 236,531,892   |
| 受託事業収入       | 9,350,000   | 15,743,740  | △ 6,393,740   |
| ⑤雑収益         | 729,148     | 351,862     | 377,286       |
| ⑥引当金取崩収入     | 0           | 17,753,138  | △ 17,753,138  |
| 経常収益計        | 809,650,266 | 578,433,261 | 231,217,005   |
| (2) 経常費用     |             |             |               |
| ①事業費         | 792,355,445 | 569,060,653 | 223,294,792   |
| 役員報酬         | 12,007,181  | 9,213,244   | 2,793,937     |
| 給料手当         | 42,305,012  | 40,090,126  | 2,214,886     |
| 賃金           | 2,975,220   | 8,395,760   | △ 5,420,540   |
| 厚生年金         | 8,497,566   | 6,303,420   | 2,194,146     |
| 旅費交通費        | 3,060,538   | 12,251,869  | △ 9,191,331   |
| 委員等旅費        | 77,670      | 621,679     | △ 544,009     |
| 通信運搬費        | 7,458,373   | 24,579,488  | △ 17,121,115  |
| 減価償却費        | 25,987      | 25,987      | 0             |
| 消耗什器備品費      | 165,436     | 330,616     | △ 165,180     |
| 消耗品費         | 1,362,000   | 1,392,549   | △ 30,549      |
| 材料費          | 2,398,228   | 6,084,978   | △ 3,686,750   |
| 車借上料         | 0           | 2,750       | △ 2,750       |
| 印刷製本費        | 10,160,478  | 16,014,460  | △ 5,853,982   |
| 会議費          | 380,604     | 1,948,970   | △ 1,568,366   |
| 会場費          | 1,705,778   | 1,854,788   | △ 149,010     |
| 光熱水料         | 223,737     | 264,952     | △ 41,215      |
| 賃借料          | 14,312,706  | 12,733,856  | 1,578,850     |
| 広告宣伝費        | 39,341,622  | 215,612,970 | △ 176,271,348 |
| 諸謝金          | 1,204,600   | 1,947,614   | △ 743,014     |
| 交際諸費         | 74,900      | 35,931      | 38,969        |
| 租税公課         | 1,286,970   | 582,694     | 704,276       |
| 支払負担金        | 2,784,456   | 4,537,400   | △ 1,752,944   |
| 支払寄付金        | 0           | 0           | 0             |
| 委託費          | 632,824,440 | 182,591,492 | 450,232,948   |
| 登記料          | 67,459      | 66,620      | 839           |
| 退職金引当金       | 6,640,145   | 3,441,953   | 3,198,192     |
| 雑費           | 1,014,339   | 2,866,788   | △ 1,852,449   |
| 退職金支払        | 0           | 15,267,699  | △ 15,267,699  |
| ②管理費         | 13,171,957  | 11,845,028  | 1,326,929     |
| 役員報酬         | 1,329,403   | 421,688     | 907,715       |
| 給料手当         | 5,522,094   | 4,030,729   | 1,491,365     |
| 賃金           | 5,006       | 25,328      | △ 20,322      |
| 厚生年金         | 1,578,453   | 1,152,064   | 426,389       |
| 旅費交通費        | 20,890      | 31,923      | △ 11,033      |
| 通信運搬費        | 383,243     | 304,697     | 78,546        |
| 消耗什器備品費      | 33,884      | 0           | 33,884        |
| 消耗品費         | 149,538     | 91,023      | 58,515        |
| 印刷製本費        | 154,648     | 241,206     | △ 86,558      |
| 会議費          | 71,646      | 38,441      | 33,205        |
| 会場費          | 7,012       | 76,390      | △ 69,378      |
| 光熱水料         | 38,517      | 46,071      | △ 7,554       |
| 賃借料          | 2,086,084   | 2,058,639   | 27,445        |
| 広告宣伝費        | 28,645      | 27,089      | 1,556         |
| 交際諸費         | 5,100       | 7,359       | △ 2,259       |
| 租税公課         | 263,596     | 119,347     | 144,249       |
| 支払負担金        | 7,344       | 3,740       | 3,604         |
| 委託費          | 105,053     | 105,159     | △ 106         |
| 登記料          | 13,818      | 10,844      | 2,974         |
| 退職金引当金       | 1,360,030   | 560,317     | 799,713       |
| 雑費           | 7,953       | 7,535       | 418           |
| 退職金支払        | 0           | 2,485,439   | △ 2,485,439   |
| 経常費用計        | 805,527,402 | 580,905,681 | 224,621,721   |
| 当期経常増減額      | 4,122,864   | △ 2,472,420 | 6,595,284     |

# 正味財産増減計算書 実施事業別内訳

(令和2年 4月 1日から令和3年 3月31日まで)

(単位:円)

| 科 目          | 実施事業会計       |             |              | その他会計      |             |             | 法人会計       | 合計          |
|--------------|--------------|-------------|--------------|------------|-------------|-------------|------------|-------------|
|              | 木材普及・調査事業    | 認証木材の普及事業   | 小計           | 出版事業       | その他事業       | 小計          |            |             |
| I 一般正味財産増減の部 |              |             |              |            |             |             |            |             |
| 1. 経常増減の部    |              |             |              |            |             |             |            |             |
| (1) 経常収益     |              |             |              |            |             |             |            |             |
| ①受取会費        | 0            | 0           | 0            | 0          | 0           | 0           | 29,998,000 | 29,998,000  |
| ②負担金収入       | 0            | 0           | 0            | 0          | 0           | 0           | 0          | 0           |
| ③事業等収入       | 0            | 257,350     | 257,350      | 68,620,927 | 0           | 68,620,927  | 0          | 68,878,277  |
| 事務収入         | 0            | 0           | 0            | 56,681,310 | 0           | 56,681,310  | 0          | 56,681,310  |
| 事業収入         | 0            | 257,350     | 257,350      | 11,939,617 | 0           | 11,939,617  | 0          | 12,196,967  |
| 出版事業         | 0            | 0           | 0            | 5,512,417  | 0           | 5,512,417   | 0          | 5,512,417   |
| 貸室収入         | 0            | 0           | 0            | 6,427,200  | 0           | 6,427,200   | 0          | 6,427,200   |
| 木材製品認定事業     | 0            | 257,350     | 257,350      | 0          | 0           | 0           | 0          | 257,350     |
| ④受取補助金等      | 0            | 0           | 0            | 0          | 710,044,841 | 710,044,841 | 0          | 710,044,841 |
| 国庫補助金        | 0            | 0           | 0            | 0          | 700,694,841 | 700,694,841 | 0          | 700,694,841 |
| 受託事業収入       | 0            | 0           | 0            | 0          | 9,350,000   | 9,350,000   | 0          | 9,350,000   |
| ⑤雑収益         | 0            | 0           | 0            | 0          | 0           | 0           | 729,148    | 729,148     |
| ⑥引当金取崩収入     | 0            | 0           | 0            | 0          | 0           | 0           | 0          | 0           |
| 経常収益計        | 0            | 257,350     | 257,350      | 68,620,927 | 710,044,841 | 778,665,768 | 30,727,148 | 809,650,266 |
| (2) 経常費用     |              |             |              |            |             |             |            |             |
| ①事業費         |              |             |              |            |             |             |            | 792,355,445 |
| 役員報酬         | 2,206,403    | 771,601     | 2,978,004    | 5,604,614  | 3,424,563   | 9,029,177   |            | 12,007,181  |
| 給料手当         | 5,551,948    | 1,428,487   | 6,980,435    | 22,288,375 | 13,036,202  | 35,324,577  |            | 42,305,012  |
| 賞金           | 3,534        | 884         | 4,418        | 20,026     | 2,960,776   | 2,970,802   |            | 2,975,220   |
| 福利厚生費        | 1,712,202    | 359,551     | 2,071,753    | 6,425,813  | 0           | 6,425,813   |            | 8,497,566   |
| 旅費交通費        | 236,027      | 3,687       | 239,714      | 790,834    | 2,029,990   | 2,820,824   |            | 3,060,538   |
| 委員等旅費        | 0            | 0           | 0            | 0          | 77,670      | 77,670      |            | 77,670      |
| 通信運搬費        | 284,592      | 67,631      | 352,223      | 1,652,573  | 5,453,577   | 7,106,150   |            | 7,458,373   |
| 減価償却費        | 0            | 0           | 0            | 25,987     | 0           | 25,987      |            | 25,987      |
| 消耗什器備品費      | 23,918       | 5,980       | 29,898       | 135,538    | 0           | 135,538     |            | 165,436     |
| 消耗品費         | 193,556      | 26,389      | 219,945      | 968,127    | 173,928     | 1,142,055   |            | 1,362,000   |
| 材料費          | 0            | 0           | 0            | 0          | 2,398,228   | 2,398,228   |            | 2,398,228   |
| 車借上料         | 0            | 0           | 0            | 0          | 0           | 0           |            | 0           |
| 印刷製本費        | 129,164      | 27,291      | 156,455      | 5,424,725  | 4,579,298   | 10,004,023  |            | 10,160,478  |
| 会議費          | 50,574       | 12,644      | 63,218       | 317,386    | 0           | 317,386     |            | 380,604     |
| 会場費          | 24,950       | 1,238       | 26,188       | 63,690     | 1,615,900   | 1,679,590   |            | 1,705,778   |
| 光熱水料費        | 27,188       | 6,797       | 33,985       | 154,068    | 35,684      | 189,752     |            | 223,737     |
| 賃借料          | 1,472,530    | 368,132     | 1,840,662    | 8,944,334  | 4,127,710   | 12,472,044  |            | 14,312,706  |
| 広告宣伝費        | 20,220       | 5,055       | 25,275       | 180,580    | 39,135,767  | 39,316,347  |            | 39,341,622  |
| 諸謝金          | 50,000       | 0           | 50,000       | 0          | 1,154,600   | 1,154,600   |            | 1,204,600   |
| 交際諸費         | 3,600        | 900         | 4,500        | 70,400     | 0           | 70,400      |            | 74,900      |
| 租税公課         | 186,068      | 46,517      | 232,585      | 1,054,385  | 0           | 1,054,385   |            | 1,286,970   |
| 支払負担金        | 5,184        | 1,296       | 6,480        | 2,777,976  | 0           | 2,777,976   |            | 2,784,456   |
| 支払寄付金        | 0            | 0           | 0            | 0          | 0           | 0           |            | 0           |
| 委託料          | 1,074,155    | 51,539      | 1,125,694    | 2,822,649  | 628,876,097 | 631,698,746 |            | 632,824,440 |
| 登記料          | 9,753        | 2,438       | 12,191       | 55,268     | 0           | 55,268      |            | 67,459      |
| 退職金引当金       | 960,021      | 240,005     | 1,200,026    | 5,440,119  | 0           | 5,440,119   |            | 6,640,145   |
| 雑費           | 5,614        | 1,403       | 7,017        | 32,471     | 974,851     | 1,007,322   |            | 1,014,339   |
| 退職金支払        | 0            | 0           | 0            | 0          | 0           | 0           | 13,171,957 | 13,171,957  |
| ②管理費         |              |             |              |            |             |             |            |             |
| 役員報酬         |              |             |              |            |             |             | 1,329,403  | 1,329,403   |
| 給料手当         |              |             |              |            |             |             | 5,522,094  | 5,522,094   |
| 賞金           |              |             |              |            |             |             | 5,006      | 5,006       |
| 福利厚生費        |              |             |              |            |             |             | 1,578,453  | 1,578,453   |
| 旅費交通費        |              |             |              |            |             |             | 20,890     | 20,890      |
| 通信運搬費        |              |             |              |            |             |             | 383,243    | 383,243     |
| 消耗什器備品費      |              |             |              |            |             |             | 33,884     | 33,884      |
| 消耗品費         |              |             |              |            |             |             | 149,538    | 149,538     |
| 印刷製本費        |              |             |              |            |             |             | 154,648    | 154,648     |
| 会議費          |              |             |              |            |             |             | 71,646     | 71,646      |
| 会場費          |              |             |              |            |             |             | 7,012      | 7,012       |
| 光熱水料費        |              |             |              |            |             |             | 38,517     | 38,517      |
| 賃借料          |              |             |              |            |             |             | 2,086,084  | 2,086,084   |
| 広告宣伝費        |              |             |              |            |             |             | 28,645     | 28,645      |
| 交際諸費         |              |             |              |            |             |             | 5,100      | 5,100       |
| 租税公課         |              |             |              |            |             |             | 263,596    | 263,596     |
| 支払負担金        |              |             |              |            |             |             | 7,344      | 7,344       |
| 委託料          |              |             |              |            |             |             | 105,053    | 105,053     |
| 登記料          |              |             |              |            |             |             | 13,818     | 13,818      |
| 退職金引当金       |              |             |              |            |             |             | 1,360,030  | 1,360,030   |
| 雑費           |              |             |              |            |             |             | 7,953      | 7,953       |
| 退職金支払        |              |             |              |            |             |             | 0          | 0           |
| 経常費用計        | 14,231,201   | 3,429,465   | 17,660,666   | 64,649,938 | 710,044,841 | 774,694,779 | 13,171,957 | 805,527,402 |
| 当期経常増減額      | (14,231,201) | (3,172,115) | (17,403,316) | 3,970,989  | 0           | 3,970,989   | 17,555,191 | 4,122,864   |

財 産 目 録

令和3年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目      | 金 額         | 摘 要                 |
|----------|-------------|---------------------|
| (資産の部)   |             |                     |
| 現金       | 50,000      |                     |
| 普通預金     | 1,202,393   | 三菱UFJ銀行虎ノ門中央支店      |
| 普通預金     | 45,914,342  | りそな銀行赤坂支店           |
| 普通預金     | 1,274,044   | みずほ銀行新橋支店           |
| 普通預金     | 1,955,742   | 三菱UFJ銀行本店           |
| 普通預金     | 2,908       | 商工組合中央金庫金新木場支店      |
| 普通預金     | 1,774,880   | りそな銀行赤坂支店合法事業者登録    |
| 普通預金     | 64,478,385  | りそな銀行赤坂支店元当・製材      |
| 普通預金     | 75,732,096  | りそな銀行赤坂支店元当・CLT     |
| 普通預金     | 0           | りそな銀行赤坂支店人工乾燥実態調査   |
| 普通預金     | 6,208,637   | りそな銀行赤坂支店合法普及・啓発    |
| 普通預金     | 2,821,641   | りそな銀行赤坂支店顔見え        |
| 普通預金     | 6,549,272   | りそな銀行赤坂支店都市木造       |
| 普通預金     | 1,692,600   | りそな銀行赤坂支店2当初JAS・製材  |
| 普通預金     | 57,655,644  | りそな銀行赤坂支店2当初JAS・CLT |
| 定期預金     | 6,000,620   | 三菱UFJ銀行虎ノ門中央支店      |
| 定期預金     | 6,000,118   | みずほ銀行新橋支店           |
| 定期預金     | 2,010,000   | 三菱UFJ銀行本店           |
| 定期預金     | 3,000,000   | 商工組合中央金庫金新木場支店      |
| 有価証券     | 1,000,000   | 木構振                 |
| 商品       | 0           | 書籍                  |
| 未収金      | 28,299,718  | 補助事業費外              |
| 短期貸付金    | 153,000     | 補助事業費               |
| 立替金      | 1,822,736   | 補助事業費外              |
| 前払金      | 1,121,790   | 借室料                 |
| 退職給付引当資産 | 27,999,067  | りそな銀行東京公務部          |
| 電話加入権    | 50,300      |                     |
| 敷 金      | 8,504,300   | 借室敷金                |
| 機 材      | 3           |                     |
| 保証金      | 0           |                     |
| 出資金      | 0           |                     |
| 合 計      | 353,274,236 |                     |
| (負債の部)   |             |                     |
| 短期借入金    | 153,000     |                     |
| 未払金      | 240,792,259 |                     |
| 預り金      | 6,105,834   | 社会保険料等              |
| 前受金      | 535,600     | 借室料                 |
| 未払費用     | 2,022,050   | 補助事業費振込手数料          |
| 退職給付引当金  | 27,999,067  |                     |
| 小 計      | 277,607,810 |                     |
| 正味財産     | 75,666,426  |                     |
| 合 計      | 353,274,236 |                     |



## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
期末に在庫の確認を行っている。
- (2) 消費税に関する会計処理方法  
税込方式で行っている。
- (3) 固定資産の減価償却の方法  
定率法で行っている。
- (4) 引当金の計上基準  
退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。

### 2. 特定資産等の増減及びその残高

流動資産等

(単位：円)

| 科 目      | 前期末残高      | 当期増加額     | 当期減少額 | 当期末残高      |
|----------|------------|-----------|-------|------------|
| 特定資産     |            |           |       |            |
| 退職給与引当資産 | 19,998,892 | 8,000,175 | 0     | 27,999,067 |
| 固定資産     |            |           |       |            |
| 出資金      | 0          | 0         | 0     | 0          |
| 有価証券     | 1,000,000  | 0         | 0     | 1,000,000  |

### 3. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

| 科 目 | 取得価額      | 減価償却累計額   | 当期末残高 | 備 考      |
|-----|-----------|-----------|-------|----------|
| 機 材 | 1,142,840 | 1,142,837 | 3     | 実施事業の資産外 |

### 4. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

(単位：円)

| 補助金等の名称                   | 前期末残高 | 当期増加額       | 当期減少額       | 当期末残高 |
|---------------------------|-------|-------------|-------------|-------|
| 補助金（林野庁ほか）                |       |             |             |       |
| J A S 構造材利用拡大（無垢材）事業      | 0     | 225,515,885 | 225,515,885 | 0     |
| J A S 構造材利用拡大（CLT）事業      | 0     | 153,175,944 | 153,175,944 | 0     |
| J A S 構造材利用拡大事業（2当初）      | 0     | 17,704,400  | 17,704,400  | 0     |
| J A S 構造材（CLT）利用促進事業（2当初） | 0     | 165,396,996 | 165,396,996 | 0     |
| 都市木質耐火部材等利用拡大事業           | 0     | 42,981,728  | 42,981,728  | 0     |
| 快適空間づくり事業                 | 0     | 44,850,359  | 44,850,359  | 0     |
| 木材関連事業者登録推進事業             | 0     | 13,225,120  | 13,225,120  | 0     |
| 協議会による普及啓発活動事業            | 0     | 22,255,363  | 22,255,363  | 0     |
| クリーンウッド法定着実態調査事業（委託）      | 0     | 9,350,000   | 9,350,000   | 0     |
| 人工乾燥実態調査事業                | 0     | 15,589,046  | 15,589,046  | 0     |

## 正味財産増減計算表（資金ベース）

令和2年4月 1日から  
令和3年3月31日まで

一般会計

(収入の部)

(単位：円)

| 科 目          | 当年度           | 前年度           | 差引増<br>△減額    |
|--------------|---------------|---------------|---------------|
| I 一般正味財産増減の部 |               |               |               |
| 1. 経常収益の部    |               |               |               |
| ①受取会費等       | (29,998,000)  | (33,183,000)  | (△3,185,000)  |
| 会費収益         | 29,998,000    | 29,963,000    | 35,000        |
| 振興大会負担金      | 0             | 3,220,000     | △ 3,220,000   |
| ②事務収益        | (56,681,310)  | (35,385,395)  | (21,295,915)  |
| 給与負担金等収益     | 56,681,310    | 35,385,395    | 21,295,915    |
| ③事業収益        | (12,196,967)  | (11,853,177)  | 343,790       |
| 出版事業収益       | 5,512,417     | 5,181,837     | 330,580       |
| 木材製品認定事業     | 257,350       | 268,840       | △ 11,490      |
| 貸室収入         | 6,427,200     | 6,402,500     | 24,700        |
| ④補助金等収入      | (710,044,841) | (479,906,689) | (230,138,152) |
| 補助金等収益       | 700,694,841   | 464,162,949   | 236,531,892   |
| 受託事業収益       | 9,350,000     | 15,743,740    | △ 6,393,740   |
| ⑤その他の収益      | (729,148)     | (351,862)     | (377,286)     |
| 雑収入          | 729,148       | 351,862       | 377,286       |
| 経常収益計        | 809,650,266   | 560,680,123   | 248,970,143   |

(支出の部)

(単位：円)

| 科 目           | 当年度           | 前年度           | 差引増<br>△減額    |
|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 2. 経常費用       |               |               |               |
| ①事業費          | (728,045,294) | (507,366,663) | (220,678,631) |
| 木材産業振興活動事業費   | 3,302,729     | 4,749,703     | △ 1,446,974   |
| 補助事業費         | 700,694,841   | 464,162,949   | 236,531,892   |
| 受託事業費         | 9,350,000     | 15,743,740    | △ 6,393,740   |
| 木材普及調査事業費     | 3,600,000     | 4,116,540     | △ 516,540     |
| 出版事業費         | 5,177,519     | 5,533,924     | △ 356,405     |
| J A S 普及事業費   | 1,333,348     | 1,561,568     | △ 228,220     |
| 木材製品認定普及事業費   | 1,105,000     | 1,322,160     | △ 217,160     |
| 振興大会費         | 0             | 3,156,838     | △ 3,156,838   |
| 旅費交通費         | 707,270       | 2,449,329     | △ 1,742,059   |
| 会議費           | 0             | 1,641,285     | △ 1,641,285   |
| 負担金           | 2,748,600     | 2,902,640     | △ 154,040     |
| 機材減価償却費       | 25,987        | 25,987        | 0             |
| ②管理費          | (77,482,108)  | (55,785,880)  | (21,696,228)  |
| 役員報酬          | 7,820,021     | 2,480,522     | 5,339,499     |
| 給与手当          | 32,512,354    | 23,859,160    | 8,653,194     |
| 福利厚生費         | 9,285,019     | 6,776,845     | 2,508,174     |
| 事務負担金         | 0             | 0             | 0             |
| 事務所費          | 12,271,080    | 12,109,640    | 161,440       |
| 需用費           | 5,797,612     | 5,598,939     | 198,673       |
| 交際費           | 30,000        | 43,290        | △ 13,290      |
| 広告費           | 168,500       | 159,350       | 9,150         |
| 雑費            | 46,781        | 53,823        | △ 7,042       |
| 公租公課          | 1,550,566     | 702,041       | 848,525       |
| 特定預金支出        | 8,000,175     | 4,002,270     | 3,997,905     |
| 経常外費用計        | 805,527,402   | 563,152,543   | 242,374,859   |
| 当期経常増減額       | 4,122,864     | -2,472,420    | 6,595,284     |
| 3. 経常外増減の部    |               |               |               |
| (1) 経常外収益     |               |               |               |
| 退職引当資産取崩収入    | 0             | 17,753,138    | △ 17,753,138  |
| 経常外収益計        | 0             | 17,753,138    | △ 17,753,138  |
| (2) 経常外費用     |               |               |               |
| 退職金           | 0             | 17,753,138    | △ 17,753,138  |
| 経常外費用計        | 0             | 17,753,138    | △ 17,753,138  |
| 当期経常外増減額      | 0             | 0             | 0             |
| 当期一般正味財産増減額   | 4,122,864     | △ 2,472,420   | 6,595,284     |
| 一般正味財産期首残高    | 71,543,562    | 74,015,982    | △ 2,472,420   |
| 一般正味財産期末残高    | 75,666,426    | 71,543,562    | 4,122,864     |
| II 指定正味財産増減の部 |               |               |               |
| 当期指定正味財産増減額   | 0             | 0             | 0             |
| 指定正味財産期首残高    | 0             | 0             | 0             |
| 指定正味財産期末残高    | 0             | 0             | 0             |
| III 正味財産期末残高  | 75,666,426    | 71,543,562    | 4,122,864     |

## 収支計算表（資金ベース）

令和2年4月1日から  
令和3年3月31日まで

一般会計  
(収入の部)

(単位：円)

| 科 目        | 予算額           | 決算額           | 差引増<br>△減額    |
|------------|---------------|---------------|---------------|
| I 事業活動収支の部 |               |               |               |
| 1. 事業活動収入  |               |               |               |
| ①会費等収入     | (33,248,000)  | (29,998,000)  | (△3,250,000)  |
| 会費         | 30,028,000    | 29,998,000    | △ 30,000      |
| 振興大会負担金    | 3,220,000     | 0             | △ 3,220,000   |
| ②事務負担金収入   | △ 32,299,000  | △ 56,681,310  | △ 24,382,310  |
| 給与負担金等収入   | 32,299,000    | 56,681,310    | 24,382,310    |
| ③事業収入      | △ 11,718,000  | △ 12,196,967  | △ 478,967     |
| 出版事業収入     | 5,200,000     | 5,512,417     | 312,417       |
| 木材製品認定収入   | 150,000       | 257,350       | 107,350       |
| 貸室収入       | 6,368,000     | 6,427,200     | 59,200        |
| ④補助金等収入    | (780,840,000) | (710,044,841) | (△70,795,159) |
| 補助金        | 771,490,000   | 700,694,841   | △ 70,795,159  |
| 受託事業       | 9,350,000     | 9,350,000     | 0             |
| ⑤雑収入       | (350,000)     | (729,148)     | (379,148)     |
| 雑収入        | 350,000       | 729,148       | 379,148       |
| 事業活動収入計    | 858,455,000   | 809,650,266   | △ 48,804,734  |

(支出の部)

(単位：円)

| 科 目         | 予算額           | 決算額           | 差引増<br>△減額    |
|-------------|---------------|---------------|---------------|
| 2. 事業活動支出   |               |               |               |
| ①事業費支出      | (806,953,000) | (728,019,307) | (△78,907,706) |
| 木材産業振興活動費   | 3,000,000     | 3,302,729     | 302,729       |
| 補助事業費       | 771,490,000   | 700,694,841   | △ 70,795,159  |
| 受託事業費       | 9,350,000     | 9,350,000     | 0             |
| 木材普及調査事業費   | 4,700,000     | 3,600,000     | △ 1,100,000   |
| 出版事業費       | 4,400,000     | 5,177,519     | 777,519       |
| J A S 普及事業費 | 1,600,000     | 1,333,348     | △ 266,652     |
| 木材製品認定普及事業費 | 1,080,000     | 1,105,000     | 25,000        |
| 振興大会費       | 3,222,000     | 0             | △ 3,222,000   |
| 旅費交通費       | 3,200,000     | 707,270       | △ 2,492,730   |
| 会議費         | 2,530,000     | 0             | △ 2,530,000   |
| 負担金         | 2,331,000     | 2,748,600     | 417,600       |
| 減価償却費       | 50,000        | 0             | △ 50,000      |
| ②管理費支出      | (51,842,000)  | (67,931,367)  | (16,089,367)  |
| 役員報酬        | 6,228,000     | 7,820,021     | 1,592,021     |
| 給与手当        | 22,613,000    | 32,512,354    | 9,899,354     |
| 福利厚生費       | 7,521,000     | 9,285,019     | 1,764,019     |
| 事務負担金       | 200,000       | 0             | △ 200,000     |
| 事務所費        | 12,180,000    | 12,271,080    | 91,080        |
| 需要費         | 2,850,000     | 5,797,612     | 2,947,612     |
| 交際費         | 40,000        | 30,000        | △ 10,000      |
| 広告費         | 160,000       | 168,500       | 8,500         |
| 雑費          | 50,000        | 46,781        | △ 3,219       |
| ③諸税公課支出     | (640,000)     | (1,550,566)   | (910,566)     |
| 諸税公課        | 640,000       | 1,550,566     | 910,566       |
| 消費税         | 0             | 0             | 0             |
| ④特定預金支出     | (2,000,000)   | (8,000,175)   | (6,000,175)   |
| 退職給付引当金支出   | 2,000,000     | 8,000,175     | 6,000,175     |
| 事業活動支出計     | 861,435,000   | 805,501,415   | △ 55,933,585  |
| 事業活動収支差額    | △ 2,980,000   | 4,148,851     | 7,128,851     |
| II 投資活動収支の部 |               |               |               |
| 1. 投資活動収入   |               |               |               |
| 退職引当資産取崩収入  |               |               | 0             |
| 投資活動収入計     | 0             | 0             | 0             |
| 2. 投資活動支出   |               |               |               |
| 退職金         |               |               | 0             |
| 投資活動支出計     | 0             | 0             | 0             |
| 投資活動収支差額    | 0             | 0             | 0             |
| III 予備費支出   |               |               | 0             |
| 当期収支差額      | △ 2,980,000   | 4,148,851     | 7,128,851     |
| 前期繰越収支差額    |               | 0             | 0             |
| 次期繰越収支差額    | △ 2,980,000   | 4,148,851     | 7,128,851     |

平成2年度補正補助事業

貸借対照表(特別会計)

令和3年3月31日現在

(単位:円)

| 科 目               | 当年度           | 前年度         | 増 減           |
|-------------------|---------------|-------------|---------------|
| <b>I 資産の部</b>     |               |             |               |
| 1 流動資産            |               |             |               |
| 普通預金              | 3,141,520,400 | 105,319,015 | 3,036,201,385 |
| 未収金               | 103,180       | 0           | 103,180       |
| 流動資産合計            | 3,141,623,580 | 105,319,015 | 3,036,304,565 |
| 2 固定資産            |               |             |               |
| 固定資産合計            |               |             | 0             |
| 資産合計              | 3,141,623,580 | 105,319,015 | 3,036,304,565 |
| <b>II 負債の部</b>    |               |             |               |
| 1 流動負債            |               |             |               |
| 借入金               | 0             |             | 0             |
| 未払金               | 3,141,604,440 | 105,252,355 | 3,036,352,085 |
| 未払費用              | 19,140        | 66,660      | △ 47,520      |
| 流動負債合計            | 3,141,623,580 | 105,319,015 | 3,036,304,565 |
| 2 固定負債            |               |             |               |
| 固定負債合計            | 0             |             | 0             |
| 負債合計              | 3,141,623,580 | 105,319,015 | 3,036,304,565 |
| <b>III 正味財産の部</b> |               |             |               |
| 正味財産合計            | 0             | 0           | 0             |
| 負債及び正味財産合計        | 3,141,623,580 | 105,319,015 | 3,036,304,565 |

(対象事業)

元年度補正 J A S 構造材消費拡大対策事業

2年度補正 過剰木材在庫利用緊急対策事業

2年度補正 輸出原木保管等緊急支援事業



## 正味財産増減計算書

(令和2年 4月 1日から令和3年 3月31日まで)

(単位:円)

| 科 目          | 当年度           | 前年度           | 増 減           |
|--------------|---------------|---------------|---------------|
| I 一般正味財産増減の部 |               |               |               |
| 1. 経常増減の部    |               |               |               |
| (1) 経常収益     |               |               |               |
| ①受取補助金等      | 9,420,767,560 | 2,401,964,645 | 7,018,802,915 |
| 国庫補助金        | 9,420,767,560 | 2,401,964,645 | 7,018,802,915 |
| 経常収益計        | 9,420,767,560 | 2,401,964,645 | 7,018,802,915 |
| (2) 経常費用     |               |               |               |
| ①事業費         | 9,420,767,560 | 2,401,964,645 | 7,018,802,915 |
| 役員報酬         | 4,966,792     | 3,199,270     | 1,767,522     |
| 給料           | 19,290,254    | 10,525,830    | 8,764,424     |
| 賃借料          | 68,436,940    | 26,965,896    | 41,471,044    |
| 事務負担金        | 0             | 0             | 0             |
| 福利厚生費        | 0             | 6,496,395     | △ 6,496,395   |
| 旅交等通旅費       | 3,208,580     | 5,851,205     | △ 2,642,625   |
| 通信運賃         |               | 44,290        | △ 44,290      |
| 減価償却費        | 87,583,610    | 22,565,704    | 65,017,906    |
| 消耗什器備品費      |               | 162,039       | △ 162,039     |
| 消耗品費         | 366,091       | 0             | 366,091       |
| 車料           |               | 0             | 0             |
| 印刷製本費        | 6,669,230     | 6,169,148     | 500,082       |
| 会議場費         |               | 7,943,155     | △ 7,943,155   |
| 光熱水料         |               | 0             | 0             |
| 賃借料          | 22,267,832    | 4,476,501     | 17,791,331    |
| 広告宣伝費        | 501,826,025   | 1,400,336,311 | △ 898,510,286 |
| 諸謝金          | 78,000        | 54,000        | 24,000        |
| 租税公課         |               | 0             | 0             |
| 支払負担金        |               | 0             | 0             |
| 支払寄付金        |               | 0             | 0             |
| 委託費          | 8,706,074,206 | 907,174,901   | 7,798,899,305 |
| 雑費           |               | 0             | 0             |
| 経常費用計        | 9,420,767,560 | 2,401,964,645 | 7,018,802,915 |
| 当期経常増減額      | 0             | 0             | 0             |

## 正味財産増減計算表（資金ベース）

（令和2年 4月 1日から令和3年 3月31日まで）

（収入の部）

（単位：円）

| 科 目          | 当年度           | 前年度           | 差引増<br>△減額    |
|--------------|---------------|---------------|---------------|
| I 一般正味財産増減の部 |               |               |               |
| 1 経常収益の部     |               |               |               |
| ①補助金等収入      | 9,420,767,560 | 2,401,964,645 | 7,018,802,915 |
| 補助金等収益       | 9,420,767,560 | 2,401,964,645 | 7,018,802,915 |
| 経常収益計        | 9,420,767,560 | 2,401,964,645 | 7,018,802,915 |

（支出の部）

（単位：円）

| 科 目     | 当年度           | 前年度           | 差引増<br>△減額    |
|---------|---------------|---------------|---------------|
| 2 経常費用  |               |               |               |
| ①事業費    | 9,420,767,560 | 2,401,964,645 | 7,018,802,915 |
| 補助事業費   | 9,420,767,560 | 2,401,964,645 | 7,018,802,915 |
| 経常外費用計  | 9,420,767,560 | 2,401,964,645 | 7,018,802,915 |
| 当期経常増減額 | 0             | 0             | 0             |

# 財 産 目 録

令和3年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目               | 金 額           | 摘 要       |
|-------------------|---------------|-----------|
| (資産の部)            |               |           |
| 普通預金              |               | りそな銀行赤坂支店 |
| J A S 構造材消費拡大対策事業 | 63,132,388    |           |
| 過剰木材在庫利用緊急対策事業    | 2,786,642,493 |           |
| 輸出原木保管等緊急支援事業     | 291,745,519   |           |
| 未収金               | 103,180       |           |
| 合 計               | 3,141,623,580 |           |
| (負債の部)            |               |           |
| 短期借入金             |               |           |
| 未払金               | 3,141,604,440 |           |
| 未払費用              | 19,140        |           |
| 小 計               | 3,141,623,580 |           |
| 正味財産              | 0             |           |
| 合 計               | 3,141,623,580 |           |

国産材マーク事務局事業

貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目        | 当年度       | 前年度       | 増 減    |
|------------|-----------|-----------|--------|
| I 資産の部     |           |           |        |
| 1 流動資産     |           |           |        |
| 普通預金       | 422,878   | 402,874   | 20,004 |
| 定期預金       | 2,400,816 | 2,400,612 | 204    |
| 流動資産合計     | 2,823,694 | 2,803,486 | 20,208 |
| 2 固定資産     |           |           |        |
| 固定資産合計     |           |           | 0      |
| 資産合計       | 2,823,694 | 2,803,486 | 20,208 |
| II 負債の部    |           |           |        |
| 1 流動負債     |           |           |        |
| 預り金        | 2,400,000 | 2,400,000 | 0      |
| 流動負債合計     | 2,400,000 | 2,400,000 | 0      |
| 2 固定負債     |           |           |        |
| 固定負債合計     |           |           | 0      |
| 負債合計       | 2,400,000 | 2,400,000 | 0      |
| III 正味財産の部 |           |           |        |
| 正味財産合計     | 423,694   | 403,486   | 20,208 |
| 負債及び正味財産合計 | 2,823,694 | 2,803,486 | 20,208 |

## 正味財産増減計算書

(令和2年 4月 1日から令和3年 3月31日まで)

(単位:円)

| 科 目          | 当年度    | 前年度 | 増 減    |
|--------------|--------|-----|--------|
| I 一般正味財産増減の部 |        |     |        |
| 1. 経常増減の部    |        |     |        |
| (1) 経常収益     |        |     |        |
| 事業収益         | 20,000 | 0   | 20,000 |
| 事業収入         | 20,000 | 0   | 20,000 |
| 国産材マーク収入     | 20,000 | 0   | 20,000 |
| 雑収益          | 244    | 244 | 0      |
| 受取利息         | 244    | 244 | 0      |
| 引当金取崩収入      | 0      | 0   | 0      |
| 経常収益計        | 20,244 | 244 | 20,000 |
| (2) 経常費用     |        |     |        |
| ①事業費         | 36     | 36  | 0      |
| 役員報酬         | 0      | 0   | 0      |
| 給料手当         | 0      | 0   | 0      |
| 賃金           | 0      | 0   | 0      |
| 事務負担金        | 0      | 0   | 0      |
| 福利厚生費        | 0      | 0   | 0      |
| 旅費交通費        | 0      | 0   | 0      |
| 委員等旅費        | 0      | 0   | 0      |
| 通信運搬費        | 0      | 0   | 0      |
| 減価償却費        | 0      | 0   | 0      |
| 消耗什器備品費      | 0      | 0   | 0      |
| 消耗品費         | 0      | 0   | 0      |
| 材料費          | 0      | 0   | 0      |
| 車借上料         | 0      | 0   | 0      |
| 印刷製本費        | 0      | 0   | 0      |
| 会議費          | 0      | 0   | 0      |
| 会場費          | 0      | 0   | 0      |
| 光熱水料         | 0      | 0   | 0      |
| 賃借料          | 0      | 0   | 0      |
| 広告宣伝費        | 0      | 0   | 0      |
| 諸謝金          | 0      | 0   | 0      |
| 租税公課         | 36     | 36  | 0      |
| 支払負担金        | 0      | 0   | 0      |
| 支払寄付金        | 0      | 0   | 0      |
| 委託費          | 0      | 0   | 0      |
| 経常費用計        | 36     | 36  | 0      |
| 当期経常増減額      | 20,208 | 208 | 20,000 |

## 正味財産増減計算表（資金ベース）

令和2年4月1日から  
令和3年3月31日まで

特別会計  
(収入の部)

(単位：円)

| 科 目          | 当年度    | 前年度 | 差引増<br>△減額 |
|--------------|--------|-----|------------|
| I 一般正味財産増減の部 |        |     |            |
| 1. 経常収益の部    |        |     |            |
| ①事業収益        | 20,244 | 244 | 20,000     |
| 事業収入         | 20,000 | 0   | 20,000     |
| 国産材マーク収入     | 20,000 | 0   | 20,000     |
| 雑収益          | 244    | 244 | 0          |
| 受取利息         | 244    | 244 | 0          |
| 引当金取崩収入      | 0      | 0   | 0          |
| 経常収益計        | 20,244 | 244 | 20,000     |

(支出の部)

(単位：円)

| 科 目     | 当年度    | 前年度 | 差引増<br>△減額 |
|---------|--------|-----|------------|
| 2. 経常費用 |        |     |            |
| ①事業費    | 36     | 36  | 0          |
| 事業費     | 0      | 0   | 0          |
| 租税公課    | 36     | 36  | 0          |
| 経常費用計   | 36     | 36  | 0          |
| 当期経常増減額 | 20,208 | 208 | 20,000     |



# 財 産 目 録

令和3年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目      | 場所・物量等       | 金 額       | 摘 要 |
|----------|--------------|-----------|-----|
| (流動資産の部) |              |           |     |
| 預金       | 普通預金         | 422,878   |     |
|          | 国産材マーク事業収入口座 | 422,878   |     |
|          | 定期預金         | 2,400,816 |     |
|          | 国産材マーク事業収入口座 | 2,400,816 |     |
| 流動資産合計   |              | 2,823,694 |     |
| 資産合計     |              | 2,823,694 |     |
| (流動負債の部) |              |           |     |
| 預り金      | 預り金          | 2,400,000 |     |
|          | 国産材マーク       | 2,400,000 |     |
| 流動負債合計   |              | 2,400,000 |     |
| 負債合計     |              | 2,400,000 |     |
| 正味財産     |              | 423,694   |     |

# 外国人技能実習

## 貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目               | 当年度         | 前年度 | 増 減         |
|-------------------|-------------|-----|-------------|
| <b>I 資産の部</b>     |             |     |             |
| 1. 流動資産           |             |     |             |
| 現金                | 0           | 0   | 0           |
| 普通預金              | 623,923     | 0   | 623,923     |
| 定期預金              | 0           | 0   | 0           |
| 流動資産合計            | 623,923     | 0   | 623,923     |
| 2. 固定資産           |             |     |             |
| 固定資産合計            | 0           | 0   | 0           |
| 資産合計              | 623,923     | 0   | 623,923     |
| <b>II 負債の部</b>    |             |     |             |
| 1. 流動負債           |             |     |             |
| 未払金               | 3,118,039   | 0   | 3,118,039   |
| 流動負債合計            | 3,118,039   | 0   | 3,118,039   |
| 2. 固定負債           |             |     |             |
| 固定負債合計            | 0           | 0   | 0           |
| 負債合計              | 3,118,039   | 0   | 3,118,039   |
| <b>III 正味財産の部</b> |             |     |             |
| 正味財産合計            | △ 2,494,116 | 0   | △ 2,494,116 |
| 負債及び正味財産合計        | 623,923     | 0   | 623,923     |

## 正味財産増減計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位:円)

| 科 目          | 当年度         | 前年度 | 増 減         |
|--------------|-------------|-----|-------------|
| I 一般正味財産増減の部 |             |     |             |
| 1. 経常増減の部    |             |     |             |
| (1) 経常収益     |             |     |             |
| ①受取入会金       | 4,860,000   |     | 4,860,000   |
| ②受取会費        | 2,640,000   |     | 2,640,000   |
| ③雑収益         | 20          |     | 20          |
| 経常収益計        | 7,500,020   | 0   | 7,500,020   |
| (2) 経常費用     |             |     |             |
| ①事業費         |             |     | 0           |
| 役員報酬         | 2,000,000   |     | 2,000,000   |
| 給料手当         |             |     | 0           |
| 賃金           |             |     | 0           |
| 旅費交通費        | 304,807     |     | 304,807     |
| 委員等旅費        | 140,860     |     | 140,860     |
| 通信運搬費        | 2,400       |     | 2,400       |
| 消耗品費         | 5,170       |     | 5,170       |
| 材料費          |             |     | 0           |
| 印刷製本費        |             |     | 0           |
| 会議費          |             |     | 0           |
| 会場費          |             |     | 0           |
| 賃借料          |             |     | 0           |
| 諸謝金          | 240,517     |     | 240,517     |
| 支払負担金        | 700,000     |     | 700,000     |
| 委託費          | 6,600,382   |     | 6,600,382   |
| 雑費           |             |     | 0           |
| 経常費用計        | 9,994,136   | 0   | 9,994,136   |
| 当期経常増減額      | △ 2,494,116 |     | △ 2,494,116 |

## 正味財産増減計算表（資金ベース）

（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

（収入の部）

（単位：円）

| 科 目          | 当年度       | 前年度 | 増 減       |
|--------------|-----------|-----|-----------|
| I 一般正味財産増減の部 |           |     |           |
| 1 経常収益の部     |           |     |           |
| ①受取入会金       | 4,860,000 |     | 4,860,000 |
| ②受取会費        | 2,640,000 |     | 2,640,000 |
| ③雑収益         | 20        |     | 20        |
| 経常収益計        | 7,500,020 | 0   | 7,500,020 |

（支出の部）

（単位：円）

| 科 目      | 当年度         | 前年度 | 増 減         |
|----------|-------------|-----|-------------|
| 2 経常費用の部 |             |     |             |
| ①事業費     |             |     | 0           |
| 役員報酬     | 2,000,000   |     | 2,000,000   |
| 旅費交通費    | 304,807     |     | 304,807     |
| 委員等旅費    | 140,860     |     | 140,860     |
| 通信運搬費    | 2,400       |     | 2,400       |
| 消耗品費     | 5,170       |     | 5,170       |
| 諸謝金      | 240,517     |     | 240,517     |
| 支払負担金    | 700,000     |     | 700,000     |
| 委託費      | 6,600,382   |     | 6,600,382   |
| 経常費用計    | 9,994,136   |     | 9,994,136   |
| 当期経常増減額  | △ 2,494,116 | 0   | △ 2,494,116 |

# 財 産 目 録

令和3年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目        | 金 額         | 摘 要       |
|------------|-------------|-----------|
| (資産の部)     |             |           |
| 普通預金       | 623,923     | りそな銀行赤坂支店 |
| 合 計        | 623,923     |           |
| (負債の部)     |             |           |
| 未払金        | 3,118,039   |           |
| 合 計        | 3,118,039   |           |
| 正味財産       | △ 2,494,116 |           |
| 負債及び正味財産合計 | 623,923     |           |

上記のとおり報告します。

令和3年4月19日

一般社団法人 全国木材組合連合会

会長 鈴木 和 雄

上記について監査したところ正確であることを認めます。

令和3年4月19日

監 事 庄 司 良 雄 ⑩

監 事 近 藤 藤 嗣 ⑩

監 事 海老原 光 男 ⑩



# 第 3 号 議 案

令和2年度

会費等決定の件



# 令和3年度会費等決定の件

## 1 会 費

### (1) 都道府県木連会員

(単位：千円)

| 都道府県木連 | 金 額   | 備 考 | 都道府県木連 | 金 額    | 備 考 |
|--------|-------|-----|--------|--------|-----|
| 北海道    | 1,819 |     | 滋 賀    | 285    |     |
| 青 森    | 561   |     | 京 都    | 433    |     |
| 岩 手    | 529   |     | 大 阪    | 1,000  |     |
| 宮 城    | 456   |     | 兵 庫    | 681    |     |
| 秋 田    | 782   |     | 奈 良    | 489    |     |
| 山 形    | 403   |     | 和歌山    | 531    |     |
| 福 島    | 595   |     | 鳥 取    | 272    |     |
| 茨 城    | 410   |     | 島 根    | 328    |     |
| 栃 木    | 433   |     | 岡 山    | 451    |     |
| 群 馬    | 465   |     | 広 島    | 737    |     |
| 埼 玉    | 456   |     | 山 口    | 400    |     |
| 千 葉    | 529   |     | 徳 島    | 355    |     |
| 神奈川    | 626   |     | 香 川    | 243    |     |
| 山 梨    | 248   |     | 愛 媛    | 473    |     |
| 東 京    | 1,725 |     | 高 知    | 437    |     |
| 新 潟    | 627   |     | 福 岡    | 487    |     |
| 富 山    | 377   |     | 佐 賀    | 183    |     |
| 石 川    | 406   |     | 長 崎    | 212    |     |
| 福 井    | 279   |     | 熊 本    | 484    |     |
| 長 野    | 660   |     | 大 分    | 484    |     |
| 岐 阜    | 581   |     | 宮 崎    | 484    |     |
| 静 岡    | 1,000 |     | 鹿 児 島  | 484    |     |
| 愛 知    | 1,030 |     | 沖 縄    | 90     |     |
| 三 重    | 598   |     |        |        |     |
|        |       |     | 計      | 25,618 |     |

### (2) 業種別会員

(単位：千円)

| 団 体 名               | 金 額   | 備 考 |
|---------------------|-------|-----|
| (一社)全日本木材市場連盟       | 168   |     |
| 全国木材チップ工業連合会        | 50    |     |
| (一社)全国木材市売買方組合連盟    | 168   |     |
| 全国素材生産業協同組合連合会      | 84    |     |
| 日本木材防腐工業組合          | 84    |     |
| (一社)木材産業退職金共済会      | 168   |     |
| 全国木材防虫JAS協議会        | 84    |     |
| 日本集成材工業協同組合         | 84    |     |
| (一社)日本フローリング工業会     | 84    |     |
| 日本複合・防音床板工業会        | 50    |     |
| 日本ツーバイフォーランバーJAS協議会 | 84    |     |
| (一社)全国木造住宅機械プレカット協会 | 168   |     |
| 全国銘木連合会             | 84    |     |
| 全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会 | 84    |     |
| (一社)日本特殊加工化粧板協会     | 84    |     |
| NPO法人日本パーク堆肥協会      | 84    |     |
| (一社)全国木材検査・研究協会     | 168   |     |
| 計                   | 1,780 |     |

## (3) 賛助会員

(単位：千円)

| 団 体 ・ 企 業 名      | 金 額   | 備 考 |
|------------------|-------|-----|
| 日本合板工業組合連合会      | 30    |     |
| 日本木材輸入協会         | 30    |     |
| 日本製紙連合会          | 30    |     |
| 林業・木材製造業労働災害防止協会 | 30    |     |
| (一社)日本林業土木連合協会   | 30    |     |
| (一社)林道安全協会       | 30    |     |
| 兼松日産農林(株)        | 30    |     |
| 住友林業(株)          | 30    |     |
| (株)ケー・エイチ・ケー     | 30    |     |
| 宮川工機(株)          | 30    |     |
| 大日本木材防蝕(株)       | 30    |     |
| (株)一条工務店         | 30    |     |
| ニューハウス工業(株)      | 30    |     |
| 木構造振興(株)         | 30    |     |
| (株)久我            | 30    |     |
| 庄司木材(株)          | 30    |     |
| (一社)日本CLT協会      | 30    |     |
| ナイス(株)           | 30    |     |
| (一社)木のいえ一番協会     | 30    |     |
| (一社)林業機械化協会      | 30    |     |
| 小計               | 600   |     |
| 全国木材協同組合連合会      | 2,000 |     |
| 小計               | 2,000 |     |
| 計                | 2,600 |     |

会費合計 29,998 千円

第 4 号 議 案

第 5 号 議 案

第 6 号 議 案

第 7 号 議 案





#### 第4号議案 令和3年度借入金最高限度額決定の件

借入金最高限度額は、3千万円とする。

#### 第5号議案 令和3年度役員報酬決定の件

役員の報酬は、年額2,000万円以内とする。

## 第6号議案 定款変更の件

### 業務担当理事定数の変更

森林・林業・木材産業を取り巻く状況は年々多様化しており、木材産業への外国人技能実習制度の導入、都市の木造化・木質化をはじめとする木材利用促進関連事業の増加など、全国木材組合連合会及び全国木材協同組合連合会の取組もますます増大する中、中央での各種会議、打合せに加え、各県での会議等への出席など役員による機動的な対応が求められている。

ついては、定款第20条の業務担当理事の定数を2名以内から3名以内に変更したい。

#### 新旧対照表

| 新                                                              | 旧                                                              |
|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| (役員)<br>第20条 本会に次の役員を置く。<br>（1）理事 53名以上60名以内<br>（2）監事 2名以上3名以内 | (役員)<br>第20条 本会に次の役員を置く。<br>（1）理事 53名以上60名以内<br>（2）監事 2名以上3名以内 |
| 2 理事のうち1名を会長、9名以内を副会長、1名を専務、 <u>3名以内</u> を業務担当理事とすることができる。     | 2 理事のうち1名を会長、9名以内を副会長、1名を専務、 <u>2名以内</u> を業務担当理事とすることができる。     |

## 第7号議案 役員選任の件

退任 理事 西村亮彦(富山)

新任 理事 田口護(事務局)



(報告)

1. 令和3年度 事業計画
2. 令和3年度 収支予算



# 令和3年度事業計画

## 第1 事業の方針

### 1 経済社会の動向

令和3年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大により、我が国の社会、経済が大きな影響を受ける中でも追い風の吹いている国産材利用拡大、とりわけ非住宅建築物等の木造・木質化などの動きを減速させないための活動を継続・拡充していくことが最も緊急かつ重要となっている。

このような環境の中、非住宅、中高層建築、外構など今まで木材があまり使われてこなかった分野での需要拡大策を含む令和2年度補正予算及び令和3年度予算並びに税制改正等が効果的に機能し、木材需要拡大が加速化することが期待されている。

森林・林業・木材産業関連では、平成28年6月に発表された「日本再興戦略2016」において、「林業の成長産業化」が位置づけられ、再生可能資源である森林資源を持続的に循環利用し、森林の多面的機能を発揮させつつ、国産材の安定供給体制の構築と新たな木材利用の創出を図り、林業の成長産業化を実現することが重要な課題であるとされており、国内の森林を「伐って、使って、植えて、育てる」循環利用の達成に向けた取組みを進める中で、木材利用拡大が林業の成長産業化に欠くべからざる要素であるとの認識が確実に定着しつつある。

一方、現在見直し作業が行われている「森林・林業基本計画」においては、令和7年及び令和12年の総需要量をともに87百万m<sup>3</sup>、木材の供給量を令和7年で40百万m<sup>3</sup>、令和12年で42百万m<sup>3</sup>とし、自給率をそれぞれ46%、48%に設定しており、自給率50%の達成を着実に目指す計画となっている。

そして、そのための具体的方策として、「ICTを活用した商物分離」、「JAS規格の合理化」、「非住宅分野等の木造・木質化」等を政策の柱と位置付け、木材産業全体の競争力強化を図ることとしている。

このような施策が次々と打ち出され、国産材の安定供給体制の確立と木材需要拡大のための多様な施策の効果によって、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用が具体化していくこと取組の前進が期待される。

### 2 木材利用・木材産業の動向と課題

- (1) 令和2年の新設住宅着工は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済の停滞等から、昨年から約1割減となる815千戸、うち木造住宅は479千戸となり、木造率は59%と平成21年以降50%台が続く実績となった。

令和3年度についても引き続き感染症の影響が懸念される中、林野庁補助事業を最大限に活用し、非住宅、特に都市での木材需要拡大とともに木材需要構造の変化に柔軟に対応できる産業構造の確立等に取り組むことが必要となっている。



2050カーボンニュートラルの達成に向け都市での木材需要拡大のためには、木材利用が地球環境の保全に貢献することや地域経済活性化の重要なファクターであることへの理解を広めるとともに、耐火性能の向上等技術的課題を克服し、戦後永く続いてきた街づくりにおける非木材化の流れを「木材を優先する（ウッドファースト）街づくり」へと変えていくことが必要である。

(2) 住宅部門においては、地域材の活用に対する助成措置の定着などにより「木造」への関心が広まりをみせてはいるものの、今後、少子化等により住宅着工の伸びが期待し難いと思込まれる情勢の中、住宅部門におけるリフォーム事業での木材利用の拡大、公共建築物、商工業施設等非住宅部門、外構、身の回り製品等多様な分野での木材利用を進めて、住宅以外への依存率を高めていくことが喫緊の課題となっている。

(3) 公共建築物等における木材利用については、法制度に基づく市町村方針は全体の93%の市町村で策定が行われており（令和3年2月末現在）、学校の木造3階建て建築に関連した建築基準改正などの流れを受け、民間の公共施設を含め木造・内外装木質化への指向は高まってきている。また、新たな木製耐火資材など工法・部材の開発も次々に進められている。これらの部門における木造化・木質化は、林野庁の非住宅向け助成事業の効果もあり、各地での街づくり、商工業施設等への木材利用にも大きく波及していくことが期待され、さらなる取り組みが求められている。

(4) 木材を使う街づくりへの取り組み、すなわち低層の高齢者介護施設、学校、図書館などの木造・木質化をはじめ、中高層建築、商工業施設の木造・木質化、大阪北部地震の際に危険性が指摘されたブロック塀から木塀への転換など、公園・道路・歩道等街角のあらゆる空間において木材利用を推進するとともに、それらへの利用技術の開発・提案、普及PR等も推進していく必要がある。

また、急速に拡大している木質バイオマス利用や原木の木材輸出に対しては、「伐って、使って、植えて、育てる」森林の循環利用を推進する観点から、適切な対応が課題となってきている。

(5) 気候変動など地球規模での環境問題については、2015年末にパリで合意された2020年以降の温暖化対策の中で森林整備が引き続き、位置づけられており、すでに気候変動緩和への貢献が認められている伐採された後の木材が炭素を貯蔵する能力についての国民の理解を深め、木材を積極的に活用していく社会づくりを進めるためのアピールを一層幅広く展開することが重要となっている。

また、国連の「持続可能な開発目標（SDG's）」は、環境への貢献だけでなく、今後の社会、企業活動の規範として定着しつつあり、持続可能な循環型資源としての木材、地域型資源としての国産材の価値の再評価につながってきている。

さらに、公共建築物への木材利用促進、木材利用ポイント事業の実施、2020年東京オリンピック・パラリンピック施設等での木材利用等を通じて、違法伐採対策推進のための合法性・持続可能性が証明された木材・木製品、森林認証材の使用への関心が高まるとともに、国際的な違法伐採対策強化の動きがある中で、合法木材の供給・利用を政府調達から民間需要への拡大及び川下の工務店等も対象とした「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」については、平成29年5月に施行され、木材関連事業者の登録事務も開始されている。

今後、平成18年から取り組んできたグリーン購入法と林野庁ガイドラインに基づく認定制度を通じて合法木材供給を進めてきた実績を最大限に活用し、新たな法律に的確に対応するとともに、認定制度の信頼性を確保し、利用者、消費者に対して合法伐採木材の利用拡大を一層進めていく必要がある。

- (6) 国内の木材産業は、大型化、機械設備の高度化が進展してきているが、一方では後継者不在等による事業撤退の動きが進行しており、地域における木材の利用・加工の担い手の弱体化が懸念されている。国内木材産業の再興のためには、木材産業が地方創生に果たす役割をアピールするとともに、加工・流通の一層の効率化、事業活動の維持発展のための製材品需要拡大への取り組みが期待されている。そのため、木材関連事業者の連携による安定した生産・加工、製品供給の体制の構築とともに、製材・加工工場にとって不可欠な原木安定確保のための体制の確立が重要である。

また、高齢化、働き方改革、東京一極集中が進む中で、特に地方の労働力不足は、製造、輸送、販売などあらゆる分野に影響を及ぼしてきている。一方、東南アジア諸国には我が国の製材部門への外国人技能実習制度の導入へのニーズも見られる。

- (7) 木材貿易関連については、TPP11、日EU経済連携協定、日米貿易協定が発効し、新たな国際貿易の枠組みへの対応が求められており、国産材の安定供給体制の整備とともに木材産業の国際競争力強化が重要な課題となっている。

また、木材輸出については、令和元年の輸出額は前年に比べて1割弱増加したが、米中貿易摩擦、中国の経済成長鈍化の動きにより、中国への木材輸出は減少し始めており、米国へのスギ板材の輸出の増加など、新たな輸出先国の開拓、丸太輸出から付加価値の高い製材加工品の輸出あるいは米国、欧州、東南アジア諸国等で始まっている合法性の確認などに対応した木材供給など体制の整備を図っていくことが重要である。

- (8) 建築物や家具に使用される木材については、品質性能の確かなJAS製品に加え、産地の証明された木材、未利用樹種や早生樹の使用への関心が高まってきており、これらにきちんと対応できる木材の供給体制の構築および大径化する国産材への技術的な対応が早急に求められている。

### 3 事業計画の重点

木材利用を優先する社会（ウッドファースト社会）の実現をめざし、地球温暖化防止、地域社会の活性化に大きく貢献する木材の利用を拡大するため次の事業を重点事項として取り組むものとする。

- ア 温暖化防止、地域社会の活性化に貢献する木材利用の推進
- イ 住空間、街づくりへの総合的な木材利用拡大への取り組み
- ウ 木材産業の経営安定化に向けた産業構造の確立
- エ 安全・安心の木材利用・供給の推進
- オ 組織活動の活性化等

## 第2 事業計画

### I 温暖化防止・地域活性化に貢献する木材利用の推進

地球温暖化防止、地域創生、人々の健康的な暮らしに不可欠な木材利用の積極的な普及活動、施策提案等に取り組む。

#### 1 ウッドファースト社会実現に向けての取組

- ア 国民の間に、木材利用の地球温暖化防止対策、地方創生にはたす役割について理解が醸成されつつある中、ウッドファースト社会実現のために森林・林業・木材産業関係者が率先して行動を展開する体制の強化に努める。
- イ 森林・林業・木材産業関係者が木材利用拡大を進める上での課題について共有し、国、地方自治体に対して、木材利用を優先する社会実現への理解と支援策の構築を働きかける。

#### 2 消費者、需要者への普及活動

##### ア 普及活動の実施

- (ア) 規模の大きい展示会、全木連HP等において、木材の特質や住宅・街づくり等における木材利用などに関する各種知識・情報の提供、普及啓発に取り組む。
- (イ) 建築関係団体、消費者・需要者などと幅広く連携を図るとともに、木材PRポスター、カレンダー、リーフレットの作成配布、補助事業を活用したマスコミへのPRなどにより、効果的な木材利用の普及に努める。

##### イ 木材利用に関する教育活動等の推進

- (ア) 小・中・高校生の木材利用普及のため、木材を使用した「ものづくり」、「木工・工作」コンクールへの協力などにより、児童生徒はもとより、教職員、保護者も含めた「木育」活動を推進する。

### 3 地球温暖化防止対策としての木材利用

#### (1) 木質バイオマス利用等の促進

ア 化石燃料の削減への貢献や未利用材・間伐材の有効活用のため、木質バイオマスについて法制度に基づく発電利用のほか、くらし、農業・水産業、木材加工施設等における発電、熱利用等の促進に取り組む。

その場合、地域の木材需要の動向に配慮しつつ、林野庁の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に即した適切な供給体制構築などの推進に取り組む。

また、地域の森林資源が総体として最大の価値を生み出すよう、間伐材、林地残材、木くず・バーク等工場残材、建築解体材等の木質バイオマスの効果的なカスケード利用のための手法の開発を推進する。

イ 併せて低コストかつ安定的な供給体制の構築のため、路網整備、機械化、担い手の確保等を推進する。

#### (2) 気候変動問題等への対処

気候変動問題への取組みの中に森林整備、伐採後の木材利用が正式に位置付けられたことを受け止め、非住宅を含む建築物の木造化、内装、外構の木質化が企業のCSR活動の一環として評価されるような仕組みの構築に向けた取組を推進する。

また、国民の間に浸透してきているSDG'sの取組を活用し、循環型資源、地域型資源である国産材の需要拡大への理解を一層深める活動を幅広く展開する。

#### (3) 違法伐採対策の推進等

ア 違法伐採対策に関しては、平成29年5月に施行された「合法伐採木材等の流通と利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」に対応して、輸入国として先進的な取組を導入してきた経緯に鑑み、政府や国際的な動きに協調した上で、新たに木材関連事業者として位置付けられた工務店等川下への働きかけを行い、効果的な施策の推進を図るとともに、合法性等の証明された木材・木材製品の利用普及、供給体制整備、信頼性向上のための取組を強化する。

イ また、海外の林業・木材関係機関等と連携、協調して必要な情報の収集に努める。

## II 住空間、街づくりへの総合的な木材利用の取組

住宅、公共・商工業施設、身の回りの日常用品等への木材・国産材の利用促進活動を積極的に推進するとともに、これらに関する施策・税制などの充実強化に取り組む。

### 1 住空間への取組

#### (1) 木造住宅等の取組

ア 住宅部門における木材利用は、極めて重要で、その拡大のための消費者・需



要者に対する多様な普及PRや部材・製品開発等を推進する。また地域住宅のブランド化、木造建築の技術先導、木造住宅施工能力向上・継承などの地域材利用の木造住宅づくり対策に積極的な参画を推進する。

イ 木材を使った住宅の耐震化や省エネ住宅リフォーム、工法・製品開発等を推進する。

## (2) 建築関係諸制度への対応

建築関係諸制度については、木材利用促進が図られることを基本として引続き適切な対応に取り組むこととし、必要な規制見直し、制度・対策、設計仕様等基準の充実・税制改正等に取り組む。

また、改正される建築基準法、住宅品質確保促進制度等に適切に対応するため、品質性能が明確な「安心」「信頼」のJAS製材品、乾燥材の生産、供給の促進に取り組む。

## (3) 建築関係者との連携促進等

木材の利用拡大のため、これまで強化してきた各地域における建築・設計関係団体等との連携の枠組みの強化に取り組む。

また、地域の木材関連事業者や工務店等の連携による地域型住宅づくり、顔の見える木材での家づくり、消費者へのサービス提供等を効果的に推進する。

## 2 街づくり・公共建築物等への木材利用

住宅のほか、公共建築物、商工業施設などを含め街づくり全体への木材利用の推進に取り組む。

(1) 公共建築物にあっては法制度に基づく国等施設の着実な木造化、木質化、市町村方針策定の一層の拡大とそれに基づく実効性確保の推進活動に取り組むとともに、公共建築物から民間建築物への拡大するための取組を具体化する。

また、木材利用推進中央協議会と連携し、制度・基準、国等の整備支援対策や建築事例などの普及、情報提供に取り組むとともに、部材・工法開発等を推進する。

(2) 林野庁補助事業も活用し、非住宅、中高層建築物の木造化、木質化を推進するとともに外構における木材利用など、商工業施設、公園・道路・歩道等街角のあらゆる空間において、木造化、内装材利用、遮熱材利用、ルーバー・デッキ等での利用などを拡大するとともに、それらへの利用技術の開発・提案、普及PR等の強化に取り組む。

(3) また、身の回りの日常用品、机、椅子等家具への一層の木材利用推進に取り組む。

## 3 地域材・国産材の利用拡大

木材自給率50パーセントの実現に向け、地域材・国産材の利用拡大に1及び2のほか次の事項に取り組む。

(1) ホームページを活用し、「木材利用推進中央協議会」、「国産材マーク」、「国産

材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会」、「森林を活かす都市の木造化推進協議会」等、中央・地方の木材・建築関係団体、消費者団体、NPO等との連携による取組に努める。

- (2) 木材利用推進計画等関係機関の取組みに対応し、施設・事務所等への地域材利用の推進、着実な木材供給の推進に取り組む。
- (3) 地域材製品・部材等の安定的な供給、製品開発、特に製材品(ムク材)の利用の促進に取り組む。

### Ⅲ 木材産業の成長産業化に向けた産業構造の確立

#### 1 木材産業の経営安定化の取組

##### (1) 経営の安定化対策

木材産業の経営安定・振興のため、融資・保証制度、税制の積極的な有効活用等の推進と制度充実に取り組む。

ア 設備・運転資金の円滑な確保のための、日本政策金融公庫の林業・木材関係資金、木材産業等高度化推進資金、セーフティネット保証等中小企業及び農林漁業関連信用保証制度、地域材利用促進のための緊急利子助成制度などの有効活用と制度充実、中小企業信用補完制度の見直しへの対応。

イ 経営革新等中小企業対策、事業再生・ものづくりなどの支援対策の有効活用と制度充実。

ウ 消費税の適正な転嫁の推進

##### (2) 雇用対策等

ア 雇用調整助成金や雇用創出に係る関係事業などの有効活用を推進。

イ 働き方改革を進める中で、企業経営に係る諸制度や環境、厚生労働等諸制度・施策の遵守(コンプライアンス)に係る制度等を普及推進。

ウ 東南アジア諸国のニーズや現場の実態、要望を踏まえ、木材産業への外国人技能研修生の導入などの対応に取り組む。

##### (3) 労働安全対策等

労働安全対策の推進は重要であり、木材・木製品製造業のゼロ災・労働安全の確保活動に積極的に取り組むとともに、政府の働き方改革への対応を進め、魅力ある木材産業となるよう環境整備に努める。

##### (4) 新型コロナウイルス感染症対策

令和元年1月に中国で発生し、アジア、米国、欧州で爆発的な感染拡大が起きている新型コロナウイルス感染症については、貿易、人・モノの動きの阻害による経済活動の停滞、消費意欲の減退など深刻な影響が出始めており、収束が見通せない中ではあるが、セーフティネット保証制度、雇用調整助成金、農林漁業信用基金制度などを活用し、当面の資金手当ての確保を図るとともに、状況に応じた対策について関係機関等への要請、要望を実施する。

## 2 効率的な加工・流通体制の確立

木材の需要構造に的確に対応できる効率的な加工・流通体制の確立の促進に取り組む。

### (1) 中小工場の有機的連携と原料転換

中小製材工場等が有機的に連携して品質管理、乾燥材等品質性能の確かな製品づくり、丸太輸入環境の変化に対応して国産丸太への原料転換などを推進する。

### (2) 高度な木材加工・流通構造の確立

ア 地域木材産業の実情を踏まえつつ、機械施設の高度化等による効率的な木材の加工・流通体制の構築、木材製品の高付加価値化への取り組みを推進する。特に品質の安定した乾燥材生産・供給の大幅拡大を強力に推進する。

イ 木材産業関連助成・交付金、林業・木材産業改善資金、日本政策金融公庫の林業・木材関係資金、木材産業等高度化推進資金、地域材利用促進のための緊急利子助成制度、素材生産・木材加工等機械施設のリース・利子助成制度などの有効活用と制度の充実に取り組む。

ウ また、農林漁業成長産業化ファンド（株式会社農林漁業成長産業化支援機構法に基づくもの）、農商工等産業連携施策などの有効活用と制度充実に取り組む。

エ 住宅工法、公共・商工業施設、公共工事など多様なニーズに応じた安定的な製品加工・供給の推進並びに木材流通の変化等への的確な対応を推進する。

### (3) 地域材丸太の安定供給・確保体制への取組

ア 原木の安定供給・確保体制の構築のため、①需給動向に応じて弾力的に供給できる計画伐採体制、関係者間の広域的な情報交換等、②施業の集約化や路網・高性能機械の整備による低コスト生産システムの展開や高度技能担い手の確保の推進、③ストックヤード・輸送の大型化等による流通の効率化・コスト低減の推進などについて、全素協、全森連、全市連等と連携して推進する。

イ 製材、合板、チップ、バイオマス利用等森林資源の最大限の活用を推進する。

ウ 素材生産の規模拡大、生産性向上等のために必要な機械施設整備に係る助成・交付金、リース・融資等制度、さらに運転資金関係制度の有効活用と制度充実に取り組む。

### (4) 技術・製品開発の取組

ア 効率的で原木の大径化にも対応する製材加工システム、一層の効率的な乾燥技術など木材加工機械等の技術開発促進と産・学・官の連携体制強化を推進する。

イ 木造住宅の振興のための工法、性能、維持管理に関する技術開発を推進する。また、消費者・需要者ニーズに即応した内装材、壁材、リフォーム・耐震改修用部材、木製フェンス等部材・利用技術開発を推進する。特に、地域材・国産材の利用が低位な梁、桁、2×4工法への利用開発を推進する。

ウ 中高層の建築物の木造化・木質化促進のため、部材、工法等の開発を推進する。

## (5) 木材貿易・海外との交流

### ア 国産材の海外への輸出促進

木材輸出振興協議会等と連携して、家具等を含めた国産材製品の輸出拡大、特に付加価値が期待できる輸出の拡大に向けての取組を引続き推進する。

### イ 木材貿易問題への対応

(ア) 関係団体等との連携の下に、既に発効したTPP11、日EU経済連携協定、日米貿易協定による木材貿易の動向に重大な関心をもって見守るとともに国内対策の一層の充実、効果的な実施に努める。

(イ) 米国、EU各国、インドネシア、マレーシア等の木材関連団体などとの意見交換を引続き実施する。

(ウ) 輸入木材、木材製品のクリーンウッド法への対応について、合法木材認定事業者への情報提供等に努める。

## 3 東日本大震災及び平成28年熊本地震の復興・復旧と木材需給安定の取組

木材関連被災事業者の再建・事業振興のための機械施設整備、運転資金確保等支援対策、原発事故関連の被災事業者の再建、放射能汚染に関連する木材製品、パーク等の適切な処理対策などに引き続き取り組む。

## VI 安全・安心の木材利用・供給の推進

### 1 品質の確かな木材製品、認証木材等の普及

非住宅、中高層建築物においては構造計算に耐えられる品質性能の明確な木材製品の供給が不可欠であり、JAS製材品の利用・供給、製材品のホルムアルデヒド放散量等級表示並びに産地等の証明のある木材・国産材使用への関心の高まりに対応して、産地認証材・合法性証明木材の供給体制整備を引続き促進する。

#### (1) JAS制度、JAS木材製品の利用・供給の促進

ア 一般消費者・需要者建築関係者並びに木材の加工・流通事業者に対して、全市連、全買連と共同してJAS製材品普及推進展示会を引続き開催するとともに、ホームページ、木材利用イベント、マスコミ等を通じて「信頼できるJAS製材品」の利用普及と供給促進に取り組む。

イ 国、独立行政法人、都道府県、市町村などの公共建築物への製材JAS製品の率先使用を推進する。

ウ 都市部における木材利用拡大のためにはゼネコン等の要求に応えられる部材供給の図る必要があり、その手段としてのJAS製品の重要性について木材産業関係者への普及を促進する。

また、そのために林野庁補助事業を最大限に活用し、非住宅、中高層分野でのJAS構造材の利用拡大について、施主、設計者、施工者、材料供給者が連携を強化する幅広い取組を展開する。



エ 都道府県産認証木材制度へのJAS製材規格の活用とそれら制度に基づく認定工場のJAS製材認定工場登録を推進する。また、必要な制度改善、規格見直し等の検討・提案活動に取り組む。

(2) 製材品のホルムアルデヒド放散量等級表示制度の適切な実施

シックハウス対策として不可欠な木材製品ホルムアルデヒド放散量等級表示について、JAS制度では基準化されていない木材製品に係る表示登録制度を引き続き適切に実施する。

(3) 合法木材・都道府県産認証材の取組

ア 平成29年5月に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」に対応して、認定供給事業者が信頼できる供給者であることを広く発信し、違法伐採対策への需要者、消費者の理解を進め、民間需要における合法木材利用拡大を図るため、展示会等への出展、各種メディアを活用した普及活動を展開する。

イ クリーンウッド法に基づく制度への円滑な移行と認定制度の信頼性の確保のため、認定団体、認定供給事業者等を対象とした研修会、シンポジウム等を開催する。

ウ 都道府県産材認証制度、木材表示制度の一層の充実及びそれに基づく製品供給の推進に取り組むとともに都道府県の枠を超えた取組の在り方についても検討する。

## 2 木材の健康・安全対策

(1) 木材の健康性能の普及

ア 木材が含んでいるテルペン類等の健康面への効用など、木材が優れた資材であることの普及に引き続き取り組む。

イ アセトアルデヒドやT-VOCの規制等の動きについては木材利用促進に支障がないよう引き続き適切に対応する。

ウ 自然素材（ムク材）は、健康に影響のある化学物質を放散しないことをPRし内装材などへの一層の利用促進に取り組む。

## V 組織活動の活性化等

### 1 全国木材産業振興大会の開催

第55回全国木材産業振興大会を、10月14日に北海道において北海道支部の協力の下に開催する。

### 2 団体活動の活性化等

(1) 制度・施策の提言等

国・地方の行政機関や林業・木材産業、木造住宅等関係団体、試験研究機関

との意見交換、木材利用拡大を通じた木材・木材産業振興のための提言活動等を積極的に実施する。

(2) 関係団体との連携強化

木材利用推進の飛躍的な拡大を図るため、「森林を活かす都市の木造化推進協議会」を中心に、森林・林業・木材、建築、中小企業・消費者の関係団体等との連携強化を推進する。

(3) 活動の活性化のための広報活動、施策情報提供等の取組

ア 全木連ホームページ、全木連時報を充実し、木材の特質・利用推進、木利用・木材産業関連諸制度、金融税制、販売、技術情報等を幅広く適時適切に提供・普及する。

イ 会員間の各種情報の共有化を推進する。

(4) 各種委員会の開催

木材利用推進、木材産業振興の政策提言等のために委員会の開催を実施する。

# 令和3年度収支予算

## 令和3年度収支予算書総括表 (令和3年 4月 1日から令和4年 3月31日まで)

(単位:円)

| 科 目          | 当年度         | 前年度         | 摘 要 |
|--------------|-------------|-------------|-----|
| I 一般正味財産増減の部 |             |             |     |
| 1. 経常増減の部    |             |             |     |
| (1) 経常収益     |             |             |     |
| ①受取会費        | 29,998,000  | 30,028,000  |     |
| ②負担金収入       | 3,220,000   | 3,220,000   |     |
| ③事業等収入       | 56,916,000  | 44,017,000  |     |
| 事務収入         | 44,828,000  | 32,299,000  |     |
| 事業収入         | 12,088,000  | 11,718,000  |     |
| 出版事業         | 5,511,000   | 5,200,000   |     |
| 木材製品認定収入     | 150,000     | 150,000     |     |
| 貸室収入         | 6,427,000   | 6,368,000   |     |
| ④受取補助金等      | 646,436,000 | 780,840,000 |     |
| 国庫補助金        | 637,086,000 | 771,490,000 |     |
| 受託事業収入       | 9,350,000   | 9,350,000   |     |
| ⑤雑収益         | 350,000     | 350,000     |     |
| 経常収益計        | 736,920,000 | 858,455,000 |     |

(単位:円)

| 科 目      | 当年度         | 前年度         | 摘 要 |
|----------|-------------|-------------|-----|
| (2) 経常費用 |             |             |     |
| ①事業費     | 724,526,000 | 848,148,000 |     |
| 役員報酬     | 9,289,000   | 12,680,000  |     |
| 給料手当     | 52,384,000  | 90,042,000  |     |
| 賃金       | 17,897,000  | 17,284,000  |     |
| 事務負担金    | 0           | 100,000     |     |
| 福利厚生費    | 7,870,000   | 4,819,000   |     |
| 旅費交通費    | 12,450,000  | 18,304,000  |     |
| 委員等旅費    | 3,845,000   | 0           |     |
| 通信運搬費    | 30,233,000  | 53,895,000  |     |
| 減価償却費    | 50,000      | 50,000      |     |
| 消耗什器備品費  | 0           | 0           |     |
| 消耗品費     | 7,983,000   | 27,287,000  |     |
| 材料費      | 300,000     | 300,000     |     |
| 車借上料     | 0           | 0           |     |
| 印刷製本費    | 10,131,000  | 6,337,000   |     |
| 会議費      | 1,690,000   | 6,186,000   |     |
| 会場費      | 840,000     | 840,000     |     |
| 光熱水料     | 125,000     | 125,000     |     |
| 賃借料      | 27,532,000  | 29,048,000  |     |
| 広告宣伝費    | 43,341,000  | 12,258,000  |     |
| 諸謝金      | 855,000     | 12,486,000  |     |
| 租税公課     | 0           | 0           |     |
| 交際諸費     | 118,000     | 118,000     |     |
| 雑費       | 30,000      | 1,025,000   |     |
| 支払負担金    | 4,537,000   | 2,071,000   |     |
| 支払寄付金    | 260,000     | 260,000     |     |
| 委託費      | 491,166,000 | 551,033,000 |     |
| 退職金引当金   | 1,600,000   | 1,600,000   |     |
| ②管理費     | 15,153,000  | 13,287,000  |     |
| 役員報酬     | 1,903,000   | 1,502,000   |     |
| 給料手当     | 4,780,000   | 2,201,000   |     |
| 賃金       | 432,000     | 401,000     |     |
| 事務負担金    | 200,000     | 200,000     |     |
| 福利厚生費    | 1,612,000   | 2,702,000   |     |
| 旅費交通費    | 1,867,000   | 1,867,000   |     |
| 通信運搬費    | 320,000     | 320,000     |     |
| 消耗什器備品費  | 0           | 0           |     |
| 消耗品費     | 100,000     | 100,000     |     |
| 材料費      | 0           | 0           |     |
| 印刷製本費    | 250,000     | 250,000     |     |
| 会議費      | 39,000      | 39,000      |     |
| 会場費      | 78,000      | 78,000      |     |
| 光熱水料     | 47,000      | 47,000      |     |
| 賃借料      | 2,086,000   | 2,141,000   |     |
| 広告宣伝費    | 160,000     | 160,000     |     |
| 諸謝金      | 0           | 0           |     |
| 交際諸費     | 40,000      | 40,000      |     |
| 租税公課     | 640,000     | 640,000     |     |
| 支払負担金    | 4,000       | 4,000       |     |
| 委託費      | 100,000     | 100,000     |     |
| 雑費       | 50,000      | 50,000      |     |
| 登記料      | 45,000      | 45,000      |     |
| 退職金引当金繰入 | 400,000     | 400,000     |     |
| 経常費用計    | 739,679,000 | 861,435,000 |     |
| 当期経常増減額  | △ 2,759,000 | △ 2,980,000 |     |

# 令和3年度正味財産増減計算書実施事業内訳

(令和3年 4月 1日から令和4年 3月31日まで)

(単位:円)

| 科 目          | 実施事業会計        |               |              | その他会計      |             |             | 法人会計       | 合計          |
|--------------|---------------|---------------|--------------|------------|-------------|-------------|------------|-------------|
|              | 木材普及・調査<br>事業 | 認証木材の普及<br>事業 | 小計           | 出版事業       | その他事業       | 小計          |            |             |
| I 一般正味財産増減の部 |               |               |              |            |             |             |            |             |
| 1. 経常増減の部    |               |               |              |            |             |             |            |             |
| (1) 経常収益     |               |               |              |            |             |             |            |             |
| ①受取会費        | 0             | 0             | 0            | 0          | 0           | 0           | 29,998,000 | 29,998,000  |
| ②負担金収入       | 0             | 0             | 0            | 3,220,000  | 0           | 3,220,000   | 0          | 3,220,000   |
| ③事業等収入       | 0             | 150,000       | 150,000      | 56,766,000 | 0           | 56,766,000  |            | 56,916,000  |
| 事務収入         | 0             | 0             | 0            | 44,828,000 | 0           | 44,828,000  | 0          | 44,828,000  |
| 事業収入         | 0             | 150,000       | 150,000      | 11,938,000 | 0           | 11,938,000  | 0          | 12,088,000  |
| 出版事業         | 0             | 0             | 0            | 5,511,000  | 0           | 5,511,000   | 0          | 5,511,000   |
| 木材製品認定事業     | 0             | 150,000       | 150,000      | 0          | 0           | 0           | 0          | 150,000     |
| 貸室収入         | 0             | 0             | 0            | 6,427,000  | 0           | 6,427,000   | 0          | 6,427,000   |
| ④受取補助金等      | 0             | 0             | 0            | 0          | 646,436,000 | 646,436,000 | 0          | 646,436,000 |
| 国庫補助金        | 0             | 0             | 0            | 0          | 637,086,000 | 637,086,000 | 0          | 637,086,000 |
| 受託事業収入       | 0             | 0             | 0            | 0          | 9,350,000   | 9,350,000   | 0          | 9,350,000   |
| ⑤雑収益         | 0             | 0             | 0            | 0          | 0           | 0           | 350,000    | 350,000     |
| 経常収益計        | 0             | 150,000       | 150,000      | 59,986,000 | 646,436,000 | 706,422,000 | 30,348,000 | 736,920,000 |
| (2) 経常費用     |               |               |              |            |             |             |            |             |
| ①事業費         |               |               |              |            |             |             |            | 724,526,000 |
| 役員報酬         | 2,275,000     | 611,000       | 2,886,000    | 6,403,000  | 0           | 6,403,000   |            | 9,289,000   |
| 給料手当         | 5,400,000     | 1,641,000     | 7,041,000    | 13,826,000 | 31,517,000  | 45,343,000  |            | 52,384,000  |
| 賃金           | 305,000       | 121,000       | 426,000      | 1,686,000  | 15,785,000  | 17,471,000  |            | 17,897,000  |
| 事務負担金        | 0             | 0             | 0            | 0          | 0           | 0           |            | 0           |
| 福利厚生費        | 1,964,000     | 357,000       | 2,321,000    | 5,549,000  | 0           | 5,549,000   |            | 7,870,000   |
| 旅費交通費        | 797,000       | 6,000         | 803,000      | 3,339,000  | 8,308,000   | 11,647,000  |            | 12,450,000  |
| 委員等旅費        | 0             | 0             | 0            | 0          | 3,845,000   | 3,845,000   |            | 3,845,000   |
| 通信運搬費        | 150,000       | 62,000        | 212,000      | 2,513,000  | 27,508,000  | 30,021,000  |            | 30,233,000  |
| 減価償却費        | 3,000         | 14,000        | 17,000       | 33,000     | 0           | 33,000      |            | 50,000      |
| 消耗什器備品費      | 0             | 0             | 0            | 0          | 0           | 0           |            | 0           |
| 消耗品費         | 4,000         | 15,000        | 19,000       | 1,169,000  | 6,795,000   | 7,964,000   |            | 7,983,000   |
| 材料費          | 300,000       | 0             | 300,000      | 0          | 0           | 0           |            | 300,000     |
| 車借上料         | 0             | 0             | 0            | 0          | 0           | 0           |            | 0           |
| 印刷製本費        | 130,000       | 83,000        | 213,000      | 6,089,000  | 3,829,000   | 9,918,000   |            | 10,131,000  |
| 会議費          | 38,000        | 29,000        | 67,000       | 1,623,000  | 0           | 1,623,000   |            | 1,690,000   |
| 会場費          | 50,000        | 30,000        | 80,000       | 760,000    | 0           | 760,000     |            | 840,000     |
| 光熱水料費        | 22,000        | 5,000         | 27,000       | 98,000     | 0           | 98,000      |            | 125,000     |
| 賃借料          | 1,451,000     | 357,000       | 1,808,000    | 8,231,000  | 17,493,000  | 25,724,000  |            | 27,532,000  |
| 広告宣伝費        | 9,000         | 11,000        | 20,000       | 138,000    | 43,183,000  | 43,321,000  |            | 43,341,000  |
| 諸謝金          | 0             | 0             | 0            | 0          | 855,000     | 855,000     |            | 855,000     |
| 租税公課         | 0             | 0             | 0            | 0          | 0           | 0           |            | 0           |
| 交際諸費         | 20,000        | 39,000        | 59,000       | 59,000     | 0           | 59,000      |            | 118,000     |
| 雑費           | 1,000         | 2,000         | 3,000        | 27,000     | 0           | 27,000      |            | 30,000      |
| 支払負担金        | 119,000       | 90,000        | 209,000      | 4,328,000  | 0           | 4,328,000   |            | 4,537,000   |
| 支払寄付金        | 180,000       | 80,000        | 260,000      | 0          | 0           | 0           |            | 260,000     |
| 委託費          | 1,030,000     | 80,000        | 1,110,000    | 2,738,000  | 487,318,000 | 490,056,000 |            | 491,166,000 |
| 退職金引当金       | 185,000       | 55,000        | 240,000      | 1,360,000  | 0           | 1,360,000   |            | 1,600,000   |
| ②管理費         |               |               |              |            |             |             | 15,153,000 | 15,153,000  |
| 役員報酬         |               |               |              |            |             |             | 1,903,000  | 1,903,000   |
| 給料手当         |               |               |              |            |             |             | 4,780,000  | 4,780,000   |
| 賃金           |               |               |              |            |             |             | 432,000    | 432,000     |
| 事務負担金        |               |               |              |            |             |             | 200,000    | 200,000     |
| 福利厚生費        |               |               |              |            |             |             | 1,612,000  | 1,612,000   |
| 旅費交通費        |               |               |              |            |             |             | 1,867,000  | 1,867,000   |
| 通信運搬費        |               |               |              |            |             |             | 320,000    | 320,000     |
| 消耗什器備品費      |               |               |              |            |             |             | 0          | 0           |
| 消耗品費         |               |               |              |            |             |             | 100,000    | 100,000     |
| 材料費          |               |               |              |            |             |             | 0          | 0           |
| 印刷製本費        |               |               |              |            |             |             | 250,000    | 250,000     |
| 会議費          |               |               |              |            |             |             | 39,000     | 39,000      |
| 会場費          |               |               |              |            |             |             | 78,000     | 78,000      |
| 光熱水料費        |               |               |              |            |             |             | 47,000     | 47,000      |
| 賃借料          |               |               |              |            |             |             | 2,086,000  | 2,086,000   |
| 広告宣伝費        |               |               |              |            |             |             | 160,000    | 160,000     |
| 諸謝金          |               |               |              |            |             |             | 0          | 0           |
| 交際諸費         |               |               |              |            |             |             | 40,000     | 40,000      |
| 租税公課         |               |               |              |            |             |             | 640,000    | 640,000     |
| 支払負担金        |               |               |              |            |             |             | 4,000      | 4,000       |
| 委託費          |               |               |              |            |             |             | 100,000    | 100,000     |
| 雑費           |               |               |              |            |             |             | 50,000     | 50,000      |
| 登記料          |               |               |              |            |             |             | 45,000     | 45,000      |
| 退職金引当金       |               |               |              |            |             |             | 400,000    | 400,000     |
| 経常費用計        | 14,433,000    | 3,688,000     | 18,121,000   | 59,969,000 | 646,436,000 | 706,405,000 | 15,153,000 | 739,679,000 |
| 当期経常増減額      | △ 14,433,000  | △ 3,538,000   | △ 17,971,000 | 17,000     | 0           | 17,000      | 15,196,000 | △ 2,759,000 |

令和3年度収支予算（参考：資金ベース）

令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで

(収入の部)

(単位：円)

| 科 目        | 予算額           | 前年度予算額        | 備 考 |
|------------|---------------|---------------|-----|
| I 事業活動収支の部 |               |               |     |
| 1. 事業活動収入  |               |               |     |
| ①会費等収入     | (33,218,000)  | (33,248,000)  |     |
| 会費         | 29,998,000    | 30,028,000    |     |
| 振興大会負担金    | 3,220,000     | 3,220,000     |     |
| ②事務負担金収入   | (44,828,000)  | (32,299,000)  |     |
| 給与負担金等収入   | 44,828,000    | 32,299,000    |     |
| ③事業収入      | (12,088,000)  | (11,718,000)  |     |
| 出版事業収入     | 5,511,000     | 5,200,000     |     |
| 木材製品認定収入   | 150,000       | 150,000       |     |
| 貸室収入       | 6,427,000     | 6,368,000     |     |
| ④補助金等収入    | (646,436,000) | (780,840,000) |     |
| 補助金        | 637,086,000   | 771,490,000   |     |
| 受託事業       | 9,350,000     | 9,350,000     |     |
| ⑤雑収入       | (350,000)     | (350,000)     |     |
| 雑収入        | 350,000       | 350,000       |     |
| 事業活動収入計    | 736,920,000   | 858,455,000   |     |

(支出の部)

(単位：円)

| 科 目         | 予算額           | 前年度予算額        | 備 考 |
|-------------|---------------|---------------|-----|
| 2. 事業活動支出   |               |               |     |
| ①事業費支出      | (672,499,000) | (806,953,000) |     |
| 木材産業振興活動費   | 3,000,000     | 3,000,000     |     |
| 補助事業費       | 637,086,000   | 771,490,000   |     |
| 受託事業費       | 9,350,000     | 9,350,000     |     |
| 木材普及調査事業費   | 4,700,000     | 4,700,000     |     |
| 出版事業費       | 4,400,000     | 4,400,000     |     |
| J A S 普及事業費 | 1,600,000     | 1,600,000     |     |
| 木材製品認定普及事業費 | 1,080,000     | 1,080,000     |     |
| 振興大会費       | 3,222,000     | 3,222,000     |     |
| 旅費交通費       | 3,200,000     | 3,200,000     |     |
| 会議費         | 2,530,000     | 2,530,000     |     |
| 負担金         | 2,331,000     | 2,331,000     |     |
| 減価償却費       | 0             | 50,000        |     |
| ②管理費支出      | (64,540,000)  | (51,842,000)  |     |
| 役員報酬        | 11,192,000    | 6,228,000     |     |
| 給与手当        | 28,191,000    | 22,613,000    |     |
| 福利厚生費       | 9,482,000     | 7,521,000     |     |
| 事務負担金       | 200,000       | 200,000       |     |
| 事務所費        | 12,375,000    | 12,180,000    |     |
| 需用費         | 2,850,000     | 2,850,000     |     |
| 交際費         | 40,000        | 40,000        |     |
| 広告費         | 160,000       | 160,000       |     |
| 雑費          | 50,000        | 50,000        |     |
| ③諸税公課支出     | (640,000)     | (640,000)     |     |
| 諸税公課        | 640,000       | 640,000       |     |
| 消費税         | 0             | 0             |     |
| ④特定預金支出     | (2,000,000)   | (2,000,000)   |     |
| 退職給付引当金支出   | 2,000,000     | 2,000,000     |     |
| 事業活動支出計     | 739,679,000   | 861,435,000   |     |
| 事業活動収支差額    | △ 2,759,000   | △ 2,980,000   |     |
| II 投資活動収支の部 |               |               |     |
| 1. 投資活動収入   |               |               |     |
| 退職引当資産取崩収入  |               | 0             |     |
| 投資活動収入計     | 0             | 0             |     |
| 2. 投資活動支出   |               |               |     |
| 退職金         | 0             | 0             |     |
| 投資活動支出計     | 0             | 0             |     |
| 投資活動収支差額    | 0             | 0             |     |
| III 予備費支出   |               | 0             |     |
| 当期収支差額      | △ 2,759,000   | △ 2,980,000   |     |
| 前期繰越収支差額    | 50,434,940    | 53,414,940    |     |
| 次期繰越収支差額    | 47,675,940    | 50,434,940    |     |

令和3年度収支予算(資金ベース)

特別会計

(令和3年4月1日から令和4年3月31日)

(収入の部)

(単位:円)

| 科 目            | 予 算 額         | 前年度予算額         | 備 考   |
|----------------|---------------|----------------|-------|
| I 事業活動収入の部     |               |                |       |
| I 事業活動収入       |               |                |       |
| ① 補助金等収入       | 1,910,000,000 | 11,531,442,000 |       |
| JAS構造材消費拡大事業   | 0             | 590,000,000    | 元年度補正 |
| 過剰木材在庫利用緊急対策事業 | 0             | 9,950,000,000  | 2年度補正 |
| 輸出原木保管等緊急対策事業  | 0             | 991,442,000    | 2年度補正 |
| JAS構造材利用実証支援事業 | 1,910,000,000 | 0              | 2年度補正 |
| 事業活動収入計        | 1,910,000,000 | 11,531,442,000 |       |

(支出の部)

(単位:円)

| 科 目            | 予 算 額         | 前年度予算額         | 備 考   |
|----------------|---------------|----------------|-------|
| II 事業活動収入の部    |               |                |       |
| ① 事業費支出        |               |                |       |
| 補助事業費          | 1,910,000,000 | 11,531,442,000 |       |
| JAS構造材消費拡大事業   | 0             | 590,000,000    | 元年度補正 |
| 過剰木材在庫利用緊急対策事業 | 0             | 9,950,000,000  | 2年度補正 |
| 輸出原木保管等緊急対策事業  | 0             | 991,442,000    | 2年度補正 |
| JAS構造材利用実証支援事業 | 1,910,000,000 | 0              | 2年度補正 |
| 事業活動支出計        | 1,910,000,000 | 11,531,442,000 |       |
| 事業活動収支差        | 0             | 0              |       |



令和3年度収支予算(資金ベース)

特別会計

(令和3年4月1日から令和4年3月31日)

(収入の部)

(単位:円)

| 科 目        | 予 算 額  | 前年度予算額 | 備 考 |
|------------|--------|--------|-----|
| I 事業活動収入の部 |        |        |     |
| I 事業活動収入   | 20,000 | 20,000 |     |
| ① 国産材マーク収入 | 20,000 | 20,000 |     |
| 国産材マーク収入   | 20,000 | 20,000 |     |
| 事業活動収入計    | 20,000 | 20,000 |     |

(支出の部)

(単位:円)

| 科 目         | 予 算 額  | 前年度予算額 | 備 考       |
|-------------|--------|--------|-----------|
| II 事業活動収入の部 |        |        |           |
| ① 事業費支出     | 20,000 | 20,000 |           |
| 国産材マーク事業費   | 20,000 | 20,000 | ホームページ更新等 |
| 事業活動支出計     | 20,000 | 20,000 |           |
| 事業活動収支差     | -      | -      |           |

令和3年度収支予算 (参考:資金ベース)

特別会計 (外国人技能実習)

(令和3年4月1日から令和3年3月31日)

(収入の部)

(単位:円)

| 科 目        | 予 算 額     | 前年度予算額 | 備 考 |
|------------|-----------|--------|-----|
| I 事業活動収入の部 |           |        |     |
| I 事業活動収入   |           |        |     |
| ① 受取入会金    | 500,000   |        |     |
| ② 受取会費     | 5,530,000 |        |     |
| ③ 受検料収入    | 800,000   |        |     |
| ④ 出版収入     | 325,000   |        |     |
| ⑤ 雑収入      | 5,000     |        |     |
| 事業活動収入計    | 7,160,000 | 0      |     |

(支出の部)

(単位:円)

| 科 目         | 予 算 額       | 前年度予算額 | 備 考 |
|-------------|-------------|--------|-----|
| II 事業活動収入の部 |             |        |     |
| ① 事業費支出     |             |        |     |
| 役員報酬        | 7,200,000   |        |     |
| 給料手当        | 1,400,000   |        |     |
| 賃 金         | 300,000     |        |     |
| 旅費交通費       | 700,000     |        |     |
| 委員等旅費       | 545,000     |        |     |
| 通信運搬費       | 375,000     |        |     |
| 消耗品費        | 40,000      |        |     |
| 印刷製本費       | 350,000     |        |     |
| 会議費         | 150,000     |        |     |
| 諸謝金         | 700,000     |        |     |
| 支払負担金       | 700,000     |        |     |
| 事業活動支出計     | 12,460,000  | 0      |     |
| 事業活動収支差額    | △ 5,300,000 | 0      |     |
| 当期収支差額      | △ 5,300,000 | 0      |     |
| 前期繰越収支差額    | △ 2,494,116 | 0      |     |
| 次期繰越収支差額    | △ 7,794,116 | 0      |     |



# 会 員 名 簿



## 会 員 名 簿

### 1) 都道府県木連会員

| 名 称             | 代 表 者   |
|-----------------|---------|
| 北海道木材産業協同組合連合会  | 松 原 正 和 |
| 青森県木材協同組合       | 齋 藤 涉   |
| 岩手県木材産業協同組合     | 日 當 和 孝 |
| 宮城県木材協同組合       | 千 葉 基   |
| 秋田県木材産業協同組合連合会  | 大 坂 真 一 |
| 山形県木材産業協同組合     | 松 田 賢   |
| 福島県木材協同組合連合会    | 鈴 木 裕 一 |
| 茨城県木材協同組合連合会    | 野 上 満 正 |
| 栃木県木材業協同組合連合会   | 東 泉 清 壽 |
| (一社)群馬県木材組合連合会  | 平 方 宏   |
| (一社)埼玉県木材協会     | 島 崎 政 敏 |
| (一社)千葉県木材振興協会   | 田 淵 和 正 |
| 神奈川県木材業協同組合連合会  | 吉 川 芳 郎 |
| (一社)山梨県木材協会     | 天 野 公 夫 |
| (一社)東京都木材団体連合会  | 渡 辺 昭   |
| 新潟県木材組合連合会      | 重 川 隆 廣 |
| 富山県木材組合連合会      |         |
| (公社)石川県木材産業振興協会 | 通 善 一 洋 |
| 福井県木材組合連合会      | 谷 崎 信 雄 |
| 長野県木材協同組合連合会    | 宮 崎 正 毅 |
| 岐阜県木材協同組合連合会    | 丸 山 輝 城 |
| 静岡県木材協同組合連合会    | 滝 浪 龍 司 |
| (一社)愛知県木材組合連合会  | 西 垣 洋 一 |
| 三重県木材組合連合会      | 野 地 洋 正 |
| 滋賀県木材協会         | 高 橋 文 夫 |
| (一社)京都府木材組合連合会  | 辻 井 重   |

| 名 称             | 代 表 者     |
|-----------------|-----------|
| (一社)大阪府木材連合会    | 津 田 潮     |
| 兵庫県木材業協同組合連合会   | 谷 口 幸 三   |
| 奈良県木材協同組合連合会    | 谷 奥 忠 嗣   |
| 和歌山県木材協同組合連合会   | 榎 本 長 治   |
| 鳥取県木材協同組合連合会    | 前 田 八 壽 彦 |
| (一社)島根県木材協会     | 三 吉 庸 善   |
| (一社)岡山県木材組合連合会  | 田 中 信 行   |
| (一社)広島県木材組合連合会  | 菅 野 康 則   |
| 一般社団法人山口県木材協会   | 林 克 彦     |
| 徳島県木材協同組合連合会    | 松 田 功     |
| (一社)香川県木材協会     | 樋 口 浩 良   |
| (一社)愛媛県木材協会     | 菊 池 正     |
| (一社)高知県木材協会     | 小 川 康 夫   |
| (一社)福岡県木材組合連合会  | 平 川 辰 男   |
| (一社)佐賀県木材協会     | 山 口 誠 二   |
| (一社)長崎県木材組合連合会  | 鶴 田 修     |
| (一社)熊本県木材協会連合会  | 鍬 本 行 廣   |
| 大分県木材協同組合連合会    | 安 部 省 祐   |
| 宮崎県木材協同組合連合会    | 高 嶺 清 二   |
| (一社)鹿児島県木材協会連合会 | 柴 立 鉄 彦   |
| (一社)沖縄県木材協会     | 長 堂 昌 太 郎 |

## 2) 業種別団体会員

| 名 称                 | 代 表 者     |
|---------------------|-----------|
| (一社)全日本木材市場連盟       | 西 垣 泰 幸   |
| 全国木材チップ工業連合会        | 佐 合 隆 治   |
| (一社)全国木材市売買方組合連盟    | 早 川 金 光   |
| 全国素材生産業協同組合連合会      | 日 高 勝 三 郎 |
| 日本木材防腐工業組合          | 高 崎 實     |
| 日本集成材工業協同組合         | 佐々木幸久     |
| (一社)日本フローリング工業会     | 市 川 英 治   |
| 日本複合・防音床材工業会        | 海 堀 哲 也   |
| 日本ツーバイフォーランバーJAS協議会 | 藏 津 洋     |
| (一社)全国木造住宅機械プレカット協会 | 原 田 実 生   |
| 全国銘木連合会             | 吉 田 芳 治   |
| 全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会 | 松 尾 和 俊   |
| (一社)日本特殊加工化粧板協議会    | 荒 浪 力 也   |
| 特定非営利活動法人 日本パーク堆肥協会 | 大 原 寛 信   |
| (一社)全国木材検査・研究協会     | 山 田 壽 夫   |
| 全国木材防虫JAS協議会        | 長 谷 川 健 治 |
| (一社)木材産業退職金共済会      | 鈴 木 和 雄   |



### 3) 賛助会員

| 名                | 称 |
|------------------|---|
| 兼松サステック(株)       |   |
| 住友林業(株)          |   |
| (株)ケー・エイチ・ケー     |   |
| 宮川工機(株)          |   |
| 大日本木材防腐(株)       |   |
| 日本製紙連合会          |   |
| (株)一条工務店         |   |
| 日本木材輸入協会         |   |
| ニューハウス工業(株)      |   |
| 木構造振興(株)         |   |
| (株)久我            |   |
| 庄司木材(株)          |   |
| 日本合板工業組合連合会      |   |
| 林業・木材製造業労働災害防止協会 |   |
| (一社)日本林業土木連合協会   |   |
| (一社)林道安全協会       |   |
| (一社)日本CLT協会      |   |
| ナイス(株)           |   |
| (一社)木のいえ一番協会     |   |
| (一社)林業機械化協会      |   |
| 全国木材協同組合連合会      |   |

# 定 款



## 一般社団法人全国木材組合連合会定款

昭和 29 年 3 月 10 日任意団体として発足  
昭和 31 年 5 月 25 日第三回通常総会に  
おいて法人に組織変更  
昭和 31 年 7 月 24 日社団法人認可  
平成 25 年 4 月 1 日一般社団法人設立登記  
平成 26 年 11 月 27 日一部変更  
令和 元年 10 月 8 日一部変更  
令和 2 年 5 月 13 日一部変更  
令和 2 年 11 月 18 日一部変更

### 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人全国木材組合連合会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、木材の利用及び木材産業に関する調査分析、知識及び技術の普及等を行うことにより、低炭素社会構築に貢献する木材利用の推進や木材関連産業の健全な発展を図りもって社会経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 木材利用に関する調査研究、技術発展、普及
- (2) 木材産業の振興に関する調査研究、普及
- (3) 木材利用及び木材産業に関する諸制度の調査研究、普及、関係団体との意見調整並びに提言
- (4) 木材産業に関する技術、技能、労働安全に関する調査研究及び普及
- (5) 木材貿易振興のための調査、交流
- (6) 木材・木製品の品質、認証の調査研究、普及
- (7) 外国人技能実習制度に基づく技能実習評価試験の実施
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行う。

## 第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員 木材利用及び木材産業の振興の活動を行う都道府県の区域団体又は全国団体

(2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する木材関係団体等

(3) 特別会員 本会とともに木材利用拡大活動に参画する団体又は企業等

2 前項第1号の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団等法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書を会長に提出し理事会の承認を得なければならない。

2 会員は、その名称又は代表者の氏名、住所に変更があったときは遅滞なく本会に届けなければならない。

(会費)

第7条 会員は総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出し、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 本会は会員が次の各号に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。この場合、その会員に対して総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ又は本会の目的遂行に反する行為を行ったとき

(3) その除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 解散したとき

(2) 会費を2年以上滞納したとき

(3) 総正会員が同意したとき

2 会員の資格喪失の場合において、既に納入した会費は返還しない

## 第3章 総 会

(総会の開催)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成し、通常総会と臨時総会とする。

- 2 前項の総会をもって一般社団等法人法上の社員総会とする。
- 3 通常総会は毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事会の決議により必要と認めるとき
  - (2) 正会員の5分の1以上の同意をもって、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したとき(招集)

第12条 総会は、法令で別段の定めがある場合や前条第3項の場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会の招集は会日の10日前までに正会員に対し会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知しなければならない。
- 3 前条第4項第2号に掲げる場合は、請求があった日から30日以内に総会を招集するものとする。

(決議事項)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事又は監事の選任又は解任
- (3) 会員の除名
- (4) 理事又は監事の報酬等の額及び報酬等の支給基準
- (5) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びその附属明細書の承認
- (6) 会費及びその徴収方法の決定
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議長)

第14条 総会の議長は、総会において出席正会員の中から選出する。

(決議)

第15条 総会は、正会員の有する議決権の半数を有する正会員の出席で成立し、総会の決議は出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

- 2 前項にかかわらず、次の決議事項については、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の議決を必要とする。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散及び残余財産の処分
  - (5) その他法令及びこの定款で定められた事項

(議決権)

第16条 正会員は、総会において、おのこの一つの議決権を有する。

- 2 総会に出席できない正会員は、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は代理人をもって議決権を行使することができる。この場合、当該会

員又は代理人は代理権を証明する書面を総会ごとに提出しなければならない。  
(総会の決議の省略)

第17条 総会の決議の目的である事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなすものとする。

(報告の省略)

第18条 会長が正会員全員に対し総会に報告すべき事項を通知した場合において、その報告を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事録は、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から選出された議事録署名人名2名が署名又は記名押印しなければならない。

## 第4章 役員等

(役員)

第20条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 53名以上60名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、9名以内を副会長、1名を専務理事、2名以内を業務担当理事とすることができる。

3 前項の会長を一般社団等法人法上の代表理事とし、専務理事及び業務担当理事を一般社団等法人法第91条第1項第2号に基づく業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、正会員である団体の代表者又は構成員の中から総会において選任する。ただし、正会員である団体の代表者又は構成員以外であっても総会の決議を経て選定することができるものとする。

2 会長、副会長、専務理事及びその他の業務執行理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 監事は、理事若しくは職員を兼ねることができない。

4 理事のうち同一親族(3親等以内の親族及びこのものと特別な関係にある者をいう。)又は他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人であるものその他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表しその業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐する。

4 専務理事は会長を補佐して本会の業務を執行する。また、専務理事以外の業務執行理事は本会の業務を分担執行する。

5 会長、専務理事及びその他の業務執行理事は毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事、使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務、財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 役員は、任期満了又は辞任により退任した場合において第20条第1項の定数に足りなくなるときは、後任者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の理事の残任期間とする。また、補欠の監事の場合も同様とする。

(解任)

第25条 役員は、総会の議決を経て解任することができる。

(報酬等)

第26条 役員報酬は無報酬とする。ただし、常勤役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会で別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額により支給することができる。

(顧問)

第27条 本会に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、当会運営上の重要事項について意見を述べるることができるものとする。

3 顧問は、理事会の決議に基づき、会長が任命する。

4 顧問の報酬は無報酬とする。

## 第5章 理事会

(理事会の構成)

第28条 本会に理事会を置く。



2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第29条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及びその他の業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他法令及びこの定款で定める事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 法令上の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第31条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは専務理事又はその他の業務執行理事が理事会を招集する。

3 理事会の招集は開催日の一週間前までに書面をもって、日時、場所、会議目的の事項につき通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の決議)

第33条 理事会は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席により成立する。

2 理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第34条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(報告の省略)

第35条 理事若しくは監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第22条第5項の規定による報告は適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第6章 事務局

(事務局)

第37条 本会に事務局を置き、業務処理するために必要な職員を置く。

- 2 職員の任免は、会長が行う。
- 3 事務局に関する必要事項は理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(資産)

第39条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成し、会長が管理する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(経費の支弁)

第40条 本会の経費は、本会の資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第41条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに事業計画書及び収支予算書の案を作成し理事会の決議を経て総会に報告する。これを変更するときも同様とする。

(事業報告及び決算)

第42条 会長は毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号はその内容の報告、第3号から第5号は承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 第1項の書類及び監査報告については、主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は総会の決議により変更することができる。

(解散)

第44条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産処分等)

第45条 本会が清算する場合において、有する残余財産は総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

第46条 本会は、剰余金の分配は行うことができない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本会の公告は、主たる事務所の公衆に見やすい場所に掲示する方法で行う。

## 第10章 委任

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、当会の運営に関し必要事項は理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事（会長）は、吉条良明とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は、令和2年11月18日から施行する。





木材産業シンボルマーク



全木連・全木協連は、国産材を活用し日本の森林を守る運動に取り組んでいます。

本文用紙は間伐紙（木になる紙）を使用しています。